

○ 産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱（令和4年12月12日付け4農産第3506号農林水産事務次官依命通知）

一部改正新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（趣旨）</p> <p>第1 今後も拡大が見込まれる海外市場や加工・業務用等の新たな需要に対応し、野菜・果樹等の国内外の市場を獲得できるよう、その国際競争力を強化するとともに、生産体制を一層強化することが早急に必要である。このため、農業生産基盤強化プログラム（令和元年12月10日農林水産業・地域の活力創造本部決定）及び令和2年12月8日付けで改訂された「総合的なTPP等関連政策大綱」に基づき、水田・畑作・野菜・果樹・茶・花き等の産地の創意工夫による地域の強みを活かしたイノベーションの取組やスマート農業の活用を支援するとともに、輸出や加工・業務用等の増加する需要に対応する生産量増加対策や生産コストの削減、堆肥の活用による全国的な土づくりを展開することにより、地域の営農戦略に基づいて実施する産地の高収益化に向けた取組や園芸作物等の生産基盤の強化を図るための取組を総合的に支援する。</p> <p>（定義）</p> <p>第4 本事業における用語については、次のとおりとする。</p> <p>（1）新市場獲得対策</p> <p>ア・イ （略）</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1 今後も拡大が見込まれる海外市場や加工・業務用等の新たな需要に対応し、野菜・果樹等の国内外の市場を獲得できるよう、その国際競争力を強化するとともに、生産体制を一層強化することが早急に必要である。このため、農業生産基盤強化プログラム（令和元年12月10日農林水産業・地域の活力創造本部決定）及び令和2年12月8日付けで改訂された「総合的なTPP等関連政策大綱」に基づき、水田・畑作・野菜・果樹・茶・花き等の産地の創意工夫による地域の強みを活かしたイノベーションの取組やスマート農業の活用を支援するとともに、輸出や加工・業務用等の増加する需要に対応する生産量増加対策や生産コストの削減、堆肥の活用による全国的な土づくりを展開することにより、<u>地域の営農戦略に基づいて実施する産地の高収益化に向けた取組や園芸作物等の生産基盤の強化を図るための取組、食料安全保障の確立に向けた国産農産物のシェア拡大に資する取組</u>を総合的に支援する。</p> <p>（定義）</p> <p>第4 本事業における用語については、次のとおりとする。</p> <p>（1）新市場獲得対策</p> <p>ア・イ （略）</p>

(削る。)

(2) (略)

(交付の対象及び補助率)

第6 (略)

2 事業の着手については、以下のとおりとする。

(1) (略)

(2) 収益性向上対策・生産基盤強化対策

ア・イ (略)

ウ 都道府県知事は、取組主体からアの交付決定前着手届の提出があった場合は、基金事業は基金管理団体の長、整備事業は地方農政局長等（北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。その他の都府県にあっては、当該都府県の区域を管轄する地方農政局長をいう。以下同じ。）にその写しを提出するものとする。

(交付の対象及び補助率)

第7 農林水産大臣（以下「大臣」という。）は、次に掲げる事業等（以下「推進事業等」という。）を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費（以下「補

ウ 麦・大豆国産化プラン

本対策の受益地となる産地と当該産地で生産された麦（小麦、大麦及びはだか麦をいう。以下同じ。）及び大豆を使用する実需者が連携し、国産麦・大豆の供給力強化を図るための計画をいう。

(2) (略)

(交付の対象及び補助率)

第6 (略)

2 事業の着手については、以下のとおりとする。

(1) (略)

(2) 収益性向上対策・生産基盤強化対策

ア・イ (略)

ウ 都道府県知事は、取組主体からアの交付決定前着手届の提出があった場合は、基金事業は基金管理団体の長、整備事業は地方農政局長等（北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）にその写しを提出するものとする。

(交付の対象及び補助率)

第7 農林水産大臣（以下「大臣」という。）は、次に掲げる事業等（以下「推進事業等」という。）を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費（以下「補

助対象経費」という。)について、予算の範囲内で補助金を交付する。

(1) 新市場推進事業 (別表1のIの1の(1)及び2)

(2) 新市場整備事業 (別表1のIIの1の(1))

(3) (略)

(4) 都道府県推進事業 (別表1のIの1の(2))

(5) 都道府県整備事業 (別表1のIIの1の(2)、別表2のII)

2・3 (略)

(流用の禁止)

第8 別表3の区分欄に掲げる1から4までの事業に係る経費の相互間、別表3の区分欄の1の経費欄に掲げる1と2の経費の相互間、別表3の区分欄の1の経費欄に掲げる1の事業におけるI及びIIの経費の相互間における経費の流用をしてはならない。

(概算払の請求、補助金の支払)

第18 基金管理団体を除く推進事業者等は、補助金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合には、別記様式第6号-1による概算払請求書を交付決定者及び官署支出官(農林水産省にあっては大臣官房予算課経理調査官、北海道農政事務所及び北陸・東海・近畿・中国四国農政局にあっては総務管理官、東北・関東・九州農政局及び内閣府沖縄総合事務局にあっては総務部長をいう。以下同じ。)に提出しなければならない。

助対象経費」という。)について、予算の範囲内で補助金を交付する。

(1) 新市場推進事業 (別表1のIの1、2及び3の(2)のイ)

(2) 新市場整備事業 (別表1のIIの1、IIの3の(1)のイ)

(3) (略)

(4) 都道府県推進事業 (別表1のIの3の(1)及び(2)のア)

(5) 都道府県整備事業 (別表1のIIの3の(1)のア及び(2)、別表2のII)

2・3 (略)

(流用の禁止)

第8 別表3の区分欄に掲げる1から4までの事業に係る経費の相互間、別表3の区分欄の1の経費欄に掲げる1と2の経費の相互間、別表3の区分欄の1の経費欄に掲げる1の事業におけるI、II及びIIIの経費の相互間における経費の流用をしてはならない。

(概算払の請求、補助金の支払)

第18 推進事業者等は、補助金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合には、別記様式第6号-1による概算払請求書を交付決定者及び官署支出官(農林水産省にあっては大臣官房予算課経理調査官、北海道農政事務所、北陸・東海・近畿・中国四国農政局にあっては総務管理官、東北・関東・九州農政局及び内閣府沖縄総合事務局にあっては総務部長をいう。以下同じ。)に提出しなければならない。

なお、概算払は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第58条ただし書に基づく財務大臣との協議が調った日以降、協議が調った範囲で行うものとする。

2・3 （略）

（間接補助金交付の際付すべき条件）

第27 （略）

2 推進事業者等は、地方公共団体である間接補助事業者に補助金を交付するときは、間接補助事業者に対し、前項に定めるもののほか、第13及び第26の規定に準ずる条件を付さなければならない。

3 （略）

（基金から助成金を交付する場合に都道府県に対して付すべき条件）

第33 基金管理団体は、基金から都道府県に対して助成金を交付するときは、本要綱第8、第14から第17まで、第19、第21から第23まで、第25及び第26の規定に準ずる条件及び次の各号に掲げる条件を付さなければならない。

(1)～(5) （略）

2～4 （略）

別表1（新市場獲得対策）

（略）

I 推進事業

メニュー	事業実施主体	採択要件	補助率
------	--------	------	-----

なお、概算払は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第58条ただし書きに基づく財務大臣との協議が調った日以降、協議が調った範囲で行うものとする。

2・3 （略）

（間接補助金交付の際付すべき条件）

第27 （略）

2 推進事業者等は、地方公共団体以外の間接補助事業者に補助金を交付するときは、間接補助事業者に対し、前項に定めるもののほか、第13及び第26の規定に準ずる条件を付さなければならない。

3 （略）

（基金から助成金を交付する場合に都道府県に対して付すべき条件）

第33 基金管理団体は、基金から都道府県に対して助成金を交付するときは、本要綱第8、第14から第17、第19、第21から第23まで、第25及び第26の規定に準ずる条件及び次の各号に掲げる条件を付さなければならない。

(1)～(5) （略）

2～4 （略）

別表1（新市場獲得対策）

（略）

I 推進事業

メニュー	事業実施主体	採択要件	補助率
------	--------	------	-----

<p>1 新市場対応に向けた拠点事業者の育成及び連携産地の体制強化</p> <p>(1) 全国の取組</p> <p>ア 生産安定・効率化機能の具備・強化</p> <p>イ 供給調整機能の具備・強化</p> <p>ウ 実需者ニーズ対応機能の具備・強化</p> <p>エ 農業機械等の導入及びリース導入</p> <p>オ 効果増進・検証事業</p> <p>カ その他事業の目的を達成するために必要な取組</p> <p>(2) 都道府県の取組</p> <p>ア 生産安定・効率化機能の具備・強化</p> <p>イ 供給調整機能の具備・強化</p> <p>ウ 実需者ニーズ対応機能の具備・強化</p> <p>エ 農業機械等の導入及びリース導入</p> <p>オ 効果増進・検証事業</p> <p>カ その他事業の目的を達成するために必要な取組</p>	(略)	(略)	<p>補助率は次に掲げるとおりとする。</p> <p>ア～ウまで及びカの事業</p> <p>事業費の1/2以内(別記1別紙1に定める場合)あつては、定める額とする。</p> <p>エの事業導入する農業用機械等の本体価格の1/2以内とする。</p> <p>オの事業定額とする。</p>	<p>1 新市場対応に向けた拠点事業者の育成及び連携産地の体制強化(新設)</p> <p>(1) 生産安定・効率化機能の具備・強化</p> <p>(2) 供給調整機能の具備・強化</p> <p>(3) 実需者ニーズ対応機能の具備・強化</p> <p>(4) 農業機械等の導入及びリース導入</p> <p>(5) 効果増進・検証事業</p> <p>(6) その他事業の目的を達成するために必要な取組(新設)</p>	(略)	(略)	<p>補助率は次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(3)及び(6)の事業</p> <p>事業費の1/2以内(別記1別紙1に定める場合)あつては、定める額とする。</p> <p>(4)の事業導入する農業用機械等の本体価格の1/2以内とする。</p> <p>(5)の事業定額とする</p>
2 (略)	(略)	(略)	(略)	2 (略)	(略)	(略)	(略)
(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)	<p>3 国産シェア拡大対策</p> <p>(1) 麦・大豆</p> <p>麦・大豆機械導入対策</p>	<p>事業実施主体は、別記1別紙3に定める者とする。</p>	<p>採択要件は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)の事業</p> <p>次に掲げる全ての要件を満たすこととする。</p>	<p>補助率は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)の事業</p> <p>補助率は導入する機械等の導入費用の</p>

						<p>ア 別記1別紙3に定める成果目標の基準を満たしていること。</p> <p>イ 事業内容が成果目標の達成に結び付く取組であること。</p> <p>ウ 別記1別紙3に定める要件を満たしていること。</p>	<p>1 / 2 以内とする。</p>
				<p>(2) 園芸作物</p> <p>ア サプライチェーン強靱化支援のうち加工・業務用野菜産地育成推進</p> <p>イ 需要拡大支援</p>	<p>事業実施主体は、別記1別紙4に定める者とする。</p>	<p>(2) の事業次に掲げる全ての要件を満たすこととする。</p> <p>ア 別記1別紙4に定める成果目標の基準を満たしていること。</p> <p>イ 事業内容が成果目標の達成に結び付く取組であること。</p> <p>ウ 別記1別紙4に定める要件を満たしていること。</p>	<p>(2) の事業定額、事業費の1 / 2 以内とする。</p>
II 整備事業				II 整備事業			

メニュー	事業実施主体	採択要件	補助率	メニュー	事業実施主体	採択要件	補助率
1 新市場対応に向けた 拠点事業者の育成及び 連携産地の体制強化 (1) 全国の取組	(略)	(略)	補助率は事業 費の1/2以内 (ただし、別記1 に定める場合に あつては、その定 める率又は額以 内)とする。	1 新市場対応に向けた 拠点事業者の育成及び 連携産地の体制強化 (新設)	(略)	(略)	補助率は事業 費の1/2以内 とする。
ア 育苗施設 イ 乾燥調製施設 ウ 穀類乾燥調製貯蔵 施設 エ 農産物処理加工施 設 オ 集出荷貯蔵施設 カ 産地管理施設 キ 用土等供給施設 ク 農作物被害防止施 設 ケ 生産技術高度化施 設 コ 種子種苗生産関連 施設 サ 有機物処理・利用 施設				(1) 育苗施設 (2) 乾燥調製施設 (3) 穀類乾燥調製貯蔵 施設 (4) 農産物処理加工施 設 (5) 集出荷貯蔵施設 (6) 産地管理施設 (7) 用土等供給施設 (8) 農作物被害防止施 設 (9) 生産技術高度化施 設 (10) 種子種苗生産関連 施設 (新設)			
(2) 都道府県の取組				(新設)			
ア 育苗施設 イ 乾燥調製施設 ウ 穀類乾燥調製貯蔵 施設 エ 農産物処理加工施 設 オ 集出荷貯蔵施設 カ 産地管理施設 キ 用土等供給施設 ク 農作物被害防止施 設 ケ 生産技術高度化施 設 コ 種子種苗生産関連 施設							

サ 有機物処理・利用 施設							
(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)	<p>3 国産シェア拡大対策</p> <p>(1) 麦・大豆</p> <p>ア 麦・大豆生産・加工施設整備対策</p> <p>(ア) 乾燥調製施設</p> <p>(イ) 穀類乾燥調製貯蔵施設</p> <p>(ウ) 農産物処理加工施設</p> <p>(エ) 種子種苗生産関連施設</p> <p>イ 麦・大豆ストックセンター整備対策</p> <p>(ア) ストックセンター</p> <p>二</p> <p>(2) 園芸作物等</p> <p>サプライチェーン強靱化支援のうち</p> <p>ア 流通体制合理化整備事業</p> <p>イ 野菜加工施設整備事業</p>	<p>事業実施主体は、別記1別紙3に定める者とする。</p> <p>事業実施主体は、別記1別紙4に定める者とする。</p>	<p>採択要件は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)の事業次に掲げる全ての要件を満たすこととする。</p> <p>ア 別記1別紙3に定める成果目標の基準を満たしていること。</p> <p>イ 事業内容が成果目標の達成に結び付く取組であること。</p> <p>ウ 別記1別紙3に定める要件を満たしていること。</p> <p>(2)の事業次に掲げる全ての要件を満たすこととする。</p> <p>ア 別記1別紙4の成果目標の基準を満たしていること。</p> <p>イ 当該施設の整備による全ての効用によって全ての費用を償うことが見込まれること。</p>	<p>補助率は、事業費の1/2以内とする。</p>

ウ 別記1別紙
4に定める要
件を満たして
いること。

別表2 (収益性向上対策・生産基盤強化対策)
(略)

I 基金事業

メニュー	取組主体	採択要件	補助率
1 収益性向上対策 (1) 生産支援事業 ア 農業機械等の導入及びリース導入 イ 生産資材の導入等	取組主体は、次に掲げる者とする。 (1)～(6) (略) (7)民間事業者(中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項各号のいずれにも該当しない民間事業者及びこれらの民間事業者から出資を受けた民間事業者を除く事業者をいう。以下同じ。)	(略)	(略)
(2) 効果増進事業 ア 事業計画の策定及び農業機械の導入実証に要する経費等(導入実証等支援) イ 施設運営に係る専門家の招聘に要する	取組主体は、次に掲げる者とする。 アの事業 (1)都道府県協議会 (2)地域協議会 イの事業 IIのメニュー欄の1の事業の取組	採択要件は、次に掲げる要件を満たすこととする。 アの事業 メニュー欄の1の事業を効果的に実施するために必要なものとする。 イの事業 IIのメニュー欄の1の事業を	補助率は次のとおりとする。 アの事業 定額(1/2相当)とする。 イの事業 定額とする。

別表2 (収益性向上対策・生産基盤強化対策)
(略)

I 基金事業

メニュー	取組主体	採択要件	補助率
1 収益性向上対策 (1) 生産支援事業 ア 農業機械等の導入及びリース導入 イ 生産資材の導入等	取組主体は、次に掲げる者とする。 (1)～(6) (略) (7)民間事業者(中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項各号のいずれにも該当しない民間事業者及びこれらの民間事業者から出資を受けた民間事業者を除く事業者であって、別記2に定めるものに限る。以下同じ。)	(略)	(略)
(2) 効果増進事業 事業計画の策定及び農業機械の導入実証に要する経費等 (新設)	取組主体は、次に掲げる者とする。 (1)都道府県協議会 (2)地域協議会 (新設)	採択要件は、メニュー欄の1の事業を効果的に実施するために必要なものとする。 (新設)	補助率は定額(1/2相当)とする。 (新設)

経費（伴走支援）	主体	効果的に実施するために必要なものとする。	
(略)	(略)	(略)	(略)

II 整備事業

メニュー	取組主体	採択要件	補助率
1 収益性向上対策 (1)～(12) (略)	取組主体は、次に掲げる者とする。 (1)～(9) (略) (削る。)	(略)	(略)
(略)	(10)・(11) (略)	(略)	(略)

別表3（第7、第8、第14及び第15関係）

区分	経費	補助率	交付決定者	重要な変更	
				経費の配分の変更	事業内容の変更

(略)	(略)	(略)	(略)

II 整備事業

メニュー	取組主体	採択要件	補助率
1 収益性向上対策 (1)～(12) (略)	取組主体は、次に掲げる者とする。 (1)～(9) (略) (10) 流通業者（別記2に定めるものに限る。）青果物広域流通システム構築の取組を対象とした集出荷貯蔵施設の整備に限るものとする。 (11)・(12) (略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

別表3（第7、第8、第14及び第15関係）

区分	経費	補助率	交付決定者	重要な変更	
				経費の配分の変更	事業内容の変更

1 国産農産物生産基盤強化等対策事業費補助金	1 産地生産基盤パワーアップ事業推進費(新市場推進事業)	定額 1 / 2 以内 1 / 3 以内	地方農政局長等	1 補助率が異なる経費の相互間における経費の増減	1 推進事業者等の名称の変更 2 事業の中止又は廃止 3 経費の欄に掲げるⅠ及びⅡのそれぞれの経費の事業費の30%を超える増又は国庫補助金の増 4 経費の欄に掲げるⅠ及びⅡのそれぞれの経費の事業費又は国庫補助金の30%を超える減	1 国産農産物生産基盤強化等対策事業費補助金	1 産地生産基盤パワーアップ事業推進費(新市場推進事業)	定額 1 / 2 以内 1 / 3 以内	地方農政局長等	1 補助率が異なる経費の相互間における経費の増減	1 推進事業者等の名称の変更 2 事業の中止又は廃止 3 経費の欄に掲げるⅠ、Ⅱ及びⅢのそれぞれの経費の事業費の30%を超える増又は国庫補助金の増 4 経費の欄に掲げるⅠ、Ⅱ及びⅢのそれぞれの経費の事業費又は国庫補助金の30%を超える減
産地生産基盤パワーアップ事業費補助金	Ⅰ 新市場対応に向けた拠点事業者の育成及び連携産地の体制強化 Ⅱ 園芸作物等の先導的取組支援 ① 果樹に関するもの ② 果樹以外に関するもの (削る。)		農林水産大臣 地方農政局長等 (削る。)			産地生産基盤パワーアップ事業費補助金	Ⅰ 新市場対応に向けた拠点事業者の育成及び連携産地の体制強化 Ⅱ 園芸作物等の先導的取組支援 ① 果樹に関するもの ② 果樹以外に関するもの Ⅲ <u>需要拡大支援</u>		農林水産大臣 地方農政局長等 農林水産大臣		
(略)	2 (略)	(略)	(略)		(略)	(略)	2 (略)	(略)	(略)		(略)
(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)

別記1 新市場獲得対策

第1 事業の内容等

(略)

1・2 (略)

(削る。)

(削る。)

別記1 新市場獲得対策

第1 事業の内容等

(略)

1・2 (略)

3 国産シェア拡大対策(麦・大豆)

別紙3に定めるとおりとする。

4 国産シェア拡大対策(園芸作物)

別紙4に定めるとおりとする。

別紙1 新市場対応に向けた拠点事業者の育成及び連携産地の体制強化支援

I 全国の取組

第2 取組の内容等

1 取組の内容

新市場対応に向けた拠点事業者の育成及び連携産地の体制強化支援（以下Iにおいて「本事業」という。）での取組の内容は、I-1の1及びI-2の1に定めるところによるものとする。

2 本事業の助成の対象となる対象品目については、野菜、果樹、花き、土地利用型作物、畑作物・地域特産作物とする。

ただし、I-1の1の（1）のカの取組については、加工・業務用野菜のうち国内産が需要に答えきれていない品目として、たまねぎ、にんじん、ねぎ、ほうれんそう、スイートコーン、えだまめ、ブロッコリー、ごぼう、トマト（8～10月出荷）、セルリー（6～12月出荷）、にんにく、しょうが、さといも、えんどう（11～7月出荷）、キャベツ（11月又は1～5月出荷）、レタス（11～3月出荷）、かぼちゃ（11～6月出荷）、だいこん（4～7月又は10月出荷）及びアスパラガス（2～5月又は9～11月出荷）に限るものとする。

なお、対象出荷期間が特定される品目は、3の（3）の目標年度において、事業対象面積における契約取引の全体的出荷量のうち2割以上をその期間に出荷することとする。

3 事業実施計画の基準、成果目標の基準及び目標年度

（1）事業実施計画の基準

事業実施計画は、事業を実施しようとする拠点事業者等又

別紙1 新市場対応に向けた拠点事業者の育成及び連携産地の体制強化支援

（新設）

第2 取組の内容等

1 取組の内容

新市場対応に向けた拠点事業者の育成及び連携産地の体制強化支援（以下「本事業」という。）での取組の内容は、Iの1、IIの1に定めるところによるものとする。

2 本事業の助成の対象となる対象品目については、野菜、果樹、花き、土地利用型作物、畑作物・地域特産作物とする。

ただし、Iの1の（1）のオの取組については、加工・業務用野菜のうち国内産が需要に答えきれていない品目として、たまねぎ、にんじん、ねぎ、ほうれんそう、スイートコーン、えだまめ、ブロッコリー、ごぼう、トマト（8～10月出荷）、セルリー（6～12月出荷）、にんにく、しょうが、さといも、えんどう（11～7月出荷）、キャベツ（11月又は1～5月出荷）、レタス（11～3月出荷）、かぼちゃ（11～6月出荷）、だいこん（4～7月又は10月出荷）及びアスパラガス（2～5月又は9～11月出荷）に限るものとする。

なお、対象出荷期間が特定される品目は、3の（3）の目標年度において、事業対象面積における契約取引の全体的出荷量のうち2割以上をその期間に出荷することとする。

3 事業実施計画の基準、成果目標の基準及び目標年度

（1）事業実施計画の基準

事業実施計画は、事業を実施しようとする拠点事業者等又

はコンソーシアム（推進事業を複数の拠点事業者等が実施する場合にあっては、供給調整機能を有する主たる拠点事業者が代表するものとする。）（以下本事業において「事業実施主体」という。）が協働事業計画に位置付けられた取組内容について作成することとし、次の項目を全て記載するものとする。

ア～ウ （略）

(2) 成果目標の基準

成果目標の内容及び達成すべき基準は、I-1の4及びI-2の4に定めるところによるものとする。

(3) （略）

4 面積要件

本要綱別表1のIの1の(1)及びIIの1の(1)の事業における採択要件のうち別記1別紙1に定める面積要件は、共通3（イからエまでを除く。）のとおりとする。

5 （略）

第3 事業実施等の手続

1 事業実施計画の作成及び提出

(1) 事業実施主体は、別紙様式第1号により事業実施計画を作成し、協働事業計画を添付して地方農政局長等に提出し、その地方農政局長等と協議を行うものとする。

ただし、別に定める公募要領により選出された補助金候補者については、事業実施計画の協議を行ったものとみなすことができる。

(2)～(3) （略）

(4) 事業実施主体は、成果目標の達成に資する場合には、本要綱に定める範囲内で、事業実施計画の取組内容等を変更する

はコンソーシアム（推進事業を複数の拠点事業者等が実施する場合にあっては、供給調整機能を有する主たる拠点事業者が代表するものとする。）（以下、本事業において「事業実施主体」という。）が協働事業計画に位置付けられた取組内容について作成することとし、次の項目を全て記載するものとする。

ア～ウ （略）

(2) 成果目標の基準

成果目標の内容及び達成すべき基準は、Iの4、IIの4に定めるところによるものとする。

(3) （略）

4 面積要件

本要綱別表1のIの1及びIIの1の事業における採択要件のうち別記1別紙1に定める面積要件は、共通3のとおりとする。

5 （略）

第3 事業実施等の手続

1 事業実施計画の作成及び提出

(1) 事業実施主体は、別紙様式第1号により事業実施計画を作成し、協働事業計画を添付して地方農政局長等に提出し、その地方農政局長等と協議を行うものとする。

ただし、別に定める公募要領により選出された補助金候補者については、事業実施計画の協議を行ったものとみなす。

(2)～(3) （略）

(4) 事業実施主体は、成果目標の達成に資する場合には、本要綱に定める範囲内で、事業実施主体計画の取組内容等を変更

ことができるものとする。ただし、成果目標の変更にあつては、重要な変更として、(1) から (3) まで に準じた手続を行うものとする。

(5) (略)

2 (略)

3 事業の評価

(1) 事業実施主体は、事業実施計画及び協働事業計画 (以下「事業実施計画等」という。) の目標年度の翌年度に、事業実施計画等 に定められた目標年度における成果目標の達成状況について自ら評価を行い、その結果を目標年度の翌年度の6月末までに、別紙様式第5号により地方農政局長等に報告するものとする。

なお、事業の範囲が複数の地方農政局等の管轄する都道府県にわたる場合においては、報告を受けた地方農政局長等は、関係地方農政局長等に対し、報告書の写しを送付するものとする。

(2) 地方農政局長等は、(1) による報告を受けた場合には、遅滞なく関係部局で構成する検討会を開催し、成果目標の達成度等の評価を行い、その結果を公表するとともに、事業実施計画等に定めた成果目標が未達成であった場合は、当該事業実施主体に対して、別紙様式第6号に定める改善計画を提出させるなど、適切な措置を講ずるとともに、当該評価結果及び指導内容を農産局長に報告するものとする。

(3) ~ (4) (略)

第5 事業実施主体

1 本要綱別表1のIの1及びIIの1の事業実施主体欄の(6)の「民間事業者」は、以下の(1)を必須とし、(2)又は(3)

することができるものとする。ただし、成果目標の変更にあつては、重要な変更として、(1) から (3) まで に準じた手続を行うものとする。

(5) (略)

2 (略)

3 事業の評価

(1) 事業実施主体は、目標年度の翌年度に、事業実施計画 に定められた目標年度における成果目標の達成状況について自ら評価を行い、その結果を目標年度の翌年度の6月末までに、別紙様式第5号により地方農政局長等に報告するものとする。

なお、事業の範囲が複数の地方農政局等の管轄する都道府県にわたる場合においては、報告を受けた地方農政局長等は、関係地方農政局長等に対し、報告書の写しを送付するものとする。

(2) 地方農政局長等は、(1) による報告を受けた場合には、遅滞なく関係部局で構成する検討会を開催し、成果目標の達成度等の評価を行い、その結果を公表するとともに、事業実施計画に定めた成果目標が未達成であった場合は、当該事業実施主体に対して、別紙様式第6号に定める改善計画を提出させるなど、適切な措置を講ずるとともに、当該評価結果及び指導内容を農産局長に報告するものとする。

(3) ~ (4) (略)

第5 事業実施主体

1 本要綱別表1のIの1及びIIの1の事業実施主体欄の(6)の「民間事業者」は、以下の(1)を必須とし、(2)又は(3)

のいずれかの要件を満たす者とする。ただし、本要綱別表 1 の II の 1 の (1) のイからオまでを整備する事業実施主体においては、(2) を必須とする。

(1) ~ (3) (略)

2・3 (略)

第 7 その他

1~7 (略)

8 本事業において、農業機械を導入する際は、「補助事業等によって導入する農業機械の選定について」(令和 6 年 9 月 24 日付 6 農産第 2268 号農林水産事務次官依命通知) の定めるところによるものとする。

I-1 推進事業

1 補助対象とする取組の内容

(1) 生産安定・効率化機能の具備・強化

ア~エ (略)

オ 耕種作物産地基幹施設等整備の効率化

施設の低コスト化など施設整備の効率化を推進するため、新たな構造や設計の検討等の取組。

カ (略)

(2) ~ (4) (略)

(5) 効果増進・検証事業

(1) から (3) まで ((1) の カ の取組を除く。) の取組を行うに当たり、取組効果の増進・検証に必要な以下の取組。

なお、事業実施後には効果増進・検証シートを提出するものとする。

のいずれかの要件を満たす者とする。ただし、II の 1 の (2) から (5) までを整備する事業実施主体においては、(2) を必須とする。

(1) ~ (3) (略)

2・3 (略)

第 7 その他

1~7 (略)

(新設)

I 推進事業

1 補助対象とする取組の内容

(1) 生産安定・効率化機能の具備・強化

ア~エ (略)

(新設)

オ (略)

(2) ~ (4) (略)

(5) 効果増進・検証事業

(1) から (3) まで ((1) の オ の取組を除く。) の取組を行うに当たり、取組効果の増進・検証に必要な以下の取組。

なお、事業実施後には効果増進・検証シートを提出するものとする。

ア・イ (略)
(6) (略)

3 補助率

1の(1)のカの取組については、10a当たり15万円とし、対象品目が1年に複数回作付けを行う場合、延べ面積による補助対象面積の算出は行わないものとする。また、6の(2)のイの契約が数量契約の場合の補助対象面積は、当該数量を当該品目の10a当たりの平均的な収穫量で除して算出した面積又は6の(2)に掲げる取組を実施する面積のいずれか小なる方を上限とする。

5 採択基準

本要綱に照らして適正か否か及び効果的・効率的な事業実施が確保されるかについて審査を行い、別表1-2の「推進事業の配分基準について」により配分された事業実施計画から選定するものとする。

6 補助対象基準

(1) 1協働事業計画当たりの単年度の補助金の要望額は、5千万円を上限とする。

(2) 1の(1)のカに取り組む場合は、以下を要件とする。

ア・イ (略)

(3) 1の(1)のカに取り組む場合には、拠点事業者への供給体制に必要な次のア及びイに掲げる取組を一体的に実施するものとする。

ただし、アの取組においては、事業実施年度を含む3か年度継続して実施することとし、イの取組においては、1年目

ア・イ (略)
(6) (略)

3 補助率

1の(1)のオの取組については、10a当たり15万円とし、対象品目が1年に複数回作付けを行う場合、延べ面積による補助対象面積の算出は行わないものとする。また、6の(2)のイの契約が数量契約の場合の補助対象面積は、当該数量を当該品目の10a当たりの平均的な収穫量で除して算出した面積又は6の(2)に掲げる取組を実施する面積のいずれか小なる方を上限とする。

5 採択基準

本要綱に照らして適正か否か及び効果的・効率的な事業実施が確保されるかについて審査を行い、別表1-2の「推進事業の配分基準について」により選定するものとする。

6 補助対象基準

(1) 1協働事業計画当たりの単年度の交付金の要望額は、5千万円を上限とする。

(2) 1の(1)のオに取り組む場合は、以下を要件とする。

ア・イ (略)

(3) 1の(1)のオに取り組む場合には、拠点事業者への供給体制に必要な次のア及びイに掲げる取組を一体的に実施するものとする。

ただし、アの取組においては、事業実施年度を含む3か年度継続して実施することとし、イの取組においては、1年目

にあつては3つ以上、2年目にあつては2つ以上、3年目にあつては1つ以上を実施することとする。

ア・イ (略)

(4) 1の(4)に取り組む場合

ア 共通

(ア) 事業実施主体は、農業用機械等の購入先の選定に当たっては、当該農業用機械等の希望小売価格を確認するとともに、自ら、一般競争入札の実施等を通じて複数の業者から見積もりを提出させること等により、事業費の低減に向けた取組を行うものとする。

(イ)～(キ) (略)

(ク) 農業用機械が取得する位置情報及び作業時間に関するデータ(以下「農機データ」という。)について、農業者等が当該データを当該農業用機械のメーカー以外のシステムでも利用できるようにするため、本事業を活用してトラクター、コンバイン又は田植機を導入又はリース導入する場合は、API※を自社のwebサイトや農業データ連携基盤での公開等を通じて、データを連携できる環境を整備しているメーカーのものを選定することを要件とする。

※1 API (Application Programming Interface) とは、複数のアプリケーション等を接続(連携)するために必要な仕組みのこと。

※2 なお、トラクター、コンバイン、田植機のメーカーのうち、農機データを取得するシステムを備えた製品を製造していないメーカーについては、今回の要件の対象にあたらぬ。

にあつては3つ以上、2年目にあつては2つ以上、3年目にあつては1つ以上を実施することとする。

ア・イ (略)

(4) 1の(4)に取り組む場合

ア 共通

(ア) 事業実施主体は、農業用機械等の購入先の選定に当たっては、当該農業用機械等の希望小売価格を確認するとともに、自ら、一般競争入札の実施又は農業資材比較サービス(AGMIRU「アグミル」)の活用等を通じて複数の業者から見積もりを提出させること等により、事業費の低減に向けた取組を行うものとする。

(イ)～(キ) (略)

(ク) 農業用機械が取得する位置情報及び作業時間に関するデータ(以下「農機データ」という。)について、農業者等が当該データを当該農業用機械のメーカー以外のシステムでも利用できるようにするため、本事業を活用してトラクター、コンバイン又は田植機を導入又はリース導入する場合は、農機データを取得するシステムを備えた製品を製造していないメーカーのものを選定する必要がある場合を除き、Application Programming Interface (複数のアプリケーション等を接続(連携)するために必要な仕組み。以下「API」という。)を自社のwebサイトや農業データ連携基盤への表示等を通じて、データを連携できる環境を既に整備している、又は令和4年度末までに整備する見込みであるメーカーのものを選定すること。

イ・ウ (略)
(5)・(6) (略)

I-2 整備事業

1 補助対象とする取組の内容

協働事業計画の目標達成に必要となる次の施設等の整備。

(1)～(10) (略)

(11) 有機物処理・利用施設

6 採択基準

本要綱に照らして適正か否か及び効果的・効率的な事業実施が確保されるかについて審査を行い、共通8の「整備事業における配分基準について」により16ポイント以上配分された事業実施計画から選定するものとする。

7 施設の補助対象基準

(1)～(5) (略)

(6) 地方農政局長等は、別記1の別紙1のIの第3の3による点検評価を実施した結果、目標年度の成果目標の全部又は一部が達成されていない場合及び事業において導入した施設等が当初の事業実施計画に従って適正かつ効率的に運用されていないと判断される場合(以下のア又はイに掲げる場合等)にあつては、当該事業実施主体に対し、必要な改善措置を指導するものとする。

なお、改善措置については、別紙様式第6号に定める改善計画を作成させるとともに、改善計画の達成が見込まれるまでの間、改善状況の報告をさせ、強力に指導するものとする。

ア・イ (略)

イ・ウ (略)
(5)・(6) (略)

II 整備事業

1 補助対象とする取組の内容

協働事業計画の目標達成に必要となる次の施設等の整備。

(1)～(10) (略)

(新設)

6 採択基準

本要綱に照らして適正か否か及び効果的・効率的な事業実施が確保されるかについて審査を行い、共通8の「整備事業における配分基準について」より16ポイント以上の事業実施計画を選定するものとする。

7 施設の補助対象基準

(1)～(5) (略)

(6) 地方農政局長等は、別記1の別紙1の第3の3による点検評価を実施した結果、目標年度の成果目標の全部又は一部が達成されていない場合及び事業において導入した施設等が当初の事業実施計画に従って適正かつ効率的に運用されていないと判断される場合(以下のア又はイに掲げる場合等)にあつては、当該事業実施主体に対し、必要な改善措置を指導するものとする。

なお、改善措置については、別紙様式第6号に定める改善計画を作成させるとともに、改善計画の達成が見込まれるまでの間、改善状況の報告をさせ、強力に指導するものとする。

ア・イ (略)

(7) 事業で整備する施設は、原則として、新品、新築又は新設によるものとし、耐用年数がおおむね5年以上のものとする。

ただし、既存の施設及び資材の有効利用並びに事業費の低減等の観点から、当該対策実施地区の実情に照らし適当な場合には、古品・古材若しくは間伐材の利用、増築・併設等、合体施行又は直営施行を推進するものとする。

なお、原則として、この場合の古品及び古材については、新資材等と一体的な施工及び利用管理を行う上で不都合のない適正な耐用年数を有するものとする。

このほか、資材の選定に当たっては、「森林・林業基本計画」(令和3年6月15日閣議決定)の趣旨を踏まえた木材の利用を考慮の上、適切な選定を行うものとする。

(8)～(15) (略)

(16) 本対策により施設を整備する場合にあっては、「自然災害リスクへの対応に係る取組の強化について」(令和5年3月31日付け4地第318号・4農産第5309号・4畜産第2826号・4経営第3175号農林水産省大臣官房危機管理・政策立案総括審議官、農産局長、畜産局長及び経営局長連名通知)を踏まえ、ハザードマップの確認や農業版事業継続計画(Business Continuity Plan:BCP)の策定等により、事業実施地域の災害リスクを十分に認識するとともに、災害への備えに万全を期することで、災害時の被害の最小化が図られるよう努めるものとする。

また、天災等により被災した際に円滑な施設の補修及び再取得が可能となるよう、国の共済制度(国の共済制度に加入できない場合にあっては、民間の建物共済や損害補償保険等(天災等に対する補償を必須とする。))に確実に加入するも

(7) 事業で整備する施設は、原則として、新品、新築又は新設によるものとし、耐用年数がおおむね5年以上のものとする。

ただし、既存の施設及び資材の有効利用並びに事業費の低減等の観点から、当該対策実施地区の実情に照らし適当な場合には、古品・古材若しくは間伐材の利用、増築・併設等、合体施行又は直営施行を推進するものとする。

なお、原則として、この場合の古品及び古材については、新資材等と一体的な施工及び利用管理を行う上で不都合のない適正な耐用年数を有するものとする。

このほか、資材の選定に当たっては、「森林・林業基本計画」(平成28年5月24日日閣議決定)の趣旨を踏まえた木材の利用を考慮の上、適切な選定を行うものとする。

(8)～(15) (略)

(16) 本事業により施設を整備する場合にあっては、天災等により被災した際に円滑な施設の補修及び再取得が可能となるよう、国の共済制度(国の共済制度に加入できない場合にあっては、民間の建物共済や損害補償保険等(天災等に対する補償を必須とする。))に確実に加入するものとし、当該施設の処分制限期間において加入が継続されるものとする。なお、事業実施主体は、別記1の別紙1の第3の2に定める事業実施状況報告書の提出にあわせて、国の共済制度又は民間の保険等への加入状況が分かる資料の写しを提出するものとする。

<p>のとし、当該施設の処分制限期間において加入が継続されるものとする。なお、事業実施主体は、別記1の別紙1のIの第3の2に定める事業実施状況報告書の提出にあわせて、国の共済制度又は民間の保険等への加入状況が分かる資料の写しを提出するものとする。</p> <p>(17) ~ (19) (略)</p> <p>8 留意事項</p> <p>(1) ~ (8) (略)</p> <p>(9) 先進技術を活用した省力化・低コスト化等に資する取組の推進</p> <p>都道府県及び市町村は、「<u>科学技術・イノベーション基本計画</u>」(令和3年3月26日閣議決定)に基づき、農林水産業における生産性革命を推進するため、先進技術を活用してイノベーションを創出することにより、生産現場に実装可能な省力化・低コスト化等に資する取組の推進に努めるものとする。</p>	<p>(17) ~ (19) (略)</p> <p>8 留意事項</p> <p>(1) ~ (8) (略)</p> <p>(9) 先進技術を活用した省力化・低コスト化等に資する取組の推進</p> <p>都道府県及び市町村は、「<u>科学技術基本計画</u>」(平成28年1月22日閣議決定)に基づき、農林水産業における生産性革命を推進するため、先進技術を活用してイノベーションを創出することにより、生産現場に実装可能な省力化・低コスト化等に資する取組の推進に努めるものとする。</p>
<p><u>II 都道府県の取組</u></p> <p><u>第1 目的</u></p> <p><u>今後も拡大が見込まれる海外市場や加工・業務用等の新たな需要に対応し、野菜・果樹等の国内外の市場を獲得するため、協働事業計画に定める取組に対して支援する。</u></p> <p><u>第2 取組の内容等</u></p> <p><u>1 取組の内容</u></p> <p>新市場対応に向けた拠点事業者の育成及び連携産地の体制強化支援(以下IIにおいて「本事業」という。)での取組の内</p>	<p>(新設)</p>

容は、Ⅱ－１の１及びⅡ－２の１に定めるところによるものとする。

2 対象品目

本事業の助成の対象となる対象品目については、野菜、果樹、花き、土地利用型作物、畑作物・地域特産作物とする。

ただし、Ⅱ－１の１の（１）の力の取組については、加工・業務用野菜のうち国内産が需要に答えきれていない品目として、たまねぎ、にんじん、ねぎ、ほうれんそう、スイートコーン、えだまめ、ブロッコリー、ごぼう、トマト（８～１０月出荷）、セルリー（６～１２月出荷）、にんにく、しょうが、さといも、えんどう（１１～７月出荷）、キャベツ（１１月又は１～５月出荷）、レタス（１１～３月出荷）、かぼちゃ（１１～６月出荷）、だいこん（４～７月又は１０月出荷）及びアスパラガス（２～５月又は９～１１月出荷）に限るものとする。

なお、対象出荷期間が特定される品目は、３の（３）の目標年度において、事業対象面積における契約取引の全体の出荷量のうち２割以上をその期間に出荷することとする。

3 事業実施計画の基準、成果目標の基準及び目標年度

（１）事業実施計画の基準

事業実施計画は、事業を実施しようとする拠点事業者等又はコンソーシアム（推進事業を複数の拠点事業者等が実施する場合にあっては、供給調整機能を有する主たる拠点事業者が代表するものとする。）（以下本事業において「事業実施主体」という。）が協働事業計画に位置付けられた取組内容について作成することとし、次の項目を全て記載するものとする。

ア 協働事業計画の目標達成に向けて取り組む事業内容に関すること。

イ 事業により期待される効果に関すること。

ウ 事業実施の成果目標に関すること。

(2) 成果目標の基準

成果目標の内容及び達成すべき基準は、Ⅱ－1の4及びⅡ－2の5に定めるところによるものとする。

(3) 目標年度

目標年度は、協働事業計画終了後の翌々年度とする。

4 面積要件

本要綱別表1のⅠの1の(2)及びⅡの1の(2)の事業における採択要件のうち別記1別紙1に定める面積要件は、共通3のとおりとする。

5 事業実施期間

事業実施期間は1年とする。

第3 事業実施等の手続

1 事業実施計画の作成及び提出

(1) 都道府県以外の事業実施主体は、別紙様式第7号に定める事業実施計画を作成するものとする。

(2) 事業実施計画の地方農政局長等への提出は、協働事業計画等を添付して行うものとし、都道府県以外の者が事業実施主体である場合にあつては、市町村長（実施地区の範囲が複数の市町村の区域に及ぶ場合にあつては、原則として主たる市町村長（一部事務組合にあつては管理者又は理事、広域連合にあつてはその長とする。以下同じ。）とする。以下同じ。）及び都道府県知事を経由するものとする。

ただし、やむを得ない事情があると都道府県知事が特に認める場合にあつては、都道府県及び市町村以外の事業実施主体は、事業実施計画について市町村長を経由せずに地方農政

局長等に提出することができるものとする。

なお、事業実施主体が特認団体の場合には、事業実施計画と合わせて別紙様式第2号に定める特認団体協議書を提出し、地方農政局長等と協議を行うものとする。

(3) (2)の場合において、実施地区の範囲が複数の市町村の区域に及ぶときは、都道府県及び市町村以外の事業実施主体は、主たる市町村以外の関係する市町村長に事業実施計画の写しを提出するものとする。

(4) 市町村長及び都道府県知事は、(2)の規定に基づき本対策に係る事業実施計画の提出があった場合は、都道府県及び市町村以外の事業実施主体が作成した事業実施計画について必要な指導及び調整を行い、都道府県知事は、別紙様式第8号により、地方農政局長等に提出し、その妥当性について地方農政局長等と協議を行うものとする。

(5) 市町村が事業実施主体となる場合には、市町村長は事業実施計画を作成し、都道府県知事に提出するものとする。

(6) 都道府県が事業実施主体となる場合には、都道府県知事は別紙様式第1号に定める事業実施計画を作成し、地方農政局長等に提出するものとする。

(7) 地方農政局長等は、事業実施計画の妥当性の協議を受けた場合は、協働事業計画に記載された取組内容との整合性を確認し、その内容を検討するものとする。

(8) 成果目標の達成に資する場合には、本対策の範囲内で、取組内容等を変更することができる。

ただし、成果目標の変更にあつては、重要な変更として、

(1) から (3) までに準じた手続を行うものとする。

(9) 事業の着手

ア 本要綱第6第2項ただし書の交付決定前の着手に当た

っては、事業実施主体は、あらかじめ、地方農政局長等の指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着手届を別紙様式第9号により地方農政局長等に提出するものとする。提出に当たっては、(2)の手続に準じるものとする。

イ アにより交付決定前着手届を提出した場合であっても、事業実施主体は、事業の内容が的確となり、かつ補助金の交付が確実となってから事業に着手するものとする。この場合、事業実施主体は、交付決定を受けるまでの期間に生じたあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で着手するものとする。

ウ 地方農政局長等は、アによる交付決定前着手については、事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう事業実施主体を指導するほか、着手後においても必要な指導を十分に行うことにより、事業が適正に行われるようにするものとする。

2 事業実施状況の報告

(1) 事業実施主体は、毎年度、本対策の事業実施年度から目標年度の前年度までの間における成果目標の達成状況について、翌年度の6月末までに別紙様式第10号により市町村長を経由し、都道府県知事に提出するものとする。

(2) 都道府県知事は、(1)の提出を受けた場合には、別紙様式第4号により、報告がされた年度の8月末日までに、地方農政局長等に提出するものとする。

(3) 地方農政局長等は、(2)の提出を受けた場合には、実施状況報告の内容について点検し、成果目標の達成や事業の適切な実施等に必要と認める場合は、事業実施主体に対し適切な措置を講ずるものとする。

(4) 地方農政局長等は、事業実施主体に対し、(1) から (3) までに定める報告以外に、必要に応じ、報告や必要な資料の提出を求めることができるものとする。

3 事業の評価

(1) 事業実施主体は、事業実施計画等の目標年度の翌年度に、事業実施計画に定められた目標年度における成果目標の達成状況について自ら評価を行い、その結果を目標年度の翌年度の6月末までに、別紙様式第11号により都道府県知事に報告するものとする。

(2) 都道府県知事は、(1) の報告を受けた場合には、その内容を点検評価し、事業実施計画に定められた目標年度の成果目標の全部又は一部が達成されていないときその他必要と判断したときは、当該事業実施主体に対して改善計画を提出させるなど、適切な改善措置を講ずるとともに、当該成果目標が達成されるまでの間、改善状況の報告をさせるものとする。

(3) 都道府県知事は、(2) に定める点検評価の結果について、目標年度の翌年度の8月末までに、別紙様式第5号及び別紙様式第12号により地方農政局長等に報告するものとし、(2) に基づき改善措置を講じた場合には、改善措置内容についても、併せて報告するものとする。

(4) 地方農政局長等は、(3) の規定による報告を受けた場合には、遅滞なく関係部局で構成する検討会を開催し、成果目標の達成度等の評価を行い、その結果を公表するとともに、事業実施計画に定めた成果目標が未達成であった場合は、当該事業実施主体に対して、別紙様式第13号により改善計画を提出させるなど、適切な措置を講ずるとともに、当該評価結果及び指導内容を農産局長に報告するものとする。

(5) 地方農政局長等は、次のいずれかに該当する場合にあっては、事業実施主体から成果目標の変更又は評価終了の改善計画が提出され、検討会に諮り、妥当と判断された場合には成果目標を変更し、又は評価を終了することができることとする。

なお、成果目標の変更手続は、1の(8)の重要な変更に係る手続に準じて行うものとする。

ア 自然災害等により取組が困難となるような事態が生じている場合

イ 社会経済情勢の変化により成果目標の達成が困難となるような事態が生じている場合

(6) 国は、本事業の効果的な実施に資するため、事業の実施効果等必要な事項に関する調査を行うことができるものとする。

第4 拠点事業者等の役割

1 事業実施主体となる拠点事業者等は、協働事業計画に定めた取組内容の実践のために、本事業を実施することができるものとする。本事業の実施に当たっては、協働事業計画の目標達成につながるものとなるよう取り組むとともに、それぞれの事業ごとに生産性や収益性の向上等に資するよう留意するものとする。

2 事業実施主体となる拠点事業者等は、協働事業計画の実現に当たって、新市場獲得に向けた課題を整理し、これまで行ってきた取組の効果について十分に分析・検証を行い、新たに講じる取組がその解決に向けて効果的なものであることに加え、事業実施後においてもその成果が活かされるものとなるよう留意するものとする。

3 事業実施主体となる拠点事業者は、本事業の実施により、次の（１）から（３）までのいずれかについて具備・強化を図るものとする。

（１）生産安定・効率化機能

（２）供給調整機能

（３）実需者ニーズ対応機能

第5 事業実施主体

1 本要綱別表1のⅠの1及びⅡの1の事業実施主体欄の（6）の「民間事業者」は、以下の（1）を必須とし、（2）又は（3）のいずれかの要件を満たす者とする。ただし、Ⅱの1の（2）のイからオまでを整備する事業実施主体においては、（2）を必須とする。

（1）拠点事業者となる場合にあっては、生産者・産地の支援、協力、指導及び育成の取組を行う業務経験や知見を有していること。

（2）以下のア及びイを満たすこと。

ア 事業対象品目の農産物を生産者又は生産者団体（当該民間事業者が自ら農産物の生産を行っている場合、当該民間事業者以外の生産者又は生産者団体をいう。）から継続して購入していること、又は購入する見込みであること。

イ 複数の生産者又は1以上の生産者団体との間で、事業実施から3年以上の期間を契約期間とする基本契約（事業対象品目の供給に係る書面による契約であって、対象となる品目、供給期間及び供給数量について約束するものをいう。）を締結していること、又はその見込みを有していること。

（3）事業対象品目を生産する生産者又は生産者団体の生産性向

上や労働生産性向上等に資する技術を有し、生産者又は生産者団体の課題解決に協働で取り組むこと。

2 本要綱別表 1 の I の 1 及び II の 1 の事業実施主体欄の (7) の「特認団体」は、次のいずれかの要件を満たすものとする。

(1) 農業者の組織する団体が株主となっている株式会社であつて、当該団体が有する議決権及び地方公共団体が有する議決権の合計がその会社の総株主の議決権の過半数であるもの。

(2) その他事業目的に資するものとして地方農政局長等が認める団体

3 本要綱別表 1 の I の 1 及び II の 1 の事業実施主体欄の (8) の「コンソーシアム」は、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

(1) 都道府県、市町村、農業関係機関（農業協同組合、農業共済組合、土地改良区、農業委員会等）、民間事業者、生産者、実需者、農業生産技術・経営管理等に関する各種専門家等によりコンソーシアムが構成されていること。

(2) 整備事業を実施する場合は、施設整備を行う者が、コンソーシアムの構成員のうち法人格を有する者とされていること。

(3) 施設の利用料金を設定する場合は、原則として施設の管理運営に必要な経費の範囲内で設定することとしていること。

(4) 代表者、意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、公印の管理・使用及びその責任者、内部監査の方法等を明確にしたコンソーシアムの運営等に係る規約（以下「コンソーシアム規約」という。）が定められていること。

(5) コンソーシアム規約において、一の手続につき複数の者が関与するなど事務手続に係る不正を未然に防止する仕組み

が設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。

(6) 年度ごとの事業計画、収支予算等を構成員が参加する総会等により承認することとしていること。

(7) 拠点事業者が参画していること。

第6 事業の見直し

本要綱の施行後、食料・農業・農村基本計画等において生産額や輸出額等の政府目標が改訂された場合には、当該政府目標の達成に資するよう協働事業計画の到達目標の基準等について点検し、施策の効果を高めるために必要な見直しを行うこととする。

第7 その他

1 国は、本対策の効果的かつ適正な推進のため、地方公共団体との密接な連携による推進指導體制の整備を図り、本対策の実施についての推進指導に当たるとともに、融資機関及び農業信用基金協会との連携により、本対策の円滑な実施を図るものとする。

2 国は、本対策の適正な執行を確保するため、事業実施主体に対し、この事業に関して必要な報告を求め、又は指導を行うことができるものとする。

3 本事業に係る補助金の交付を受けた事業実施主体が本要綱に定める要件を満たさないこと等が補助金の交付後に判明した場合には、国は、当該事業実施主体に指示を行い、地方農政局長等に当該補助金の全額又は一部を速やかに返納させなければならない。

4 事業実施主体は、継続的な効果の発現及び経営の安定を図る

観点から、農業保険法に基づく農業共済及び収入保険への積極的な加入に努めるものとする。

5 配分対象となった事業実施計画の実施を取りやめた場合、次年度に同一の事業実施計画を提出することはできないものとする。

ただし、自然災害等やむを得ない事情があると地方農政局長等が認める場合は、この限りではない。

6 協働事業計画の到達目標に、「総出荷額に占める輸出向け出荷額の割合を年平均1ポイント以上増加」を設定している場合にあつては、事業実施主体は、GFP（農林水産物・食品輸出プロジェクト）会員であること。

7 スマート農機（トラクター、コンバイン等）、ドローン（ほ場の情報を取得するIoT機器搭載機等）、農業ロボット（収穫ロボット等）、環境制御施設等を導入又はリース導入する場合、そのシステムサービスの提供者が「農業分野におけるAI・データに関する契約ガイドライン」で対象として扱うデータ等を取るのであれば、事業実施主体（事業実施主体以外の者に貸し付ける場合にあつては、当該貸付けの対象となる者）は、そのデータ等の保管について、本ガイドラインに準拠した契約を締結すること。

8 本事業において、農業機械を導入する際は、「補助事業等によって導入する農業機械の選定について」の定めるところによるものとする。

9 環境負荷低減の取組

(1) 受益農業者は別紙様式第13号別添1から3までの該当する様式において、環境負荷低減のチェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、当該チェックシートを事業実施主体に提出するこ

と。

(2) 事業実施主体は、全ての受益農業者から環境負荷低減のチェックシートを収集し、当該農業者等が各取組を実施する旨を実施者リストに記載して、事業実施計画の提出と併せて当該リストを都道府県等に提出するとともに、当該チェックシートを保管すること。

なお、受益農業者が特定できない施設等を整備する場合は、事業実施主体又は当該施設を利用する事業者が環境負荷低減のチェックシートを提出することとする。

II-1 推進事業

1 補助対象とする取組の内容

(1) 生産安定・効率化機能の具備・強化

ア 労働力不足等に対応した労働力や農業用機械の調全体制の確立

農作業・出荷作業の代行、農業用機械の合理的配置・利用、労働力の融通、労力集中時期の労働力確保体制の確立に資する調査、就労者の研修・指導等の取組。

イ 生育予測システム等の導入

実需者等への安定的な供給体制の構築を図るため、気象データやほ場での生育状況調査等を活用した生育予測システムや出荷予測システムの導入等の取組。

ウ 種子・種苗等の供給体制の整備

実需者の求めに対応した品種の種子・種苗の導入を円滑に推進するため、生産管理システムの導入、生産技術講習会等の取組。

エ 新たな栽培技術等の導入・普及

低コスト・高品質化生産技術や農地・農作物等のデータの分析等の新たな栽培技術等の導入・普及、収穫機等に適合した新たな栽培方式の導入、機械の改良等の取組。

オ 耕種作物産地基幹施設等整備の効率化

施設の低コスト化など、施設整備の効率化を推進するため、新たな構造や設計の検討等の取組。

カ 端境期等に対応した出荷体制の整備

実需者ニーズに対応した国産野菜の安定的な生産及び供給を実現するため、国内産が需要に答えられていない品目や作型（端境期）への出荷を目指す新たな野菜産地の育成に必要な生産・流通構造の構築、作柄安定の取組。

(2) 供給調整機能の具備・強化

ア 貯蔵技術等を活用した安定出荷体制の確立

品質を維持したままでの実需者等への安定供給や出荷量の平準化等を図るため、予冷・貯蔵庫の導入や冷凍等保存性の高い形態への加工等安定出荷体制の確立に必要な取組。

イ 集出荷調整機能の高度化

安定的、効率的な流通体制の構築を図るため、広域単位でのストックポイント活用等による集出荷調整機能の高度化に必要な取組。

(3) 実需者ニーズ対応機能の具備・強化

ア G A P・トレーサビリティ手法の導入

生産から流通までの安全・安心の確保のため、G A Pやトレーサビリティの導入のための検討会、システム導入、マニュアルの作成等の取組。

イ 新品種等現地適応性試験の実施

実需者が求める加工等適性が高い新品種や新技術等の導入の取組。

ウ 導入品種等の加工等適性試験

導入対象品種について、実需者等の要望する加工適性や消費段階での品質を評価するための検討会、加工適性試験等の取組。

エ 品質管理、物流の効率化

実需者の求める規格・荷姿や配送頻度等に応えるため、品質管理・検査体制や共同集荷・配送システム、物流効率化に必要な資材等の導入等の取組。

オ 高品質・低コスト流通システムの構築の取組

産地からの出荷形態、流通経路、現在の販売形態、収穫から消費に至る一貫した温湿度管理等の全体を網羅した流通システムの導入。

カ 輸出対応型産地の育成

輸出先国・地域のニーズに合わせた新品種、栽培技術や品質保持技術等の導入、残留農薬基準や検疫条件等の輸出先国・地域の規制に対応するために必要な技術の導入等の取組。

(4) 農業用機械等の導入及びリース導入

(1) から (3) までの取組を行うに当たり、新市場に対応できる拠点事業者等の育成又は連携する産地の体制強化に必要な農業用機械、農業用ハウス、CAコンテナ、機器等のリース等による導入。

(5) 効果増進・検証事業

(1) から (3) まで ((1) のカの取組を除く。) の取組を行うに当たり、取組効果の増進・検証に必要な以下の取組。

なお、事業実施後には効果増進・検証シートを提出するものとする。

ア 計画策定及び効果検証の取組

イ 技術等の実証の取組

(6) その他事業の目的を達成するために必要な取組であって、農産局長が認めるもの。

2 補助対象経費

(1) 本事業の補助対象経費(1の(4)及び(5)の取組を除く。)

は、別表1-1に掲げるとおりとし、本事業の対象として明確に区分でき、かつ証拠書類によってその金額が確認できるものとする。また、その経理に当たっては、別表1-1の費目ごとに整理するとともに、他の事業等の会計と区分して経理を行うこととする。

(2) 1の(5)の取組における補助対象経費は、以下に掲げるものとする。

ア 計画の策定及び効果検証に要する経費

別表1-1に掲げるもののうち、次の(ア)から(オ)までの経費を補助対象とする。

(ア) 旅費

事業実施主体に属する職員、外部専門家に対する旅費

(イ) 謝金

講師に対する謝金等

(ウ) 事業費

消耗品費、印刷製本費、会場借料等

(エ) 役務費

分析・農作業の外部委託等を専ら行う経費

(オ) 雑役務費

事業を実施するために必要な手数料

イ 技術実証に要する経費

(ア) 農業用機械等のレンタル及びリースに要する経費

生産安定・効率化機能の具備・強化等の技術実証の取組に必要な農業用機械等のレンタル及びリースに要する経費

(イ) 事業を実施するために必要なほ場の借り上げ経費

(3) 次の経費は、助成対象としない。

ア 経費の根拠が不明確で履行確認ができない取組に係る経費

イ 農業以外に使用可能な汎用性の高い機械等（例：運搬用トラック、フォークリフト、ショベルローダー、バックホー、パソコン等）の導入に要する経費

ウ 他の国庫補助金を受けた（又は受ける予定の）経費

3 補助率

1の（1）の力の取組については、10 a 当たり 15 万円とし、対象品目が1年に複数回作付けを行う場合、延べ面積による補助対象面積の算出は行わないものとする。また、6の（2）のイの契約が数量契約の場合の補助対象面積は、当該数量を当該品目の10 a 当たりの平均的な収穫量で除して算出した面積又は6の（2）に掲げる取組を実施する面積のいずれか小なる方を上限とする。

4 成果目標

推進事業の成果目標は、事業実施計画に係る以下に掲げる成果目標からいずれか一つ設定するものとする。

(1) 販売額又は所得額の10%以上の増加

(2) 契約栽培の割合を10%以上増加させ、かつ契約栽培の割合全体を50%以上とすること

(3) 需要減が見込まれる品目・品種からの需要が見込まれる品目・

品種への転換率を 80%以上とすること

(4) 労働生産性の 10%以上の向上

(5) 生産から流通・消費段階に至るまでの廃棄ロス率の 5%以上の削減

5 採択基準

本要綱に照らして適正か否か及び効果的・効率的な事業実施が確保されるかについて審査を行い、別表 1 - 2 の「推進事業の配分基準について」より配分された事業実施計画から選定するものとする。

6 補助対象基準

(1) 1 協働事業計画当たりの単年度の補助金の要望額は、5 千万円を上限とする。

(2) 1 の (1) の力に取り組む場合は、以下を要件とする。

ア 事業実施主体当たりの事業対象面積は新たに対象品目を作付けするほ場を対象とし、5 ha 以上とすること。なお、対象品目を 1 年に複数回作付けする場合は、当該複数回作付けする面積の延べ面積により算定を行うこととする。

イ 対象品目について、以下に掲げる内容を含む書面による契約（契約書に準ずるものとして、別紙様式第 1 号別添 3 - 1 により事業実施主体及び実需者等が共同で作成する契約内容確認書を含む。）が、出荷前までに締結されていること。

(ア) 当該契約の対象となる対象品目

(イ) 契約期間

(ウ) 数量契約を行う場合にあつては、契約数量

(エ) 作付面積を契約の内容とする場合にあつては、契約面積

(3) 1 の (1) の力に取り組む場合には、拠点事業者への供給体

制に必要な次のア及びイに掲げる取組を一体的に実施するものとする。

ただし、アの取組においては、事業実施年度を含む3か年度継続して実施することとし、イの取組においては、1年目にあつては3つ以上、2年目にあつては2つ以上、3年目にあつては1つ以上を実施することとする。

ア 実需者ニーズに対応した生産・流通構造の構築の取組

(ア) 事業ほ場の設定

協働事業計画に定めた対象品目の栽培を行う専用ほ場の設定（住所その他の当該専用ほ場を特定できる情報、栽培品目及び本事業を実施していることを掲示することをいう。）の取組。

(イ) 生産コストの低減・省力化

収穫機の導入など、生産コストの低減や省力化に資する取組。

(ウ) 流通コストの低減

大型コンテナの導入など、流通コストの低減や調製作業の合理化に資する取組。

(エ) トレーサビリティシステム等の導入

対象品目の生産、流通の履歴を双方向に追跡できる取組。

(オ) 実需者ニーズに即した生産・出荷

端境期対応や実需者のニーズに応じた加工・業務用に適した品種の導入や、出荷期間の拡大に向けた新たな作型の導入の取組。

(カ) 出荷量の安定

貯蔵庫（予冷库・保冷库）のリース導入等、出荷量の安定に資する取組。

イ 作柄安定のための取組

(ア) 土層改良・排水対策

天地返し、暗きょ施工等による排水性向上対策等、ほ場条件の改善に資する取組。

(イ) 病虫害防除・連作障害回避対策

土壌消毒等、病虫害防除や生育初期の生育促進等に資する取組。

(ウ) 地温安定・保水・風害対策

不織布の設置等、高温、低温、干ばつ、風害等の被害抑制等に資する取組。

(エ) 土壌改良資材施用

土壌の排水性や保水性の回復等、出荷量回復・安定等に有効な資材の施用の取組。

(4) 1の(4)に取り組む場合

ア 共通

(ア) 事業実施主体は、農業用機械等の購入先の選定に当たっては、当該農業用機械等の希望小売価格を確認するとともに、自ら、一般競争入札の実施等を通じて複数の業者から見積もりを提出させること等により、事業費の低減に向けた取組を行うものとする。

(イ) 助成の対象となる農業用機械等は、動産総合保険等の保険（盗難補償及び天災等に対する補償を必須とする。）に確実に加入するものとする。

(ウ) 事業実施主体が、国庫補助事業により農業用機械等の導入又はリース導入に対する支援を受けていた実績がある場合は、法定耐用年数の期間内における当該補助事業の成果目標の達成状況等を十分に考慮するものとする。

(エ) 本体価格が 50 万円以上の農業用機械等（アタッチメン

トを含む。) であること。

(オ) 原則、新品であること。

ただし、地方農政局長等が必要と認める場合は、中古農業用機械等（法定耐用年数から経過期間を差し引いた残存年数（年単位とし、1年未満の端数は切り捨てる。）が2年以上の農業用機械等をいう。）も対象とすることができるものとする。

(カ) 次の経費は、助成対象としない

a 経費の根拠が不明確で履行確認ができない取組に係る経費

b 農業以外に使用可能な汎用性の高い機械等（例：運搬用トラック、フォークリフト、ショベルローダー、バックホー、パソコン等）の導入に要する経費

c 他の国庫補助金を受けた（又は受ける予定の）経費

d 本体価格が50万円未満の農業用機械等（アタッチメント含む。）の導入又はリース導入に係る経費

e 毎年度必要となる資材の導入に係る経費

(キ) 作業安全対策の実施

事業実施主体は、農作業従事者の安全の確保を推進するため、作業安全対策に係る取組状況の自己点検に努めるものとする。

(ク) 農機データについて、農業者等が当該データを当該農機

メーカー以外のシステムでも利用できるようにするため、本事業を活用してトラクター、コンバイン又は田植機を導入又はリース導入する場合は、API※を自社のwebサイトや農業データ連携基盤での公開等を通じて、データを連携できる環境を整備しているメーカーのものを選定することを要件とする。

※1 API (Application Programming Interface) とは、複数のアプリケーション等を接続（連携）するために必要な仕組みのこと。

※2 なお、トラクター、コンバイン、田植機のメーカーのうち、農機データを取得するシステムを備えた製品を製造していないメーカーについては、今回の要件の対象にあたらぬ。

イ 農業用機械を導入する場合

(ア) 助成対象は、経営面積又は作業受託面積の拡大に必要な農業用機械に限るものとする。

(イ) 農業用機械の利用期間は、法定耐用年数以上とする。

(ウ) 農業用機械の導入を行った場合は、本要綱第 25 に定める財産管理台帳の写しを、地方農政局長等に対して提出するものとする。

地方農政局長等は、事業実施主体から提出のあった財産管理台帳の写しに基づき、財産処分制限期間中の農業用機械の利用状況を確認するとともに、本事業の適正かつ確実な実施の確保に努めるものとする。

(エ) 事業実施主体以外の者に貸し付けることを目的として農業用機械を導入する場合には、次によるものとする。

a 貸付けの方法、貸付けの対象となる者等については、地方農政局長等と協議するものとし、当該事項について変更する場合にあっても同様とする。

b 賃借料を徴収する場合は、原則として「(事業費－助成金) / 当該農業用機械の耐用年数＋年間管理費」により算出される額以内であることとする。

c 貸借契約は、書面をもって行うこととする。

なお、貸借契約に明記した事項が利用者又は自らと競争関係にある者に制約を加えることのないように留意するものとする。

(オ) 農業用機械を導入する場合は、共通7により費用対効果分析を実施し、投資効率等を十分検討するものとし、当該農業用機械の整備による全ての効用によって全ての費用を償うことが見込まれることとする。

ウ 農業用機械等をリース導入する場合

(ア) 農業用機械等のリース期間は、協働事業計画の事業実施期間以上で法定耐用年数以内とする。

(イ) リースによる導入に対する助成額（以下「リース料助成額」という。）については、次の算式によるものとする。

「リース料助成額」＝「リース物件購入価格（税抜き）」
×助成率（1／2 以内）

ただし、当該リース物件のリース期間を当該リース物件の法定耐用年数未満とする場合又はリース期間満了時に残存価格を設定する場合にあっては、そのリース料助成額については、それぞれ次の算式によるものとする。さらに、当該リース物件に係るリース期間を当該リース物件の法定耐用年数未満とし、かつ、リース期間満了時に残存価格を設定する場合にあっては、そのリース料助成額については、それぞれ次の算式により算出した値のいずれか小さい方とする。

「リース料助成額」＝「リース物件購入価格（税抜き）」×（「リース期間」÷「法定耐用年数」）×助成率（1／2以内）

「リース料助成額」＝（「リース物件購入価格（税抜き）」－「残存価格」）×助成率（1／2以内）

（5）1の（5）に取り組む場合

農業用機械等の導入実証を行う場合は、農業者、農業者の組織する団体、機械メーカー及び流通事業者等複数の者で構成された検討会を開催し、本事業の取組目標及び目標達成に向けた構成員の役割を明確にするものとする。

（6）生産資材・機器等の導入に取り組む場合

ア 助成対象は、新市場に対応できる拠点事業者等の育成又は連携する産地の体制強化に必要な資材・機器等（パイプハウスのパイプ、生育予測システム等の導入効果が継続して見込まれるものに限る。）の購入に要する経費とする。

イ 生産資材・機器等の導入に当たっては、選定について公正に行うこととする（例えば、特段の理由がないにもかかわらず、特定の資材のみを対象としないこと等）。

ウ 生産資材の導入助成を受けてパイプハウスの設置等を行う場合にあつては、天災等により被災した際に円滑な再取得等が可能となるよう国の共済制度（国の共済制度に加入できない場合にあつては、民間の建物共済や損害補償保険等（天災等に対する補償を必須とする。））に確実に加入するものとする。

Ⅱ－2 整備事業

1 補助対象とする取組の内容

協働事業計画の目標達成に必要となる次の施設等の整備。

- (1) 育苗施設
- (2) 乾燥調製施設
- (3) 穀類乾燥調製貯蔵施設
- (4) 農産物処理加工施設
- (5) 集出荷貯蔵施設
- (6) 産地管理施設
- (7) 用土等供給施設
- (8) 農作物被害防止施設
- (9) 生産技術高度化施設
- (10) 種子種苗生産関連施設
- (11) 有機物処理・利用施設

2 対象地域

- (1) 本事業の主たる受益地は、原則として、農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に基づく農業振興地域の農用地区域及び生産緑地とする。

ただし、1の(9)の生産技術高度化施設のうち低コスト耐候性ハウス、高度環境制御栽培施設及び高度技術導入施設(施設園芸栽培技術高度化施設に限る。)については、農用地区域及び生産緑地以外を主たる受益地とすることができる。

- (2) 野菜、果樹、茶又は花きを対象とする整備事業を実施する場合にあつては、市街化区域(生産緑地を除く。)においても実施できるものとし、この場合の事業内容については、共通2の施設の基準に記載されているものを除き、耐用年数が10年以内のものに限ることとする。

3 補助率

本要綱別表1のIIの補助率の欄の1のただし書の別記1に定める場合は、次のアからウまでに掲げる場合とする。

ア 対象作物がさとうきび又はパインアップルの場合にあつては、補助率を事業費の10分の6以内とする。

イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる場合にあつては、補助率を事業費の10分の4以内とする。

(ア) 稲(種子用を除く。)を対象とした育苗施設を整備する際、中山間地域等以外の地域が受益地区の過半を占める場合

(イ) 野菜を対象とする省エネルギーモデル温室のうち内部設備を整備する場合

ウ 次の(ア)から(エ)までに掲げる場合にあつては、補助率を事業費の3分の1以内とするものとする。

(ア) 乾燥調製施設(乾燥能力の設定を米(種子用を除く。)以外の作物で行うものを除く。)を整備する際、中山間地域等以外の地域が受益地区の過半を占める場合において当該施設の建屋、集排じん設備、処理加工施設、副産物処理加工施設及びこれらの附帯施設の整備並びに基礎工事を行う場合

(イ) 米(種子用を除く。)を対象とした集出荷貯蔵施設を整備する際、中山間地域等以外の地域が受益地区の過半を占める場合において当該施設の建屋、集排じん設備及びこれらの附帯施設の整備並びに基礎工事を行う場合

(ウ) 野菜を対象とする省エネルギーモデル温室のうち温室本体を整備する場合

(エ) 野菜を対象とする種子種苗生産関連施設のうち、種子種苗大量生産施設を整備する場合

4 上限事業費

整備事業の施設別の上限事業費は、共通1のとおりとし、その額を超える部分について、補助対象としないものとする。

5 成果目標

整備事業の成果目標は、共通8に定める成果目標基準を準用し、設定するものとする。

6 費用対効果分析

整備する施設の導入効果については、共通7により費用対効果分析を実施し、投資効率等を十分検討するものとし、当該施設の整備による全ての効用によって全ての費用を償うことが見込まれることとする。

7 採択基準

本要綱に照らして適正か否か及び効果的・効率的な事業実施が確保されるかについて審査を行い、共通8の「整備事業における配分基準について」により16ポイント以上配分された事業実施計画から選定するものとする。

8 施設の補助対象基準

- (1) 1協働事業計画当たりの単年度の補助金の要望額は、20億円を上限とする。
- (2) 整備事業で整備する施設については、共通2に定める施設ごとの補助対象基準を満たすものとする。
- (3) 事業実施主体が、自己資金若しくは他の助成により事業を現に実施し、又はすでに終了しているものは、本対策の補助の対象外とする。

(4) 補助対象事業費は、本対策の実施地域の实情に即した適正な現地実効価格により算定するものとし、事業の規模については、それぞれの目的に合致するものでなければならないものとする。

また、事業費の積算等については、「補助事業の効率的な実施について」及び「過大積算等の不当事態の防止について」によるものとする。

(5) 施設の整備に当たっては、地方農政局長等は、一個人に受益がとどまるような事業計画が策定されないよう、事業実施主体に対して周知徹底し、事業計画の審査等においても留意するものとする。

(6) 地方農政局長等は、別記1の別紙1のⅡの第3の3による点検評価を実施した結果、目標年度の成果目標の全部又は一部が達成されていない場合及び事業において導入した施設等が当初の事業実施計画に従って適正かつ効率的に運用されていないと判断される場合（以下のア又はイに掲げる場合等）にあつては、当該事業実施主体に対し、必要な改善措置を指導するものとする。

なお、改善措置については、別紙様式第6号に定める改善計画を作成させるとともに、改善計画の達成が見込まれるまでの間、改善状況の報告をさせ、強力に指導するものとする。

ア 施設等の利用率、作付率及び稼働率のうちいずれかが70%未満の状況が3年間継続している場合

イ 処理加工施設において収支率が80%未満の状況が3年間継続している場合

(7) 事業で整備する施設は、原則として、新品、新築又は新設によるものとし、耐用年数がおおむね5年以上のものとする。

ただし、既存の施設及び資材の有効利用並びに事業費の低減

等の観点から、当該対策実施地区の実情に照らし適当な場合には、古品・古材若しくは間伐材の利用、増築・併設等、合体施行又は直営施行を推進するものとする。

なお、原則として、この場合の古品及び古材については、新資材等と一体的な施工及び利用管理を行う上で不都合のない適正な耐用年数を有するものとする。

このほか、資材の選定に当たっては、「森林・林業基本計画」の趣旨を踏まえた木材の利用を考慮の上、適切な選定を行うものとする。

(8) 施設の整備に対する交付については、既存施設の代替として、同種・同能力のものを再度整備すること（いわゆる更新）は、補助の対象外とするものとする。

(9) 施設の附帯施設のみでの整備は、補助の対象外とするものとする。

(10) 施設の整備に伴う用地の買収若しくは賃借に要する経費又は補償費は、本要綱に定めがないものについては、補助の対象外とするものとする。

(11) 事業実施主体以外の者に貸し付けることを目的として施設を整備する場合については、次によるものとする。

ア 貸付けの方法、貸付けの対象となる者等については、地方農政局長等と協議するものとし、当該事項について変更する場合にあっても同様とする。

イ 事業実施主体は、原則として、地方公共団体、農業者の組織する団体、公社、農業者の組織する団体が株主となっている株式会社（当該団体及び地方公共団体が有する議決権の合計がその会社の総株主の議決権の過半数であるものに限る。）及び土地改良区に限るものとする。

ウ 当該施設の受益農業従事者数は、5名以上とする。

エ 事業実施主体が賃貸料を徴収する場合は、原則として、「事業実施主体負担（事業費－交付金）／当該施設の耐用年数＋年間管理費」により算出される額以内であることとする。

オ 貸借契約は、書面によって行うこととする。

なお、事業実施主体は、貸借契約に明記した事項が利用者又は自らと競争関係にある者に制約を加えることのないよう留意するものとする。

(12) 対象作物が果樹の場合は、受益地区の対象品目の栽培面積に占める受益地区の対象品目の果樹収穫共済の加入面積及び農業経営収入保険の作付予定面積の総和の割合が、直近の当該都道府県の平均以上であり、又は当該都道府県の平均以上となることが確実と見込まれていなければならないものとする。

(13) 海外に向けた販路拡大に係る事業を実施する場合にあっては、事業実施主体等が行った、販路拡大に係る情報収集、マーケティング調査、テスト輸出等の結果、海外に向けた販路拡大が確実と見込まれることを要するものとする。

(14) 乾燥調製施設、穀類乾燥調製貯蔵施設、農産物処理加工施設又は集出荷貯蔵施設を新設する場合は、既存施設の再編合理化を検討するものとする。

(15) 土地利用型作物を対象とした乾燥調製施設、穀類乾燥調製貯蔵施設、農産物処理加工施設又は集出荷貯蔵施設を整備する場合は、地方農政局長等は、事業実施主体がその整備する施設を適切に労働安全・衛生管理できる者であるとともに、最適な流通形態に対応していることを確認するものとする。

(16) 本事業により施設を整備する場合にあっては、「自然災害リスクへの対応に係る取組の強化について」を踏まえ、ハザードマップの確認や、農業版事業継続計画（Business Continuity Plan:BCP）の策定等により、事業実施地域の災害リスクを十分

に認識するとともに、災害への備えに万全を期することで、災害時の被害の最小化が図られるよう努めるものとする。

また、天災等により被災した際に円滑な施設の補修及び再取得が可能となるよう、国の共済制度（国の共済制度に加入できない場合にあつては、民間の建物共済や損害補償保険等（天災等に対する補償を必須とする。））に確実に加入するものとし、当該施設の処分制限期間において加入が継続されるものとする。

なお、事業実施主体は、別記1の別紙1のⅡの第3の2に定める事業実施状況報告書の提出にあわせて、国の共済制度又は民間の保険等への加入状況が分かる資料の写しを提出するものとする。

(17) 成果目標の達成に必要な新用途への改修等については、以下の条件を全て満たす場合に助成対象とすることができるものとする。

ア 同種・同規模・同能力の施設の新設価格及び耐用年数を勘案し中古施設の改修等の方が経済的に優れていること。

イ 改修等を行う前の施設の法定耐用年数が10年以上、かつ、内部施設の法定耐用年数以上であること。

ウ 補助事業等により取得した財産の改修等を実施する場合は、あらかじめ「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準」により財産処分申請を行い、財産処分の承認を受けている、又は承認を受ける見込みであること。

エ 新用途としての能力の発揮又は能力増強のための設備導入と一体的に整備する改修等であること。

(18) 整備事業の補助対象経費や事務手続については、事務取扱を準用するものとする。

(19) 生産技術高度化施設のうち省エネルギーモデル温室、低コスト耐候性ハウス及び高度環境制御栽培施設並びに高度技術導入施設のうち施設園芸栽培技術高度化施設を整備する場合、事業完了後6年以内に整備ほ場を畑地化することとする。

9 留意事項

(1) 周辺環境への配慮

施設の整備に当たっては、環境汚染、騒音等の公害・衛生問題等に留意するものとする。

(2) 園芸用使用済みプラスチック等の適正処理

園芸用使用済みプラスチック等の適正かつ円滑な処理を推進するため、事業実施主体は、事業実施地区等において、「産業廃棄物管理票制度の運用について」、「園芸用使用済プラスチック適正処理に関する指導について」等に基づき、組織的な回収・処理体制の整備がなされるよう努めるものとする。

(3) セイヨウオオマルハナバチの飼養等施設の適切な管理

事業実施主体は、特定外来生物に指定されているセイヨウオオマルハナバチの飼養等施設の適切な管理を徹底するため、生産技術高度化施設を整備し、セイヨウオオマルハナバチを飼養する場合には「セイヨウオオマルハナバチの飼養等施設の適切な管理の徹底について等に基づき、野外への逃亡防止等に万全を期すものとする。

(4) 周辺景観との調和

施設を整備する場合は、事業費の低減を図ることを基本としつつ、立地場所の選定や当該施設のデザイン、塗装、事業名の表示等について、周辺景観との調和に十分配慮するものとする。

(5) PFI法の活用

本事業により、地方公共団体が公益的施設を整備する場合は、PFI法の活用に努めるものとする。

(6) 管理運営

ア 管理運営

事業実施主体は、本事業により補助金を受けて整備した施設等を、常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕等を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図ることで適正に管理運営するものとする。

イ 管理委託

施設等の管理は、原則として、事業実施主体が行うものとする。

ただし、事業実施主体が施設等の管理運営を直接行い難しい場合には、原則として、実施地域に係る団体であって、地方農政局長等が適当と認める者に、整備目的が確保される場合に限り、管理運営をさせることができるものとする。

ウ 指導監督

地方農政局長等は、本事業の適正な推進が図られるよう、事業実施主体の長（管理を委託している場合は管理主体の長。）に対し、適正な管理運営を指導するとともに、事業実施後の管理運営、利用状況及び事業効果の把握に努めるものとする。

また、関係書類の整備、施設等の管理、処分等において適切な措置を講じるよう、十分に指導監督するものとする。

エ 定額補助金事業の取扱い

定額補助金の事業については、特にその補助金の使途について厳正に管理することとし、使途を証明する領収書等関係書類等を整備しておくものとする。

オ 事業名等の表示

本事業により整備した施設等には、本事業名等を表示するものとする。

(7) GAPへの対応

本事業において施設等を整備し、GAP認証を取得する場合には、食品安全や環境保全、労働安全等といった持続可

<p><u>能性の確保の観点から、仕様や配置に十分に留意するものとする。</u></p> <p>(8) <u>作業安全対策の実施</u> <u>事業実施主体及び事業の受益者は、農作業従事者の安全の確保を推進するため、作業安全対策に係る自らの取組状況の把握に努めるものとする。</u></p> <p>(9) <u>先進技術を活用した省力化・低コスト化等に資する取組の推進</u> <u>都道府県及び市町村は、「科学技術・イノベーション基本計画」に基づき、農林水産業における生産性革命を推進するため、先進技術を活用してイノベーションを創出することにより、生産現場に実装可能な省力化・低コスト化等に資する取組の推進に努めるものとする。</u></p>	
<p>別紙様式第1号(別記1別紙1のIの第3の1及びIIの第3の1関係)</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>地方農政局長等 殿</p> <p style="text-align: right;">事業実施主体名 所 在 地 代 表 者 氏 名 〔 都道府県知事 〕</p> <p>〇〇年度産地生産基盤パワーアップ事業(うち新市場対応に向けた拠点事業者の育成及び連携産地の体制強化) <u>事業実施計画</u>の(変更)協議について</p>	<p>別紙様式第1号(別記1別紙1第3の1関係)</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>地方農政局長等 殿</p> <p style="text-align: right;">事業実施主体名 所 在 地 代 表 者 氏 名</p> <p>〇〇年度産地生産基盤パワーアップ事業(うち新市場対応に向けた拠点事業者の育成及び連携産地の体制強化) <u>事業実施主体計画</u>の(変更)協議について</p>

<p>産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱(令和4年12月12日付け4農産第3506号)別記1の別紙1の<u>Iの第3の1及びIIの第3の1</u>の規定に基づき、関係書類を添えて協議する。</p> <p>(注) 1 関係書類として、別添の<u>事業実施計画</u>を添付すること。</p> <p>2 特認団体の協議にあつては別紙様式第2号の特認団体協議書を添付すること。</p> <p>3 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載すること。</p> <p>4 添付書類のうち、事業実施主体のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。</p>	<p>産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱(令和4年12月12日付け4農産第3506号)別記1の別紙1の第3の1の規定に基づき、関係書類を添えて協議する。</p> <p>(注) 1 関係書類として、別添の<u>事業実施主体計画</u>を添付すること。</p> <p>2 特認団体の協議にあつては別紙様式第2号の特認団体協議書を添付すること</p> <p>3 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載すること</p> <p>4 添付書類のうち、事業実施主体のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる</p>
<p>別紙様式第2号(別記1別紙1の<u>Iの第3の1及びIIの第3の1</u>関係)</p>	<p>別紙様式第2号(別記1別紙1第3の1関係)</p>
<p>別紙様式第3号(別記1別紙1の<u>Iの第3の1</u>関係)</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>地方農政局長等 殿</p> <p style="text-align: right;">事業実施主体名 所 在 地 代 表 者 氏 名</p> <p>(略)</p>	<p>別紙様式第3号(別記1別紙1第3の1関係)</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>地方農政局長等 殿</p> <p style="text-align: right;">事業実施主体名 所 在 地 代 表 者 氏 名</p> <p>(略)</p>

<p>産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱（令和4年12月12日付け4農産第3506号）別記1の別紙1の<u>I</u>の第3の1の規定に基づき、下記条件を了承の上、交付決定前に着手したいので届け出ます。</p> <p>記（略）</p>	<p>産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱（令和4年12月12日付け4農産第3506号）別記1の別紙1の第3の1の規定に基づき、下記条件を了承の上、交付決定前に着手したいので届け出ます。</p> <p>記（略）</p>
<p>別紙様式第4号（別記1別紙1の<u>I</u>の第3の2及び<u>II</u>の第3の2関係）</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>地方農政局長等 殿</p> <p style="text-align: right;">事業実施主体名 所 在 地 代 表 者 氏 名 〔都道府県知事〕</p> <p>（略）</p> <p>産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱（令和4年12月12日付け4農産第3506号）別記1の別紙1の<u>I</u>の第3の2及び<u>II</u>の第3の2の規定に基づき、関係書類を添えて提出します。</p> <p>記（略）</p>	<p>別紙様式第4号（別記1別紙1第3の2関係）</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>地方農政局長等 殿</p> <p style="text-align: right;">事業実施主体名 所 在 地 代 表 者 氏 名</p> <p>（略）</p> <p>産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱（令和4年12月12日付け4農産第3506号）別記1の別紙1の第3の2の規定に基づき、関係書類を添えて提出します。</p> <p>記（略）</p>
<p>別紙様式第5号（別記1別紙1の<u>I</u>の第3の3及び<u>II</u>の第3の3関係）</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>地方農政局長等 殿</p> <p style="text-align: right;">事業実施主体名</p>	<p>別紙様式第5号（別記1別紙1第3の3関係）</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>地方農政局長等 殿</p> <p style="text-align: right;">事業実施主体名</p>

<p style="text-align: right;">所在地 代表者氏名 〔<u>都道府県知事</u>〕</p> <p>(略)</p> <p>産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱(令和4年12月12日付け4農産第3506号)別記1の別紙1の<u>I</u>の第3の3の規定に基づき、関係書類を添えて提出します。</p> <p>記(略)</p>	<p style="text-align: right;">所在地 代表者氏名</p> <p>(略)</p> <p>産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱(令和4年12月12日付け4農産第3506号)別記1の別紙1の第3の3の規定に基づき、関係書類を添えて提出します。</p> <p>記(略)</p>
<p>別紙様式第6号(別記1別紙1の<u>I</u>の第3の3関係)</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>地方農政局長等 殿</p> <p style="text-align: right;">事業実施主体名 所 在 地 代 表 者 氏 名</p> <p>産地生産基盤パワーアップ事業(うち新市場対応に向けた拠点事業者の育成及び連携産地の体制強化)(〇〇年度)の<u>事業実施</u>に関する改善計画について</p> <p>〇〇年度において、産地生産基盤パワーアップ事業(うち新市場対応に向けた拠点事業者の育成及び連携産地の体制強化)で取得又</p>	<p>別紙様式第6号(別記1別紙1第3の3関係)</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>地方農政局長等 殿</p> <p style="text-align: right;">事業実施主体名 所 在 地 代 表 者 氏 名</p> <p>産地生産基盤パワーアップ事業(うち新市場対応に向けた拠点事業者の育成及び連携産地の体制強化)(〇〇年度)で<u>取得又は効用が増加した施設等の利用</u>に関する改善計画について</p> <p>〇〇年度において、産地生産基盤パワーアップ事業(うち新市場対応に向けた拠点事業者の育成及び連携産地の体制強化)で取得又</p>

は効用が増加した施設等について、当初事業計画の目的の達成状況が図られるよう、下記の改善計画を実施することとするので、報告します。

記

- 1 事業の導入及び取組の経過
- 2 当初事業実施計画の成果目標が未達成となった理由及び達成に向けた取組

成果目標	目標年度における成果目標の達成率 及び 未達成となった理由等		目標達成に向けた取組
	達成率	未達成となった理由等	

- 3 施設等の利用の実績及び改善計画
(改善計画は、3カ年の計画とし、下記の様式により作成すること。なお、事業実施状況報告書の写しを添付すること。)

整備事業	指標	事業実施後の状況			改善計画					
		目標	計画策定時	1年目	2年目	3年目	改善計画	1年目	2年目	改善目

は効用が増加した施設等について、当初事業計画の目的の達成状況が図られるよう、下記の改善計画を実施することとするので、報告します。

記

- 1 事業の導入及び取組の経過
- 2 当初事業実施計画の成果目標が未達成となった理由及び達成に向けた取組

成果目標	目標年度における成果目標の達成率 及び 未達成となった理由等		目標達成に向けた取組
	達成率	未達成となった理由等	

- 3 施設等の利用の実績及び改善計画
(改善計画は、3カ年の計画とし、下記の様式により作成すること。なお、事業実施状況報告書の写しを添付すること。)
(新設)

		(年)	(年)	(年)	(年)	(年)	定	(年)	(年)	標
))))	(年))	(年)
施設整備	利用量 (t、kg 等)									
	利用率 (%)									
	収支差 (千円)									
	収支率 (%)									
	累積赤字 (千円)									

(注1) 利用率は当該年度の数字を目標年度で除して求める。

(注2) 収支率は、収入／支出×100とする。

(注3) 目標年が4年以上の取組等、必要に応じて、適宜欄を追加して記入すること。

4. 改善方策

(事業実施状況報告書の事業効果及び改善方策の欄を参照し、問題点の解決のために必要な方策を、事業内容の見直しを含め具体的に記述すること。)

5. 改善計画を実施するための推進体制

【記入要領】

4. 改善方策

(事業実施状況報告書の事業効果及び改善方策の欄を参照し、問題点の解決のために必要な方策を、事業内容の見直しを含め具体的に記述すること。)

5. 改善計画を実施するための推進体制

整	指標	事業実施後の状況	改善計画
---	----	----------	------

目標年度の成果目標の全部又は一部が達成されていない場合は、上記の1及び2に記入し、施設等が当初の事業実施計画に従って適正かつ効率的に運用されていない場合は、上記の1、3、4及び5に記入すること。

備 事 業		目 標 (年)	計 画 策 定 時 (年)	1	2	3	改 善 計 画 策 定 (年)	1	2	改 善 目 標 (年)
				年	年	年		年	年	
施 設 整 備	利 用 量 (t、 kg等)									
	利 用 率 (%)									
	収 支 差 (千 円)									
	収 支 率 (%)									
	累 積 赤 字 (千 円)									

(注1) 利用率は当該年度の数字を目標年度で除して求める。

(注2) 収支率は、収入/支出×100とする。

別紙様式第7号 (別記1別紙1のIIの第3の1関係)

番 号
年 月 日

(新設)

都道府県知事 殿

事業実施主体名
所在地
代表者氏名

〇〇年度産地生産基盤パワーアップ事業（うち新市場対応に向けた拠点事業者の育成及び連携産地の体制強化）事業実施計画の（変更）協議について

産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱（令和4年12月12日付け4農産第3506号）別記1の別紙1のⅡの第3の1の規定に基づき、関係書類を添えて協議する。

- (注) 1 関係書類として、事業実施計画（別紙様式第1号別添1～9）を添付すること。
- 2 特認団体の協議にあつては別紙様式第2号の特認団体協議書を添付すること。
- 3 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載すること。
- 4 添付書類のうち、事業実施主体のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別紙様式第8号（別記1別紙1のⅡの第3の1関係）

（新設）

番 号

年 月 日

地方農政局長等 殿

都道府県知事

産地生産基盤パワーアップ事業（うち新市場対応に向けた拠点事業者の育成及び連携産地の体制強化）の事業実施計画（変更の）妥当性等の協議について

産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱（令和4年12月12日付け4農産第3506号）別記1の別紙1のⅡの第3の1の規定に基づき、関係書類を添えて協議します。

記

- （注）1 関係書類として、別添の事業実施計画を添付すること。
- 2 特認団体の協議にあつては別紙様式第2号の特認団体協議書を添付すること。
- 3 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載すること。
- 4 添付書類のうち、事業実施主体のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別紙様式第9号（別記1別紙1のⅡの第3の1関係）

番 号
年 月 日

（新設）

都道府県知事 殿

事業実施主体名
所 在 地
代 表 者 氏 名

〇〇年度産地生産基盤パワーアップ事業（うち新市場対応に
向けた拠点事業者の育成及び連携産地の体制強化）交付決定
前着手届について

産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱（令和4年12
月12日付け4農産第3506号）別記1の別紙1のⅡの第3の1の規
定に基づき、下記条件を了承の上、交付決定前に着手したいので届
け出ます。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変の事由によって
実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施
主体が負担すること。
- 2 交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額
に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手から交付決定を受ける期間内におい
ては、計画変更は行わないこと。

事業内容	事業費	着手予定 年月日	完了予定 年月日	理由

別紙様式第 10 号 (別記 1 別紙 1 のⅡの第 3 の 2)

都道府県知事 殿

番 号
年 月 日

事業実施主体名
所 在 地
代 表 者 氏 名

令和〇年度産地生産基盤パワーアップ事業 (うち新市場対応に向けた拠点事業者の育成及び連携産地の体制強化) 実施状況報告書の提出について

産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱 (令和 4 年 12 月 12 日付け 4 農産第 3506 号) 別記 1 の別紙 1 のⅡの第 3 の 2 の規定に基づき、関係書類を添えて提出します。

(新設)

<p style="text-align: center;">記</p> <p>添付書類 事業実施状況報告書 <u>(様式は別紙様式第1号に準ずるものとする。)</u></p>	
<p><u>別紙様式第11号(別記1別紙1のIIの第3の2)</u></p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>地方農政局長等 殿</p> <p style="text-align: right;">都道府県知事</p> <p><u>令和〇年度産地生産基盤パワーアップ事業(うち新市場対応に向けた拠点事業者の育成及び連携産地の体制強化)実施状況報告書(兼評価報告書)について</u></p> <p><u>産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱(令和4年12月12日付け4農産第3506号)別記1の別紙1のIIの第3の2の規定に基づき、関係書類を添えて提出します。</u></p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>添付書類 事業実施状況報告書 <u>(様式は別紙様式第1号に準ずるものとする。)</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>別紙様式第12号(別記1別紙1のIIの第3の3関係)</u></p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p>	<p>(新設)</p>

都道府県知事 殿

事業実施主体名
所在地
代表者氏名

産地生産基盤パワーアップ事業（うち新市場対応に向けた拠点事業者の育成及び連携産地の体制強化）（〇〇年度）の事業実施に関する改善計画について

〇〇年度において、産地生産基盤パワーアップ事業（うち新市場対応に向けた拠点事業者の育成及び連携産地の体制強化）で取得又は効用が増加した施設等について、当初事業計画の目的の達成状況が図られるよう、下記の改善計画を実施することとするので、報告します。

記

- 1 事業の導入及び取組の経過
- 2 当初事業実施計画の成果目標が未達成となった理由及び達成に向けた取組

成果目標	目標年度における成果目標の達成率及び未達成となった理由等		目標達成に向けた取組
	達成率	未達成となった理由等	

3 施設等の利用の実績及び改善計画

(改善計画は、3カ年の計画とし、下記の様式により作成すること。
 なお、事業実施状況報告書の写しを添付すること。)

整備事業	指標	事業実施後の状況				改善計画				
		目標 (年)	計画策定時 (年)	1年目 (年)	2年目 (年)	3年目 (年)	改善計画策定 (年)	1年目 (年)	2年目 (年)	改善目標 (年)
施設整備	利用量 (t、kg等)									
	利用率 (%)									
	収支差 (千円)									
	収支率 (%)									
	累積赤字 (千円)									

(注1) 利用率は当該年度の数字を目標年度で除して求める。

(注2) 収支率は、収入/支出×100とする。

(注3) 目標年が4年以上の取組等、必要に応じて、適宜欄を追加して記入すること。

<p>4. <u>改善方策</u> <u>(事業実施状況報告書の事業効果及び改善方策の欄を参照し、問題点の解決のために必要な方策を、事業内容の見直しを含め具体的に記述すること。)</u></p> <p>5. <u>改善計画を実施するための推進体制</u></p> <p>【記入要領】 <u>目標年度の成果目標の全部又は一部が達成されていない場合は、上記の1及び2に記入し、施設等が当初の事業実施計画に従って適正かつ効率的に運用されていない場合は、上記の1、3、4及び5に記入すること。</u></p>	
<p><u>別紙様式第13号</u></p> <p style="text-align: right;"><u>年 月 日</u></p> <p><u>環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート実施者リスト</u></p> <p><u>以下の者は、環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシートのうち該当するチェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施することを報告します。</u></p> <p><u>環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート実施者リスト</u></p> <p><u>番 組織名、法人名及び代表者氏名又は協 対象チェックシ</u> <u>号 議会構成員氏名 上</u></p>	<p>(新設)</p>

	農 食 民
1 <u>〇〇 〇〇</u>	<u>●</u>
2 <u>△△法人 代表 △△ △△</u>	<u>●</u>
3	
4	
5	
6	
7	
<p><u>(注1)環境負荷低減のクロスコンプライアンスに取り組む全ての者を上記の表に記載してください。必要に応じて行を増やしてください。</u></p>	
<p><u>(注2)「対象チェックシート」の略称については、以下のとおりです。該当する業種にチェック(「●」等)を記載してください。</u></p>	
<p><u>農：農業経営体向け(別紙様式第13号 別添1)</u></p>	
<p><u>食：食品関連事業者向け(別紙様式第13号 別添2)</u></p>	
<p><u>民：民間事業者・自治体等向け(別紙様式第13号 別添3)</u></p>	
別紙様式第1号(新市場対応)別添1	別紙様式第1号(新市場対応)別添1

産地生産基盤パワーアップ事業(うち新市場対応に向けた
拠点事業者の育成及び連携産地の体制強化)

事業実施計画【推進事業】

(産地生産基盤パワーアップ事業(うち新市場対応に向けた拠点事業者の育成
及び連携産地の体制強化)実施状況報告兼評価報告書)

事業実施年度： 年度

事業実施主体名：

所在地：

産地生産基盤パワーアップ事業(うち新市場対応に向けた
拠点事業者の育成及び連携産地の体制強化)

事業実施主体計画【推進事業】

(産地生産基盤パワーアップ事業(うち新市場対応に向けた拠点事業者の育成
及び連携産地の体制強化)実施状況報告兼評価報告書)

事業実施年度： 年度

事業実施主体名：

所在地：

別紙様式第1号（新市場対応）別添2

1. 事業実施主体名及び対象品目

事業実施主体名	対象品目

2. 事業実施主体の概要

代表者	所属・役職	
	氏名	
担当者	所属・役職	
	氏名	
	電話番号	
	E-mail	

※生産安定・効率化機能の具備・強化のうち輸出対応型産地の育成（別記1別紙1のIの1-1の1の(3)のカ又はIIの1-1の(3)の力の取組）を実施する場合は、以下も記載。

輸出事業計画登録者	所属・役職	
	氏名	

(注) 輸出事業計画に登録している者を記入。

3. 事業実施主体の成果目標

成果目標の具体的な内容	目標数値			実績 ○○年	設定の考え方、検証の方法
	現状値 (○○年)	目標値 (○○年)	増減又は 割合		

(注) 別記1別紙1のI-1の4又はIIの1-1の4の成果目標の欄から設定した目標を記載。

4. 総括表

支援メニュー	総事業費	負担区分			備考欄
		国庫補助金	自己資金	その他	
(1) 生産安定・効率化機能の具備・強化	0	0	0	0	
ア 労働力不足等に対応した労働力や農業用機械の調整体制の確立	0				
イ 生育予測システム等の導入	0				
ウ 種子・種苗等の供給体制の整備	0				
エ 新たな栽培技術等の導入・普及	0				
オ 耕種作物産地基幹施設等整備の効率化	0				
カ 端境期等に対応した出荷体制の整備	0				
(2) 供給調整機能の具備・強化	0	0	0	0	
ア 貯蔵技術等を活用した安定出荷体制の確立	0				
イ 集出荷調整機能の高度化	0				
(3) 実需者ニーズ対応機能の具備・強化	0	0	0	0	
ア GAP・トレーサビリティ手法の導入	0				
イ 新品種等現地適応性試験の実施	0				
ウ 導入品種等の加工等適性試験	0				
エ 品質管理、物流の効率化	0				
オ 高品質・低コスト流通システムの導入	0				
カ 輸出対応型産地の育成	0				
(4) 農業用機械等の導入及びリース導入	0				
(5) 効果増進・検証事業	0	0	0	0	
ア 計画策定及び効果検証の取組	0				
イ 技術等の実証の取組	0				
(6) その他事業の目的を達成するために必要な取組	0				
合計	0	0	0	0	

(注) 備考欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「減額した金額」を、同税額がない場合は「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

別紙様式第1号（新市場対応）別添2

1. 事業実施主体名及び対象品目

事業実施主体名	対象品目

2. 事業実施主体の概要

代表者	所属・役職	
	氏名	
担当者	所属・役職	
	氏名	
	電話番号	
	E-mail	

※生産安定・効率化機能の具備・強化のうち輸出対応型産地の育成（別記1別紙1の1の1の(3)の力の取組）を実施する場合は、以下も記載。

輸出事業計画登録者	所属・役職	
	氏名	

(注) 輸出事業計画に登録している者を記入。

3. 事業実施主体の成果目標

成果目標の具体的な内容	目標数値			実績 ○○年	設定の考え方、検証の方法
	現状値 (○○年)	目標値 (○○年)	増減又は 割合		

(注) 別記1別紙1のIの4の成果目標の欄から設定した目標を記載。

4. 総括表

支援メニュー	総事業費	負担区分			備考欄
		国庫補助金	自己資金	その他	
(1) 生産安定・効率化機能の具備・強化	0	0	0	0	
ア 労働力不足等に対応した労働力や農業用機械の調整体制の確立	0				
イ 生育予測システム等の導入	0				
ウ 種子・種苗等の供給体制の整備	0				
エ 新たな栽培技術等の導入・普及	0				
オ 端境期等に対応した出荷体制の整備	0				
(2) 供給調整機能の具備・強化	0	0	0	0	
ア 貯蔵技術等を活用した安定出荷体制の確立	0				
イ 集出荷調整機能の高度化	0				
(3) 実需者ニーズ対応機能の具備・強化	0	0	0	0	
ア GAP・トレーサビリティ手法の導入	0				
イ 新品種等現地適応性試験の実施	0				
ウ 導入品種等の加工等適性試験	0				
エ 品質管理、物流の効率化	0				
オ 高品質・低コスト流通システムの導入	0				
カ 輸出対応型産地の育成	0				
(4) 農業用機械等の導入及びリース導入	0				
(5) 効果増進・検証事業	0	0	0	0	
ア 計画策定及び効果検証の取組	0				
イ 技術等の実証の取組	0				
(6) その他事業の目的を達成するために必要な取組	0				
合計	0	0	0	0	

(注) 備考欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「減額した金額」を、同税額がない場合は「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

5. 事業実施経費			
事業内容	金額 (円)	内訳	備考(経費の必要性と当該事業の関連性等)
(1) 生産安定・効率化機能の具備・強化			
ア 労働力不足等に対応した労働力や農業用機械の調整体制の確立			
費目			
イ 生育予測システム等の導入			
費目			
ウ 種子・種苗等の供給体制の整備			
費目			
エ 新たな栽培技術等の導入・普及			
費目			
オ 耕種作物産地基幹施設等整備の効率化			
費目			
カ 端境期等に対応した出荷体制の整備			
費目			
(2) 供給調整機能の具備・強化			
ア 貯蔵技術等を活用した安定出荷体制の確立			
費目			
イ 集出荷調整機能の高度化			
費目			
(3) 実需者ニーズ対応機能の具備・強化			
ア GAP・トレーサビリティ手法の導入			
費目			
イ 新品種等現地適応性試験の実施			
費目			
ウ 導入品種等の加工等適性試験			
費目			
エ 品質管理、物流の効率化			
費目			
オ 高品質・低コスト流通システムの導入			
費目			
カ 輸出处産地の育成			
費目			
(4) 農業用機械等の導入及びリース導入			
費目			
(5) 効果増進・検証事業			
ア 計画策定及び効果検証の取組			
費目			
イ 技術等の実証の取組			
費目			
(6) その他事業の目的を達成するために必要な取組			
費目			
合計			

(注1) 「備考」欄には、単価、人数等の根拠(資料名等)について具体的に記載すること。
(注2) 「費目」欄には、別記1別紙1の別表1-1に掲げる費目を記入すること。
(注3) 適宜、行を追加して記入すること。

別紙様式第1号(新市場対応)別添3
1. 生産安定・効率化機能の具備・強化
(1)～(4) (略)

5. 事業実施経費			
事業内容	金額 (円)	内訳	備考(経費の必要性と当該事業の関連性等)
(1) 生産安定・効率化機能の具備・強化			
ア 労働力不足等に対応した労働力や農業用機械の調整体制の確立			
費目			
イ 生育予測システム等の導入			
費目			
ウ 種子・種苗等の供給体制の整備			
費目			
エ 新たな栽培技術等の導入・普及			
費目			
オ 端境期等に対応した出荷体制の整備			
費目			
(2) 供給調整機能の具備・強化			
ア 貯蔵技術等を活用した安定出荷体制の確立			
費目			
イ 集出荷調整機能の高度化			
費目			
(3) 実需者ニーズ対応機能の具備・強化			
ア GAP・トレーサビリティ手法の導入			
費目			
イ 新品種等現地適応性試験の実施			
費目			
ウ 導入品種等の加工等適性試験			
費目			
エ 品質管理、物流の効率化			
費目			
オ 高品質・低コスト流通システムの導入			
費目			
カ 輸出处産地の育成			
費目			
(4) 農業用機械等の導入及びリース導入			
費目			
(5) 効果増進・検証事業			
ア 計画策定及び効果検証の取組			
費目			
イ 技術等の実証の取組			
費目			
(6) その他事業の目的を達成するために必要な取組			
費目			
合計			

(注1) 「備考」欄には、単価、人数等の根拠(資料名等)について具体的に記載すること。
(注2) 「費目」欄には、別記1別紙1の別表1-1に掲げる費目を記入すること。
(注3) 適宜、行を追加して記入すること。

別紙様式第1号(新市場対応)別添3
1. 生産安定・効率化機能の具備・強化
(1)～(4) (略)

(5) 耕種作物産地基幹施設等整備の効率化

① 施設整備の効率化に必要な取組

実施時期	実施場所	効率化を行う施設等	効率化の目的及び内容	備考

② その他必要な取組

実施時期	取組の目的及び内容	備考

(6) 端境期等に対応した出荷体制の整備

事業対象面積	(延べ面積)	取組内容	備考

※(延べ面積)は対象品目が1年に複数回作付けを行うものである場合のみ記載

- 添付書類
1. 契約内容確認書(別紙様式第1号別添3-1)
 2. 事業の取組内容(別紙様式第1号別添3-2)
 3. 農地台帳等、対象ほ場の所在地がわかるもの

(新設)

(5) 端境期等に対応した出荷体制の整備

事業対象面積	(延べ面積)	取組内容	備考

※(延べ面積)は対象品目が1年に複数回作付けを行うものである場合のみ記載

- 添付書類
1. 契約内容確認書(別紙様式第1号別添3-1)
 2. 事業の取組内容(別紙様式第1号別添3-2)
 3. 農地台帳等、対象ほ場の所在地がわかるもの

別紙様式第1号(新市場対応)別添6

7. オープンAPIへの対応

トラクター、コンバイン又は田植機の導入又はリース導入を希望する場合は、以下の「参考」を御確認の上、導入を希望する農機のメーカーの状況についてチェックを入れてください。
・導入を希望する農機のメーカーが、自社webサイトや農業データ連携基盤への表示等を通じて、データを連携できる環境を整備している

(参考) APIを自社webサイトや農業データ連携基盤への表示等を通じて、データを連携できる環境を整備している農機メーカー
(令和6年10月時点農林水産省調べ、五十音・アルファベット順で記載)
国内メーカー: 井関農機株式会社、株式会社クボタ、三菱マヒンドラ農機株式会社、ヤンマーアグリ株式会社
海外メーカー: AGCO Corporation(Fendt, MASSEY FERGUSON, Valtra)、CLAAS KGaA mbH, CNH industrial N.V (Case IH, New Holland, Steyr)、Deere & Company(John Deere)、SDF group(SAME, DEUTZ-FAHR, Lamborghini)

- ※1. 「整備していない」にチェックをした場合は、整備しているメーカーの農機に変更いただくか、導入を希望する農機でなければ事業目的を達成できない旨を別途証明いただく等の対応が必要になります。
※2. 「整備していない」にチェックをした場合でも、導入を希望されるトラクター、コンバイン、田植機のメーカーが農機データを取得するシステムを備えた製品を製造していない場合はメーカーの変更等の対応は不要です。

別紙様式第1号(新市場対応)別添6

7. オープンAPIへの対応

トラクター、コンバイン又は田植機の導入又はリース導入を希望する場合は、以下の「参考」を御確認の上、導入を希望する農機のメーカーの状況についてチェックを入れてください。
・導入を希望する農機のメーカーが、自社webサイトや農業データ連携基盤への表示等を通じて、データを連携できる環境を整備している(又は整備する見込みである)

(参考) APIを自社webサイトや農業データ連携基盤への表示等を通じて、データを連携できる環境を整備している、又は整備する見込みである農機メーカー
(令和5年11月10日時点農林水産省調べ、五十音・アルファベット順で記載)
国内メーカー: 井関農機株式会社、株式会社クボタ、三菱マヒンドラ農機株式会社、ヤンマーアグリ株式会社
海外メーカー: AGCO Corporation(Fendt, MASSEY FERGUSON, Valtra)、CLAAS KGaA mbH, CNH industrial N.V (Case IH, New Holland, Steyr)、Deere & Company(John Deere)、SDF group(SAME, DEUTZ-FAHR, Lamborghini)

- ※ データの連携により自身の営農作業を一元的に閲覧・分析することができ、より効率的・効果的な営農につなげることができます。「整備していない」を選択した場合であってもデータを連携できる環境を整備しているメーカーの農機への変更ができないかご検討ください。導入状況によってはメーカーの選択理由が異なる場合がございます。

別紙様式第1号(新市場対応)別添7

別紙様式第1号(新市場対応)別添7

別紙様式第1号（新市場対応）別添7

8. 効果増進・検証事業

(1) 計画策定等に要する経費

事業実施 主体名	目的	実施時期	事業内容	員数	単価	総事業費			備考
						(円)	国費	自己資金	
合計									

(注) 備考欄には仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円 うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

(2) 効果検証等に要する経費

事業実施 主体名	目的	実施時期	事業内容	員数	単価	総事業費			備考
						(円)	国費	自己資金	
合計									

(注) 備考欄には仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円 うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

(3) 技術等の実証に要する経費

地区名	事業実施 主体名	対象 作物名	実証等 の規模	実証等 の目的	実証等の 実施場所	事業内容 (実証リース機械 能力、台数等)	総事業費			備考
							(円)	国費	自己資金	
計										
計										
合計										

(注1) 備考欄には仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円 うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

別紙様式第1号（新市場対応）別添8

別紙様式第1号（新市場対応）別添7

8. 効果増進・検証事業

(1) 計画策定等に要する経費

事業実施 主体名	目的	実施時期	事業内容	員数	単価	総事業費			備考
						(円)	国費	自己資金	
合計									

(注) 備考欄には仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円 うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

(2) 効果検証等に要する経費

事業実施 主体名	目的	実施時期	事業内容	員数	単価	総事業費			備考
						(円)	国費	自己資金	
合計									

(注) 備考欄には仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円 うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

(3) 技術等の実証に要する経費

地区名	事業実施 主体名	対象 作物名	実証等 の規模	実証等 の目的	実証等の 実施場所	事業内容 (実証リース機械 能力、台数等)	総事業費			備考
							(円)	国費	自己資金	
計										
計										
合計										

(注1) 「取組目標」欄には、実施要綱別表のメニュー欄の○の効果的な実施に必要な取組を記載すること。

(注2) 備考欄には仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円 うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

別紙様式第1号（新市場対応）別添8

産地生産基盤パワーアップ事業(うち新市場対応に向けた
拠点事業者の育成及び連携産地の体制強化)
事業実施計画【整備事業】

(産地生産基盤パワーアップ事業(うち新市場対応に向けた拠点事業者の育成
及び連携産地の体制強化)実施状況報告兼評価報告書)

事業実施年度： 年度

事業実施主体名：

所在地：

産地生産基盤パワーアップ事業(うち新市場対応に向けた
拠点事業者の育成及び連携産地の体制強化)
事業実施主体計画【整備事業】

(産地生産基盤パワーアップ事業(うち新市場対応に向けた拠点事業者の育成
及び連携産地の体制強化)実施状況報告兼評価報告書)

事業実施年度： 年度

事業実施主体名：

所在地：

環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート（農業経営体向け）

申請時 （します）	（1）適正な施肥	報告時 （しました）
①	<input type="checkbox"/> 肥料の適正な保管	<input type="checkbox"/>
②	<input type="checkbox"/> 肥料の使用状況等の記録・保存に努める	<input type="checkbox"/>
③	<input type="checkbox"/> 作物特性やデータに基づく施肥設計を検討	<input type="checkbox"/>
④	<input type="checkbox"/> 有機物の適正な施用による土づくりを検討	<input type="checkbox"/>

申請時 （します）	（2）適正な防除	報告時 （しました）
⑤	<input type="checkbox"/> 病害虫・雑草が発生しにくい生産条件の整備を検討	<input type="checkbox"/>
⑥	<input type="checkbox"/> 病害虫・雑草の発生状況を把握した上で防除の要否及びタイミングの判断に努める	<input type="checkbox"/>
⑦	<input type="checkbox"/> 多様な防除方法（防除資材、使用方法）を活用した防除を検討	<input type="checkbox"/>
⑧	<input type="checkbox"/> 農薬の適正な使用・保管	<input type="checkbox"/>
⑨	<input type="checkbox"/> 農薬の使用状況等の記録・保存	<input type="checkbox"/>

申請時 （します）	（3）エネルギーの削減	報告時 （しました）
⑩	<input type="checkbox"/> 農機、ハウス等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める	<input type="checkbox"/>
⑪	<input type="checkbox"/> 省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める	<input type="checkbox"/>

申請時 （します）	（4）悪臭及び害虫の発生防止	報告時 （しました）
⑫	<input type="checkbox"/> 悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	<input type="checkbox"/>

申請時 （します）	（5）廃棄物の発生抑制、 適正な循環的な利用及び適正な処分	報告時 （しました）
⑬	<input type="checkbox"/> プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	<input type="checkbox"/>

申請時 （します）	（6）生物多様性への悪影響の防止	報告時 （しました）
⑭	<input type="checkbox"/> 病害虫・雑草の発生状況を把握した上で防除の要否及びタイミングの判断に努める（再掲）	<input type="checkbox"/>
⑮	<input type="checkbox"/> 多様な防除方法（防除資材、使用方法）を活用した防除を検討（再掲）	<input type="checkbox"/>

申請時 （します）	（7）環境関係法令の遵守等	報告時 （しました）
⑯	<input type="checkbox"/> みどりの食料システム戦略の理解	<input type="checkbox"/>
⑰	<input type="checkbox"/> 関係法令の遵守	<input type="checkbox"/>
⑱	<input type="checkbox"/> 農業機械等の装置・車両の適切な整備と管理の実施に努める	<input type="checkbox"/>
⑲	<input type="checkbox"/> 正しい知識に基づく作業安全に努める	<input type="checkbox"/>

（新設）

環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート（食品関連事業者向け）

申請時 （します）	（1）適正な施肥	報告時 （しました）
①	<input type="checkbox"/> 環境負荷低減に配慮した原料等の調達を検討	<input type="checkbox"/>
申請時 （します）	（2）適正な防除	報告時 （しました）
②	<input type="checkbox"/> 環境負荷低減に配慮した原料等の調達を検討（再掲）	<input type="checkbox"/>
申請時 （します）	（3）エネルギーの削減	報告時 （しました）
③	<input type="checkbox"/> 工場・倉庫・車両等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める	<input type="checkbox"/>
④	<input type="checkbox"/> 省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める	<input type="checkbox"/>
⑤	<input type="checkbox"/> 環境負荷低減に配慮した商品、原料等の調達を検討	<input type="checkbox"/>
申請時 （します）	（4）悪臭及び害虫の発生防止	報告時 （しました）
⑥	<input type="checkbox"/> 悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	<input type="checkbox"/>
申請時 （します）	（5）廃棄物の発生抑制、 適正な循環的な利用及び適正な処分	報告時 （しました）
⑦	<input type="checkbox"/> ※と畜場でない場合（と畜場である） 食品ロス削減に努める	<input type="checkbox"/>
⑧	<input type="checkbox"/> プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	<input type="checkbox"/>
⑨	<input type="checkbox"/> 資源の再利用を検討	<input type="checkbox"/>
申請時 （します）	（6）生物多様性への悪影響の防止	報告時 （しました）
⑩	<input type="checkbox"/> ※生物多様性への影響が想定される工事等を実施する場合（該当しない） <input type="checkbox"/> 生物多様性に配慮した事業実施に努める	<input type="checkbox"/>
⑪	<input type="checkbox"/> ※特定事業場である場合（該当しない） <input type="checkbox"/> 排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守	<input type="checkbox"/>
申請時 （します）	（7）環境関係法令の遵守等	報告時 （しました）
⑫	<input type="checkbox"/> みどりの食料システム戦略の理解	<input type="checkbox"/>
⑬	<input type="checkbox"/> 関係法令の遵守	<input type="checkbox"/>
⑭	<input type="checkbox"/> 環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努める	<input type="checkbox"/>
⑮	<input type="checkbox"/> ※機械等を扱う事業者である場合（該当しない） <input type="checkbox"/> 機械等の適切な整備と管理に努める	<input type="checkbox"/>
⑯	<input type="checkbox"/> 正しい知識に基づく作業安全に努める	<input type="checkbox"/>

注1 (5) ⑦については、と畜場の場合には口をチェックしてください。この場合、当該項目の申請時・報告時のチェックは不要です。

注2 (6) ⑩、(6) ⑪、(7) ⑮の※の記載内容に「該当しない」場合には口をチェックしてください。この場合、当該項目の申請時・報告時のチェックは不要です。

(新設)

環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート（民間事業者・自治体等向け）

申請時 (します)	(1) 適正な施肥	報告時 (しました)	申請時 (します)	(5) 廃棄物の発生抑制、 適正な循環的な利用及び適正な処分	報告時 (しました)
①	<input type="checkbox"/> ※農産物等の調達を行う場合（該当しない口） 環境負荷低減に配慮した農産物等の調達を検討	<input type="checkbox"/>	⑦	<input type="checkbox"/> プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	<input type="checkbox"/>
			⑧	<input type="checkbox"/> 資源の再利用を検討	<input type="checkbox"/>
申請時 (します)	(2) 適正な防除	報告時 (しました)	申請時 (します)	(6) 生物多様性への悪影響の防止	報告時 (しました)
②	<input type="checkbox"/> ※農産物等の調達を行う場合（該当しない口） 環境負荷低減に配慮した農産物等の調達を検討（再掲）	<input type="checkbox"/>	⑨	<input type="checkbox"/> ※生物多様性への影響が想定される工事等を実施 する場合（該当しない口） 生物多様性に配慮した事業実施に努める	<input type="checkbox"/>
			⑩	<input type="checkbox"/> ※特定事業場である場合（該当しない口） 排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守	<input type="checkbox"/>
申請時 (します)	(3) エネルギーの節減	報告時 (しました)	申請時 (します)	(7) 環境関係法令の遵守等	報告時 (しました)
③	<input type="checkbox"/> オフィスや車両・機械等の電気・燃料の使用 状況の記録・保存に努める	<input type="checkbox"/>	⑪	<input type="checkbox"/> みどりの食料システム戦略の理解	<input type="checkbox"/>
④	<input type="checkbox"/> 省エネを意識し、不必要・非効率なエネル ギー消費をしない（照明、空調、ウォームビ ズ・クールビズ、燃費効率のよい機械の利用 等）ように努める	<input type="checkbox"/>	⑫	<input type="checkbox"/> 関係法令の遵守	<input type="checkbox"/>
⑤	<input type="checkbox"/> 環境負荷低減に配慮した商品、原料等の調達 を検討	<input type="checkbox"/>	⑬	<input type="checkbox"/> 環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努 める	<input type="checkbox"/>
申請時 (します)	(4) 悪臭及び害虫の発生防止	報告時 (しました)	⑭	<input type="checkbox"/> ※機械等を扱う事業者である場合（該当しない口） 機械等の適切な整備と管理に努める	<input type="checkbox"/>
⑥	<input type="checkbox"/> ※肥料・飼料等の調達を行う場合（該当しない口） 悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	<input type="checkbox"/>	⑮	<input type="checkbox"/> 正しい知識に基づく作業安全に努める	<input type="checkbox"/>

注 ※の記載内容に「該当しない」場合には□にチェックしてください。この場合、当該項目の申請時・報告時のチェックは不要です。

(新設)

別紙2 園芸作物等の先導的取組支援

第1 趣旨

輸出の拡大や輸入品から国産品への切り替えなど需要構造
が変化中、新たな需要に対応する生産体制の構築を早急に
進めていく必要がある。このため、需要の変化に対応し、新品
目・品種、省力樹形の導入や産地の改革につながる新技術導入
など、国際競争力の強化に向け産地を先導する取組に対して支
援を行う。

第2 事業の内容等

別紙2 園芸作物等の先導的取組支援

第1 趣旨

輸出の拡大や新型コロナウイルス感染症の拡大を契機とし
た家庭内消費の拡大、輸入品から国産品への切り替えなど需要
構造が変化中、新たな需要に対応する生産体制の構築を早
急に進めていく必要がある。このため、需要の変化に対応し、
新品目・品種、新樹形の導入や産地の改革につながる新技術導
入など、国際競争力の強化に向け産地を先導する取組に対して
支援を行う。

第2 事業の内容等

1 (略)

(1) (略)

(2) 設備等導入

かん水施設や防霜ファン等の災害対応設備、多目的防災網、雨除け設備、高温障害の発生低減に向けた資機材の導入等の取組

(3)～(6) (略)

(7) 栽培環境整備

品目等の転換後に新たに必要となる生産資材等の導入及び果樹のまとまった面積での伐採・抜根・整地後の植栽（以下「一斉改植」という。）に伴う代替園地での生産性回復に係る取組

(8)・(9) (略)

(10) 研修の開催等

新技術の実証や導入後等に行う研修の開催や栽培マニュアルの作成、転換先品目の販路開拓に必要な広報資材の作成、労働力の確保に向けた検討会の開催等の取組

(11) 農業機械等のリース導入

茶の生産性向上やエネルギーコスト削減に資する生産・加工機械等のリース導入の取組

(12) 推進事務

第2の1のI及びIIの事業において、事業実施主体（第2の1のIの事業においては、第2の1のIの第2の2に定める事業実施者を含む。）が、(1)から(11)までの取組の実施やこれらの取組を行う支援対象者の選考、採択、補助金の交付、事業の進捗管理等を行う取組

1 (略)

(1) (略)

(2) 設備導入

かん水施設や防霜ファン等の災害対応設備、多目的防災網、雨除け設備の導入等の取組

(3)～(6) (略)

(7) 栽培環境整備

品目等の転換後に新たに必要となる生産資材等の導入に係る取組

(8)・(9) (略)

(10) 研修の開催等

新技術の実証や導入後等に行う研修の開催や栽培マニュアルの作成、転換先品目の販路開拓に必要な広報資材の作成等の取組

(新設)

(11) 推進事務

第2の1のI及びIIの事業において、事業実施主体（第2の1のIの事業においては、第2の1のIの第2の2に定める事業実施者を含む。）が、(1)から(10)までの取組の実施やこれらの取組を行う支援対象者の選考、採択、補助金の交付、事業の進捗管理等を行う取組

2 補助対象経費及び補助率

- (1) (略)
- (2) 設備等導入 1 / 2 以内
- (3) ~ (6) (略)
- (7) 栽培環境整備 定額 (転換面積10a当たり30万円以内。果樹の一斉改植に伴う代替園地での生産性回復に係る取組は10a当たり56万円とする。)
- (8) ~ (10) (略)
- (11) 農業機械等のリース導入 1 / 2 以内
- (12) 推進事務 定額

第4 事業実施手続

1 事業実施計画

- (1) ~ (3) (略)

2 (略)

3 農業機械等のリース導入に係る留意事項

(1) リースを行う農業機械等の範囲

第2の1の(11)に係るリースを行う農業機械等は、事業を実施するために直接必要なものとし、次に掲げる農業機械等は対象から除くものとする。

ア トラクター

イ 農業以外の用途への汎用性の高いもの(運搬用トラック、バックホー等)

ウ 販売業者により設定されている小売希望価格(これが設定されていない場合には、一般的な実勢価格)が、消費税を除いて50万円未満の機械等

エ 本事業による導入以前に利用された実績のある農業機

2 補助対象経費及び補助率

- (1) (略)
- (2) 設備導入 1 / 2 以内
- (3) ~ (6) (略)
- (7) 栽培環境整備 定額 (転換面積10aあたり30万円以内)
- (8) ~ (10) (略)
- (新設)
- (11) 推進事務 定額

第4 事業実施手続

1 事業実施計画

- (1) ~ (3) (略)

2 (略)

(新設)

械等

オ リース利用者が既に利用している農業機械等と同種・同程度のものへの更新とみなされる農業機械等

(2) リースの条件

ア リースを行う農業機械等の適正な利用が確実であると認められ、かつ、リース契約期間にわたり、十分な利用が見込まれること。

イ リースを行う農業機械等の規模及び能力が、事業を実施するほ場等の面積の規模等からみて適正であり、かつ過大なものでないこと。

ウ リースを行う農業機械等は、動産総合保険等の保険に加入すること。

(3) リース契約の条件

リース契約は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

ア 事業実施計画書に記載されたリース利用者に係るものであること。

イ リース事業者及びリース料が(5)アに定めるところにより決定されること。

ウ リース期間が法定耐用年数(大蔵省令に定める耐用年数をいう。)以内であること。

(4) リース料助成金の額の計算方法

リースに係る助成金の額(以下「リース料助成額」という。)は、対象となる農業機械等ごとに、次に掲げる算式により計算し、それぞれ千円未満を切り捨てた額のいずれか小さい額とする。

なお、算式中、リース物件価格(農業機械等の実勢価格を

いう。)及び残存価格は消費税を除く額とし、リース期間は事業実施主体又はリース利用者が農業機械等を借り受ける日から当該リースの終了予定日までの日数を365で除した数値の小数第3位の数字を四捨五入して小数第2位で表した数値とする。

ア リース料助成額＝リース物件価格×(リース期間／法定耐用年数)×補助率

イ リース料助成額＝(リース物件価格－残存価格)×補助率

(5) リース等に係る手続

ア リース事業者及びリース料の決定

事業実施主体は、交付決定後、リース事業者に農業機械等を納入する事業者を、原則として一般競争入札により選定した上で、リース利用者と協議してリース契約を締結するリース事業者及びリース料を決定するものとする。また、事業実施主体は、別紙様式第5号により、入札結果報告を農産局長等に提出するものとする。

イ リース料助成金の支払

事業実施主体は、農業機械等を導入したリース利用者から助成金の請求があった場合には、借受証の写し及びリース物件の購入価格を証明する書類等により請求内容を確認の上、(4)により算定されたリース料助成額の範囲内で、遅滞なく、当該リース利用者に対してリース料助成金を支払うものとする。ただし、当該リース利用者がリース料助成金の支払先としてリース事業者を指定した場合にあっては、当該リース事業者に支払うことができるものと

する。

ウ リース料助成金の管理

事業実施主体は、農林水産省から交付された本事業に係る補助金を事業実施主体に滞留させることなく、リース利用者へリース料助成金として、適時適切に支払うよう努めなければならない。また、事業実施主体はリース料助成金をほかの補助金、事務費等と区分して管理しなければならない。

第5 事業の適正な執行の確保及び指導推進等

1 (略)

2 農産局長等は、次に掲げる事由を確認するため、事業実施主体等に対して報告を求めることができるものとし、事業実施主体又は支援対象者（果樹はⅠの第2の3、茶はⅡの第4の（6）に記載）のいずれかがこれらの事由のいずれかに該当する場合において、正当な理由がなく、かつ、改善の見込みがないと認めるときは、補助金の交付を中止し、又は既に交付した補助金の全部又は一部についての返還を命ずることとする。

(1)・(2) (略)

(3) 導入した設備等又は第4の3によりリースを行った農業機械等が消滅又は消失したとき。

(4) 導入した設備等又は第4の3によりリースを行った農業機械等が事業実施計画に従って適正かつ効率的に利用されていないと判断するとき。

(5) (略)

(6) 第4の3により締結されたリース契約を解約又は解除した

第5 事業の適正な執行の確保及び指導推進等

1 (略)

2 農産局長等は、次に掲げる事由を確認するため、事業実施主体等に対して報告を求めることができるものとし、事業実施主体又は支援対象者（果樹はⅠの第2の3、茶はⅡの第4の（6）に記載）のいずれかがこれらの事由のいずれかに該当する場合において、正当な理由がなく、かつ、改善の見込みがないと認めるときは、補助金の交付を中止し、又は既に交付した補助金の全部又は一部についての返還を命ずることとする。

(1)・(2) (略)

(3) 導入した設備が消滅又は消失したとき。

(4) 導入した設備が適正かつ効率的に利用されていないと判断するとき。

(5) (略)

(新設)

とき。

(7) 第4の3により締結されたリース契約が、第4の3の(3)のリース契約の条件に合致しないことが明らかとなったとき。

(8) 事業実施主体が、配分基準の内容と異なる状況となったことで(自然災害等、やむを得ない事情があると農産局長等が認める場合を除く。)、事業の採択水準を満たすポイントを下回ることが明らかとなったとき。

第6 設備等の管理運営に関する基準等

1 管理運営

支援対象者は、事業により整備した設備やほ場、リースを行った農業機械等(以下第6において「設備等」という。)について、法定耐用年数の満了時までには、常に良好な状態で適正に管理運営するものとする。

2・3 (略)

別表1 (補助対象経費)

費目	細目	内容	注意点
備品費		(略)	(略)
賃金等		(略)	(略)
事業費	会場借料	(略)	(略)
	通信運搬費	(略)	(略)
	借上費	(略)	
	印刷製本費	(略)	
	資料購入費	(略)	(略)
	原材料費	(略)	

(新設)

(新設)

第6 設備等の管理運営に関する基準等

1 管理運営

支援対象者は、事業により整備した設備やほ場(以下「設備等」という。)について、法定耐用年数の満了時までには、常に良好な状態で適正に管理運営するものとする。

2・3 (略)

別表1 (補助対象経費)

費目	細目	内容	注意点
備品費		(略)	(略)
賃金等		(略)	(略)
事業費	会場借料	(略)	(略)
	通信運搬費	(略)	(略)
	借上費	(略)	
	印刷製本費	(略)	
	資料購入費	(略)	(略)
	原材料費	(略)	

資機材費	<ul style="list-style-type: none"> ・事業を実施するために直接必要なほ場の設置、検証等に係る掛かり増し資機材費（通常の営農活動に係るものを除く。） ・<u>高温対策に係る資機材の導入に係る経費（細霧冷房、遮光資材、土壌被覆資材）</u> 	
消耗品費	<p>事業を実施するために直接必要な以下の経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・短期間（補助事業実施期間内）又は一度の使用によって消費されその効用を失う低廉な物品の経費 ・USBメモリ等の低廉な記録媒体 ・実証試験等に用いる低廉な器具等 ・本事業の実施のために設置した協議会の公印作成費 	(略)
植栽費	(略)	
転換等助成費	(略)	
未収益期間栽培管理費	(略)	
ほ場整備費	(略)	
設備設置費	<p>以下の設備の設置に直接必要な経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防霜、防雹、防風、その他病害虫対策に係る設備の整備費（防霜ファン、多目的防災網、雨よけ設備等の整備費） ・用水、かん水施設等の整備費（揚水施設、散水施設、自動制御装置等の整備費） 	

資機材費	<ul style="list-style-type: none"> ・事業を実施するために直接必要なほ場の設置、検証等に係る掛かり増し資機材費（通常の営農活動に係るものを除く。） (新設) 	
消耗品費	<p>事業を実施するために直接必要な以下の経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・短期間（補助事業実施期間内）又は一度の使用によって消費されその効用を失う低廉な物品の経費 ・USBメモリ等の低廉な記録媒体 ・実証試験等に用いる低廉な器具等 ・本事業の実施のために設置した協議会の<u>協議会公印作成費</u> 	(略)
植栽費	(略)	
転換等助成費	(略)	
未収益期間栽培管理費	(略)	
ほ場整備費	(略)	
設備設置費	<p>以下の設備の設置に直接必要な経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防霜、防雹、防風、その他病害虫対策に係る設備の整備費（防霜ファン、多目的防災網、雨よけ設備等の整備費） ・用水、かん水施設等の整備費（揚水施設、散水施設、自動制御装置等の整備費） 	

		・化石燃料のみに依存しない新たな茶加工技術の検討・実証に係る対象機械等の導入、改良・改造、整備費	
	燃料費	(略)	
	代替園地管理費	・一斉改植を行うに当たり、代替園地における営農の継続に係る掛かり増し経費	
旅費	委員旅費	(略)	
	調査等旅費	(略)	
謝金		(略)	(略)
委託費		(略)	(略)
役務費		(略)	
雑役務費	手数料	(略)	
	租税公課	(略)	

注1～注3 (略)

別表2 (審査基準)

(略)

1 共通の審査基準 (略)

2 各品目の審査基準

(1) 果樹 (略)

(2) 茶

審査基準	評価項目	配分基準	ポイント
茶に対する知見	(略)	(略)	(略)
成 果 目 の II の 第 4 の	(略)	(略)	(略)

		(新設)	
	燃料費	(略)	
		(新設)	(新設)
旅費	委員旅費	(略)	
	調査等旅費	(略)	
謝金		(略)	(略)
委託費		(略)	(略)
役務費		(略)	
雑役務費	手数料	(略)	
	租税公課	(略)	

注1～注3 (略)

別表2 (審査基準)

(略)

1 共通の審査基準 (略)

2 各品目の審査基準

(1) 果樹 (略)

(2) 茶

審査基準	評価項目	配分基準	ポイント
茶に対する知見	(略)	(略)	(略)
成 果 目 の II の 第 4 の	(略)	(略)	(略)

標 に 関 す る 基 準	(1) のア			
	II の 第 4 の (1) のイ	(略)	(略)	(略)
	II の 第 4 の (1) のウ	(略)	(略)	(略)
	II の 第 4 の (1) のエ	(略)	(略)	(略)
	II の 第 4 の (1) のオ	(略)	(略)	(略)
	II の 第 4 の (1) のカ	(略)	(略)	(略)
	II の 第 4 の (1) のキ	産物 1 kg 当たり又は 10a 当たり労働時間の削減割合	<u>12%以上</u> <u>10%以上</u> <u>8%以上</u> <u>6%以上</u> <u>4%以上</u> <u>4%未満</u>	<u>5</u> <u>4</u> <u>3</u> <u>2</u> <u>1</u> <u>0</u>
	II の 第 4 の	化石燃料のみに依存しない新たな茶加工技術の導入に資する取組の実施 (a) 実証技術導入前後の荒茶 1 kg 当たりの燃料使	(a) から (d) までの全てに取り組む場合	<u>5</u>

標 に 関 す る 基 準	(1) のア			
	II の 第 4 の (1) のイ	(略)	(略)	(略)
	II の 第 4 の (1) のウ	(略)	(略)	(略)
	II の 第 4 の (1) のエ	(略)	(略)	(略)
	II の 第 4 の (1) のオ	(略)	(略)	(略)
	II の 第 4 の (1) のカ	(略)	(略)	(略)
	(新 設)	(新設)	(新設)	(新設)
	(新 設)	(新設)	(新設)	(新設)

(1) のク	<p>用量の比較・分析</p> <p>(b) 実証技術導入前後の荒茶品質の比較・分析</p> <p>(c) 新たな燃料(熱源)の確保に向けた課題や産地での普及見込みの検討</p> <p>(d) 新たな燃料(熱源)を取り入れた場合の燃料コスト削減効果の考察</p>	上記以外	0
加算	茶関連産業等と連携した新形態の大規模茶産地モデル形成(Ⅱの第3の3)に取り組む場合	<p>フラッグシップ輸出産地として認定された産地(フラッグシップ輸出産地選定実施要領(令和6年4月19日付け6輸国第256号農林水産省輸出・国際局長通知)第5の規定により認定証の交付を受けた産地をいう。以下同じ。)</p> <p>を事業実施主体である協議会に含む場合</p>	3
		上記以外	2
	<p>茶の輸出拡大を図るため、農林水産物・食品輸出促進緊急対策事業補助金交付等要綱(令和4年12月2日付け4輸国第3859号農林水産事務次官依命通知)第11第1項の規定によりサプライチェーン連結強化緊急対策(同要綱別表1の区分の欄の4の事業をいう。)の交付決定の通知を受けた又は通知を受けることが確実と見込まれる協議会の構成員となっている産地の取組である場合(ただし、茶関連産業等と連携した新形態の大規模茶産地モデル形成(Ⅱの第3の3)に取り組む場合を除く。)</p>	<p>フラッグシップ輸出産地として認定された産地の取組である場合</p>	3
		上記以外	2
	採択決定通知日までに農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律(令		1

(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
	(新設)	(新設)	(新設)
	(新設)		(新設)

和6年法律第63号) 第7条第1項に定める生産方式革新実施計画(以下「革新計画」という。)の認定を受けている者又は事業実施年度の末までに当該認定を受けることが確実である者であって、事業申請者の事業内容が当該革新計画の内容に合致している場合		
---	--	--

(3) 花き (略)

I 果樹

第1 趣旨

果樹は、他の作物と比較して労働時間が長く、かつ、労働量のピークが収穫等の短期間に集中する労働集約的な構造のため、園地の集積・集約化、規模拡大が進んでいないことなどから果樹の販売農家は10年で2割減少するなど生産基盤の脆弱化が継続している。

高品質な国産果実は国内外で高い評価を受けており、輸出品目としても高いポテンシャルを有しているにも関わらず、人口減少による国内需要の減少を上回って生産量が減少しており、国際競争力を維持し、安定した輸出を行っていくためには国内需要も含め生産量を確保することが急務となっている。

加えて、近年頻発している大規模自然災害、気候変動に起因する新規病害のまん延や今まで発生していなかった凍霜害や雹害の頻発、夏季の高温等の影響による日焼けや着色不良など栽培環境の変化等のリスクが顕在化している。これらの災害によって国内外の市場が求める安定的な農産物の供給に支障が生じ、個別の農業経営のみならず産地としての競争力に大きな

--	--	--

(3) 花き (略)

I 果樹

第1 趣旨

果樹は、他の作物と比較して労働時間が長く、かつ、労働量のピークが収穫等の短期間に集中する労働集約的な構造のため、園地の集積・集約化、規模拡大が進んでいないことなどから果樹の販売農家は10年で2割減少するなど生産基盤の脆弱化が継続している。

高品質な国産果実は国内外で高い評価を受けており、輸出品目としても高いポテンシャルを有しているにも関わらず、人口減少による国内需要の減少を上回って生産量が減少しており、国際競争力を維持し、安定した輸出を行っていくためには国内需要も含め生産量を確保することが急務となっている。

加えて、近年頻発している大規模自然災害、気候変動に起因する新規病害のまん延や今まで発生していなかった凍霜害や雹害の頻発など栽培環境の変化等のリスクが顕在化している。これらの災害によって国内外の市場が求める安定的な農産物の供給に支障が生じ、個別の農業経営のみならず産地としての競争力に大きな影響を及ぼしかねない状況となっており、果樹

影響を及ぼしかねない状況となっており、果樹産地の労働生産性の向上のために省力的植栽方法への転換及び省力樹形の導入等が必要となっている。

また、我が国において、将来にわたって安定した良質な果実生産による国際競争力の高い持続可能な果樹農業を実現していくためには、予見し難い極端な気象推移や新規病害虫にも対応できる強固な生産基盤形成を進める必要があることから、災害防止設備等の導入を支援することで、今後発生する自然災害等を未然に防止し、安定生産を行うための体制構築が必要となっている。

さらに、果樹生産においては、高い防水性と透湿性を兼ね備えた土壌被覆資材を利用した周年マルチ点滴かん水同時施肥法や機能性果実袋を利用した生理障害軽減技術等、安定した高品質生産を継続するための生産技術の確立が必要となっている。

これらの課題の解決を図るために必要な経費について補助を行うものとする。

第2 事業実施主体等

1・2 (略)

3 支援対象者

第3に定める取組の支援対象者は、次に掲げる者とする。ただし、技術の実証については、次の(4)、(5)及び(7)に限る。また、2(3)の場合にあっては、支援対象者を設定しないものとする。

(1)～(5) (略)

産地の労働生産性の向上のために省力的植栽方法への転換及び省力樹形の導入等が必要となっている。

また、我が国において、将来にわたって安定した良質な果実生産による国際競争力の高い持続可能な果樹農業を実現していくためには、予見し難い極端な気象推移や新規病害虫にも対応できる強固な生産基盤形成を進める必要があることから、災害防止設備等の導入を支援することで、今後発生する自然災害等を未然に防止し、安定生産を行うための体制構築が必要となっている。

さらに、果樹生産においては、高い防水性と透湿性を兼ね備えた被覆資材を利用した周年マルチ点滴灌水同時施肥法や機能性果実袋を利用した生理障害軽減技術等、安定した高品質生産を継続するための生産技術の確立が必要となっている。

これらの課題の解決を図るために必要な経費について補助を行うものとする。

第2 事業実施主体等

1・2 (略)

3 支援対象者

第3に定める取組の支援対象者は、次に掲げる者とする。ただし、技術の実証については、次の(4)、(5)及び(6)に限る。また、2(3)の場合にあっては、支援対象者を設定しないものとする。

(1)～(5) (略)

(6) 革新計画の認定を受けた者又は認定を受けることが確実と認められる者

(7) 農産局長との協議の上で事業実施主体が特に必要と認める者

第3 事業の内容

国際競争力の強化に向けた果樹産地の体質強化を図るため、第2の1の事業実施主体が生産基盤強化を目的として実施する、第2の3に定める本事業の支援対象者（以下「支援対象者」という。）が、『果樹産地構造改革計画について（平成17年3月25日付け16生産第8112号農林水産省生産局長通知）』（以下「産地計画通知」という。）に基づく産地協議会（以下「産地協議会」という。）が、産地計画通知に基づき策定した果樹産地構造改革計画（以下「産地計画」という。）等に基づき、当該計画に定められた品目・品種（高温に対する適応性があると認められる品種の場合はこの限りではない。）について行う労働生産性の向上が見込まれる別紙2の第2の1に掲げる取組に対し支援する取組とする。

また、各取組に係る留意事項は、以下のとおりとする。

(1) (略)

(2) 植栽（別紙2の第2の1（8））及び伐採・抜根・整地（別紙2の第2の1（6））とあわせ行う植栽（伐採後、伐採した面積と同規模の農地に新たに植栽する場合を含む。Iにおいて以下同じ。）については、国際競争力の強化に向けた果樹産地の体質強化を図るための省力樹形（未収益となる期間の短縮が期待できるものであり、かつ、面積当たりの労働時

(新設)

(6) 農産局長との協議の上で事業実施主体が特に必要と認める者

第3 事業の内容

国際競争力の強化に向けた果樹産地の体質強化を図るため、第2の1の事業実施主体が生産基盤強化を目的として実施する、第2の3に定める本事業の支援対象者（以下「支援対象者」という。）が、『果樹産地構造改革計画について（平成17年3月25日付け16生産第8112号農林水産省生産局長通知）』（以下「産地計画通知」という。）に基づく産地協議会（以下「産地協議会」という。）が、産地計画通知に基づき策定した果樹産地構造改革計画（以下「産地計画」という。）等に基づき、当該計画に定められた品目・品種について行う労働生産性の向上が見込まれる別紙2の第2の1に掲げる取組に対し支援する取組とする。

また、各取組に係る留意事項は、以下のとおりとする。

(1) (略)

(2) 植栽（別紙2の第2の1（8））及び伐採・抜根・整地（別紙2の第2の1（6））とあわせ行う植栽（伐採後、伐採した面積と同規模の農地に新たに植栽する場合を含む。Iにおいて以下同じ。）については、国際競争力の強化に向けた果樹産地の体質強化を図るための省力樹形（未収益となる期間の短縮が期待できるものであり、かつ、面積当たりの労働時

間の縮減、又は面積当たり収量増加を慣行比10%以上とすることが試験結果若しくは事例で確認できる樹形。Iにおいて以下同じ。)や、省力的植栽(園地内の作業道を確保し、樹高を低く仕立てるなど、整列して作業性、安全性を高めた植栽方法。Iにおいて以下同じ。)、優良品目・品種の植栽とし、一斉改植で行う植栽は、省力樹形又は省力的植栽とする。

(3) (略)

第4 事業の実施要件

(略)

(1) 別紙2の第2の1に定める取組のうち(4)以外の取組については、事業を実施する地域は、産地計画が策定されている地域又は事業実施年度中に産地計画を策定することが確実と見込まれる地域であり、(7)に定める取組のうち一斉改植に伴う代替園地での生産性回復に係る取組、(8)及び(9)に定める取組の対象とする園地は、地域計画の区域内(地域計画の区域内に含まれることが確実な場合も含む。)であり、目標地図に位置付けられている者又は位置付けられることが確実と見込まれる者が将来にわたって営農を行うことが確実な園地であること。また、技術の実証については、実施する取組の内容は、果樹農業振興特別措置法(昭和36年法律第15号)第2条の3に基づき都道府県が策定する果樹農業振興計画の方針に沿ったものであること。

(2) 別紙2の第2の1(7)に定める取組のうち一斉改植に伴う代替園地での生産性回復に係る取組、(8)及び(9)に定める取組について、支援対象者は事業実施の4年後に転換

間の縮減、又は面積当たり収量増加を慣行比10%以上とすることが試験結果若しくは事例で確認できる樹形。Iにおいて以下同じ。)や、省力的植栽(園地内の作業道を確保し、樹高を低く仕立てるなど、整列して作業性、安全性を高めた植栽方法。Iにおいて以下同じ。)、優良品目・品種の植栽とする。

(3) (略)

第4 事業の実施要件

(略)

(1) 別紙2の第2の1に定める取組のうち(4)以外の取組については、事業を実施する地域は、産地計画が策定されている地域又は事業実施年度中に産地計画を策定することが確実と見込まれる地域であること。また、技術の実証については、実施する取組の内容は、果樹農業振興特別措置法(昭和36年法律第15号)第2条の3に基づき都道府県が策定する果樹農業振興計画の方針に沿ったものであること。

(2) 別紙2の第2の1(8)及び(9)に定める取組について、支援対象者は事業実施の4年後に転換の態様が維持されていることを確認し、事業実施者に報告すること。

の態様が維持されていること等を確認し、事業実施者に報告すること。

転換の態様が維持されていること等の確認に当たっては、事業実施の内容、転換の態様が維持されているか等について第5に定める果樹先導的取組支援事業実施計画との突合を行うとともに、確認時の対象果樹園の写真（日付入り）等の確認根拠書類を5年間保管すること。

- (3) 支援対象者が事業実施から4年後までに以下のアからウまでのいずれかの要件を満たすこと。ただし、技術の実証については、支援対象者（第2の2（3）の場合にあっては事業実施者の場合を含む。以下同じ。）が事業実施の翌年度までにエの要件を満たすこと。

ア～エ （略）

- (4) 実施面積が以下のとおりであること。

ア 別紙2の第2の1のうち以下のイからオまで以外の取組：地続きで1か所当たりおおむね2 a 以上

イ 別紙2の第2の1（1）及び（2）に定める取組（以下、「ほ場条件整備等」という。）：地続きで1か所当たりおおむね10 a（ただし、土壌土層改良の取組は地続きでおおむね2 a）以上

ウ 別紙2の第2の1（4）に定める取組：1か所当たりおおむね200 a（ただし、別紙2の第2の1（4）に定める取組のうち展示ほの設置（以下「展示」という。）は地続きでおおむね2 a）以上

エ 別紙2の第2の1の（7）に定める取組のうち一斉改植に伴う代替園地での生産性回復に係る取組：支援対象者ご

転換の態様が維持されていること等の確認に当たっては、事業実施の内容、転換の態様が維持されているかについて第5に定める果樹先導的取組支援事業実施計画との突合を行うとともに、確認時の対象果樹園の写真（日付入り）等の確認根拠書類を5年間保管すること。

- (3) 支援対象者が事業実施から4年後までに以下のアからウまでのいずれかの要件を満たすこと。ただし、技術の実証については、支援対象者（第2の2（3）の場合にあっては事業実施者をいう。以下同じ。）が事業実施の翌年度までにエの要件を満たすこと。

ア～エ （略）

- (4) 実施面積が1か所当たり以下のとおりであること。

ア 別紙2の第2の1のうち以下のイ及びウ以外の取組：地続きでおおむね2 a 以上

イ 別紙2の第2の1（1）及び（2）に定める取組（以下、「ほ場条件整備等」という。）：地続きでおおむね10 a（ただし、土壌土層改良の取組は地続きでおおむね2 a）以上

ウ 別紙2の第2の1（4）に定める取組：おおむね200 a（ただし、別紙2の第2の1（4）に定める取組のうち展示ほの設置（以下「展示」という。）は地続きでおおむね2 a）以上

（新設）

とに、当該支援対象者が一斉改植（支援対象者ごとに、当該産地における当該品目のおおむね1経営体当たりの平均栽培面積以上である場合に限る。）を行った面積以下
オ 別紙2の第2の1の（8）に定める取組のうち一斉改植：支援対象者ごとに、当該産地における当該品目のおおむね1経営体当たりの平均栽培面積以上

（5）～（7）（略）

（8）別紙2の第2の1の（2）に定める取組のうち高温障害の発生低減に向けた資機材の導入については、以下のアからウまでにより実施するものとする。

ア 細霧冷房：樹体や果実の冷却を目的とするもの

イ 遮光資材：支持設備等と一体的に導入する遮光ネット

ウ 土壌被覆資材：点滴かん水設備等と一体的に導入するマルチシート

ただし、イ及びウについて、既に導入済の支持設備やかん水設備等と一体的に導入する場合はこの限りではない。

（9）別紙2の第2の1の（7）に定める取組のうち一斉改植に伴う代替園地での生産性回復に係る取組について、支援対象者は事業実施から5年間当該代替園地において営農を継続するとともに、一斉改植を行った園地が成園化した後も、支援対象者又は事業実施者は当該代替園地を適切に管理する体制を整えること。

第7 補助金の配分等

1 補助金の配分

（1）（略）

（5）～（7）（略）

（新設）

（新設）

第7 補助金の配分等

1 補助金の配分

（1）（略）

ア～カ (略)

キ 革新計画の認定状況

ク 輸出の取組状況(フラッグシップ輸出産地の認定状況を含む。)

ケ・コ (略)

(2) (略)

(3) 設備等導入の取組のうち雨よけ設備の導入については、産地協議会ごとに(1)に掲げる事項を勘案して算出したポイントの高い順(同一ポイントを獲得した産地協議会が複数ある場合には、当該取組の要望額の小さい順)に並べ、事業実施主体が農産局長と協議して定める当該取組の予算額の範囲内において、ポイントが上位の産地協議会から順に要望額に相当する額を都道府県ごとに合計し、当該合計額を事業実施者へ交付するものとする。

2 (略)

3 実績報告

(1) 支援対象者は、本事業の実績について、第5の(1)の果樹先導的取組支援事業実施計画の内容に準じて記載するとともに、補助金の請求額について、別紙参考様式第6号に定める果樹先導的取組支援事業補助金実績報告書兼補助金支払請求書により事業実施者に報告するものとする。

ア～カ (略)

キ 革新計画(令和元年度持続的生産強化対策事業のうち次世代につながる営農体系確立支援事業により策定した計画又は令和2年度及び令和3年度スマート農業総合推進対策事業のうち次世代につながる営農体系確立支援事業のうち産地の戦略づくり支援により策定した計画)の策定の有無

ク 輸出の取組状況

ケ・コ (略)

(2) (略)

(3) 設備導入の取組のうち雨よけ設備の導入については、産地協議会ごとに(1)に掲げる事項を勘案して算出したポイントの高い順(同一ポイントを獲得した産地協議会が複数ある場合には、当該取組の要望額の小さい順)に並べ、事業実施主体が農産局長と協議して定める当該取組の予算額の範囲内において、ポイントが上位の産地協議会から順に要望額に相当する額を都道府県ごとに合計し、当該合計額を事業実施者へ交付するものとする。

2 (略)

3 実績報告

(1) 支援対象者は、本事業の実績について、第5の(1)の果樹先導的取組支援事業実施計画の内容に準じて記載するとともに、補助金の請求額について、別紙参考様式第6号に定める果樹先導的取組支援事業補助金実績報告書兼補助金支払請求書により事業実施者(第2の2(3)の場合にあっては事業実施主体)に報告するものとする。

(2) 事業実施者は、支援対象者からの報告を取りまとめ、内容を審査の上、事業実施主体に報告するものとする。

4 (略)

第8 その他

1・2 (略)

3 支援対象者は、事業実施計画の承認申請に当たって、別紙様式第6号-1の環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で事業実施者に提出すること。

事業実施者は、支援対象者から当該チェックシートを収集し、当該支援対象者が各取組を実施する旨をリストに整理して当該リストを事業実施主体に提出するとともに、当該チェックシートを保管すること。

事業実施主体は、自ら別紙様式第6号-3の環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、事業実施者から収集したチェックシートのリストを農産局長に提出すること。

II 茶

第1 趣旨

茶は、リーフ茶を中心に消費量が長期的に減少している一方で、産地や品種の特徴等を捉えた新しい茶の楽しみ方を提案す

(2) 事業実施者(第2の2(3)の場合を除く。)は、支援対象者からの報告を取りまとめ、内容を審査の上、事業実施主体に報告するものとする。

4 (略)

第8 その他

1・2 (略)

(新設)

II 茶

第1 趣旨

茶は、リーフ茶を中心に消費量が長期的に減少している一方で、産地や品種の特徴等を捉えた新しい茶の楽しみ方を提案す

る喫茶店等が広がりをもって展開され、若年層を含む消費者の支持を得ているほか、輸出が過去最高額を記録するなど、需要動向の変化も見られている。

こういった国内外の新たな需要に対応するため、茶の植栽等を実施するとともに、安定生産を図るため、近年頻発する自然災害を未然に防止するための設備等の設置や燃料価格高騰の影響を受けにくい経営への転換など、国内茶産地の生産基盤の強化や国際競争力の向上を図るための体制構築が急務となっている。

これらの課題解決を図るために必要な経費について補助を行うものとする。

第3 事業の内容等

1 (略)

(1) 設備等導入(別紙2の第2の1(2))については、以下に定めるところによるものとする。

ア～エ (略)

(2) (略)

(3) 技術実証・展示(別紙2の第2の1(4))については、以下のとおりとし、その補助率は1/2以内とする。ただし、ウに掲げる取組を行う場合の補助率は定額とする。

ア・イ (略)

ウ 茶工場における燃料使用量の大幅削減の実現に向けた、化石燃料のみに依存しない新たな茶加工技術の検討・実証を行うことができる。なお、これに取り組む場合は、次に掲げる全ての要件を満たしていることとする。

る喫茶店等が広がりをもって展開され、若年層を含む消費者の支持を得ているほか、輸出が過去最高額を記録するなど、需要動向の変化も見られている。

こういった国内外の新たな需要に対応するため、茶の植栽等を実施するとともに、安定生産を図るため、近年頻発する自然災害を未然に防止するための設備等の設置など、国内茶産地の生産基盤の強化や国際競争力の向上を図るための体制構築が急務となっている。

これらの課題解決を図るために必要な経費について補助を行うものとする。

第3 事業の内容等

1 (略)

(1) 設備導入(別紙2の第2の1(2))については、以下に定めるところによるものとする。

ア～エ (略)

(2) (略)

(3) 技術実証・展示(別紙2の第2の1(4))については、以下のとおりとし、その補助率は1/2以内とする。

ア・イ (略)

(新設)

(ア) 事業実施主体は、荒茶工場及び茶加工機械メーカーが参画する協議会であること。

(イ) A重油等の化石燃料のみに依存しない新たな茶加工技術の検討・実証を行うとともに、次に掲げる全ての取組を実施すること。

(a) 実証技術導入前後の荒茶 1 kg当たりの燃料使用量の比較・分析

(b) 実証技術導入前後の荒茶品質の比較・分析

(c) 新たな燃料（熱源）の確保に向けた課題や産地での普及見込みの検討

(d) 新たな燃料（熱源）を取り入れた場合の燃料コスト削減効果の考察

(ウ) 成果目標は、第4の（1）のうちクを設定するものとする。

(エ) 別紙様式第1号-2-2-4の「茶エネルギー転換計画」が策定されていること。

(4)・(5) (略)

2 (略)

3 茶関連産業等と連携した新形態の大規模茶産地モデル形成

(1) 茶関連産業等と連携した新形態の大規模茶産地モデル形成（別表2の2の（2）においてポイントの加算を受ける場合をいう。以下「大規模茶産地モデル形成」という。）に取り組む場合は、次に掲げる全ての要件を満たしていることとする。

ア 事業実施主体は、茶生産者、茶工場及び茶関連産業等の実需者が参画する協議会であること。

(4)・(5) (略)

2 (略)

(新設)

イ 受益面積が20ha以上であること。

ウ 次に掲げる全ての取組を行い、別紙様式第1号-2-2-3の「大規模茶産地モデル形成プラン」を策定すること。

(ア) スマート農業技術導入等による飛躍的な生産性向上

スマート農業技術の導入、茶園の改植、農業機械、凍霜害防止設備（防霜ファン）等の導入等により、労働生産性向上を図る取組

(イ) 茶関連産業等と連携した労働力確保

茶生産者と茶関連産業等の実需者等が連携し、茶生産における繁忙期等に必要な労働力を確保する取組

(ウ) 茶工場の省エネルギー化

エネルギーコスト削減に資する茶加工機械、加熱機械の導入等により茶工場における省エネルギー化を進める取組

(2) 大規模茶産地モデル形成に取り組む産地は、別紙2の第2の1の(1)から(3)まで、(6)又は(8)から(12)までのいずれか又はこれらのうち複数の取組を選択するものとする。

(3) 成果目標は、第4の(1)のうちウからオまで又はキのいずれかを設定するものとする。

第4 事業の実施要件

本事業の実施要件は、次に掲げる全ての要件を満たしていることとする。

(1) 事業実施主体が以下のいずれかの成果目標を設定すること。ただし、クについては、第3の1の(3)のウに掲げる取組を

第4 事業の実施要件

本事業の実施要件は、次に掲げる全ての要件を満たしていることとする。

(1) 事業実施主体が以下のいずれかの成果目標を設定すること

行う場合のみ選択できるものとする。

	成果目標	目標年度 (事業実施年度からの年数)
ア	栽培面積のうち、産地で推奨する品種の栽培面積を8割以上とすること。	3年後
イ	栽培面積の1割以上を産地で推奨する品種へ転換すること。	3年後
ウ	生産量又は販売額を12%以上増加すること。	3年後
エ	栽培面積のうち、有機栽培面積を2割以上とすること。	4年後
オ	栽培面積のうち、輸出向け栽培面積を2割以上とすること。	3年後
カ	防災設備の導入により、災害発生年と比較して単収を1割以上増加すること。	3年後
キ	産物1kg当たり又は10a当たり労働時間を現状より4%以上削減すること。	3年後
ク	化石燃料のみに依存しない新たな茶加工技術の導入に資する取組を実施すること。	1年後

(2) (略)

(3) 第3の1(1)に定める取組を行う場合にあつては、試験研究機関、普及指導センター等の適切な指導の下、当該地区の気象条件、土地条件等の事前調査並びにこれに基づく設備の設計及び施工を行うこと。

	成果目標	目標年度 (事業実施年度からの年数)
ア	栽培面積のうち、産地で推奨する品種の栽培面積を8割以上とすること。	3年後
イ	栽培面積の1割以上を産地で推奨する品種へ転換すること。	3年後
ウ	生産量又は販売額を12%以上増加すること。	3年後
エ	栽培面積のうち、有機栽培面積を2割以上とすること。	4年後
オ	栽培面積のうち、輸出向け栽培面積を2割以上とすること。	3年後
カ	防災設備の導入により、災害発生年と比較して単収を1割以上増加すること。	3年後
	(新設)	
	(新設)	

(2) (略)

(3) 第3の1(1)に取り組む場合にあつては、試験研究機関、普及指導センター等の適切な指導の下、当該地区の気象条件、土地条件等の事前調査並びにこれに基づく設備の設計及び施工を行うこと。

(4) 受益農業従事者（農業（販売・加工等を含む。）の常時従事者（原則年間150日以上）をいう。以下同じ。）が5名以上であり、そのうち65歳未満の者が含まれること。

(5) 受益農業従事者のうち少なくとも1名以上が、以下のア又はイに該当すること。

（削る。）

（削る。）

ア 地域計画において、目標地図に現に位置付けられ、又は位置付けられることが確実と見込まれること。

イ 農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第4条に規定する農地中間管理機構をいう。以下同じ。）から農地を現に借り受け、又は借り受けられることが見込まれる農業経営体に含まれること。

(4) 受益農業従事者（農業（販売・加工等を含む。）の常時従事者（原則年間150日以上）をいう。以下同じ。）に65歳未満の者が含まれること。

(5) 受益農業従事者のうち少なくとも1名以上が、以下のアからエまでのいずれかに該当すること。

ア 人・農地プラン（人・農地問題解決加速化支援事業実施要綱（平成24年2月8日付け23経営第2955号農林水産事務次官依命通知）第2に定める人・農地プランをいう。以下同じ。）において、中心となる経営体として現に位置付けられ、若しくは位置付けられることが確実と見込まれること。

イ 経営再開マスタープラン（地域農業経営再開復興支援事業実施要綱（平成23年11月21日付け23経営第2262号農林水産事務次官依命通知）第2の1に定める経営再開マスタープランをいう。以下同じ。）において、中心となる経営体として現に位置付けられ、又は位置付けられることが確実と見込まれること。

ウ 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条に定める地域計画（以下「地域計画」という。）において、目標地図に現に位置付けられ、又は位置付けられることが確実と見込まれること。

エ 農地中間管理機構（農地主幹管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第4条に規定する農地中間管理機構をいう。以下同じ。）から農地を現に借り受け、又は借り受けられることが見込まれる農業経営体に含まれること。

(6) 第3の1(2)、(4)及び(5)に定める取組を行う場合にあっては、次のア及びイの要件を満たしていること。

ア (略)

(ア)・(イ) (略)

(ウ) 茶生産者グループに参画している支援対象者のうち、当該茶生産者グループごとに、少なくとも1経営体以上が、a又はbに該当すること。

(削る。)

(削る。)

a 地域計画において、目標地図に現に位置付けられ、又は位置付けられることが確実と見込まれること。

b 農地中間管理機構から農地を現に借り受け、又は借り受けられることが見込まれること。

(エ)～(カ) (略)

イ 支援の対象となる茶園

支援の対象となる茶園は、次に掲げる要件の全てを満たすものでなければならない。

(ア) (略)

(イ) 第3の1の(4)又は(5)に定める取組を行う場合にあっては、地域計画の区域内(地域計画の区域内に含まれることが確実な場合も含む。)であり、目標地図に位置付けられている者又は位置付けられることが確実と

(6) 第3の1(2)及び(4)に取り組む場合にあっては、次のア及びイの要件を満たしていること。

ア (略)

(ア)・(イ) (略)

(ウ) 茶生産者グループに参画している支援対象者のうち、当該茶生産者グループごとに、少なくとも1経営体以上が、以下のaからdまでのいずれかに該当すること。

a 人・農地プランにおいて、中心となる経営体として現に位置付けられ、若しくは位置付けられることが確実と見込まれること。

b 経営再開マスタープランにおいて、中心となる経営体として現に位置付けられ、若しくは位置付けられることが確実と見込まれること。

c 地域計画において、目標地図に現に位置付けられ、又は位置付けられることが確実と見込まれること。

d 農地中間管理機構から農地を現に借り受け、又は借り受けられることが見込まれること。

(エ)～(カ) (略)

イ 支援の対象となる茶園

支援対象者の茶園は、次に掲げる要件の全てを満たすものでなければならない。

(ア) (略)

(新設)

見込まれる者が将来にわたって営農を行うことが確実な園地であること。

(ウ) ～ (キ) (略)

(7) 受益農業従事者にあつては別紙様式第6号-1、食品関連事業者にあつては別紙様式第6号-2、民間事業者にあつては別紙様式第6号-3の環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、当該チェックシートを事業実施主体に提出すること。

事業実施主体は、全ての受益農業従事者からチェックシートを収集し、本要綱第9の規定に基づき、別記様式第1号-1により交付申請書を提出する際、その写しを地方農政局長に提出すること。

第6 事業実施上の留意点

第3の1の(3)のウに定める取組を行う場合、以下の点に留意すること。

(1) 設備設置費の妥当性

本事業の実施地域の実情に即した適正な現地実行価格により算定すること。なお、実証に使用する茶加工機械等は、市販化後間もなく、広く普及していないもの、又はプロトタイプのもを対象とし、計上されている機械・備品等の妥当性については、審査の過程で判断することとする。

(2) 機械・備品等の利益排除

本事業において、補助対象経費の中に事業実施主体に参画する者の自社製品の調達又は関係会社からの調達分(工事を

(イ) ～ (カ) (略)

(7) 受益農業従事者が5名以上であること。

(新設)

含む。)がある場合、補助対象事業の実績額の中に事業実施主体の利益分相当分が含まれることは、助成金交付の目的上ふさわしくないと考えられるため、以下に該当する場合には、利益等排除の方法に従い、適正に利益等排除するものとする。ただし、100%同一の資本に属するグループ会社及び関連会社以外の者を含む2者以上の応札の結果、当該会社が落札した場合は、利益等排除は不要とする。

利益等排除の対象範囲には、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条で定義されている親会社、子会社及び関係会社を用いるものとする。

ア 事業実施主体に参画する者の自社調達の場合

原価をもって補助対象経費とする。この場合の原価とは、当該調達品の製造原価をいう。

イ 100%同一の資本に属するグループ会社からの調達の場合

取引価格をもって補助対象経費とする。

ただし、助成額の上限は当該調達品の製造原価とし、当該製造原価が証明できない場合は、補助対象としない。

ウ 事業実施主体の関係会社からの調達の場合

取引価格をもって補助対象経費とする。

ただし、助成額の上限は当該製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計額とし、当該製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計額が証明できない場合は、補助対象としない。

なお、「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、関係資料等により、それが当該調達品に対する経費であることが証明されること。

(3) 事業成果の普及

事業実施主体は、本事業の趣旨を踏まえ、事業実施で得られた成果等に関し、以下のとおり対応するものとする。

ア 事業実施主体は、事業実施で得られたデータやノウハウ等の成果を地域の荒茶工場等が活用できるよう整理や取りまとめを行い、個人情報や、公開すると知的財産権の取得等に支障をもたらす可能性がある情報等を除き、可能な限り当該データやノウハウ等の成果の公開及び普及に取り組むものとする。

イ 本事業の成果や普及の取組状況について、国又は国が依頼した第三者（以下本項において「国等」という。）が国内の農業振興に資することを目的に情報の取扱いを明確に示して当該情報の提供を求める場合は、これに協力するものとする。また、国は、事業実施主体が本事業により得た事業成果等のうち、個人情報及び公表することにより事業実施主体の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報等を除き公表できるものとし、これらの情報を国等が公表する場合は、国等は事前に事業実施主体に対し協議を行うものとする。

ウ 本事業により取得した試験調査実績等の事業成果等は、事業実施主体に帰属するものとする。ただし、ア及びイの定めにより公表された事業成果等については、第三者の使用を妨げないものとする。

Ⅲ 花き

第3 事業の内容

(略)

(1) 設備等導入 (別紙2の第2の1(2))については、転換先品目の生産や出荷等に新たにかつ直接必要と認められる農業設備及び機器であって、本体価格が50万円未満のものとし、原則として新品とする。

(2)～(4) (略)

第6 事業実施上の留意点

1～6 (略)

7 事業実施主体は、生産資材、農業設備等の購入先の選定にあたっては、一般競争入札の実施等を通じて、複数の業者から見積りを提出させること等により、事業費の低減に向けた取組を行うものとする。

8 環境負荷低減の取組

(1) 事業実施主体の構成員として本事業の取組に参加する農業者は、別紙様式第6号-1の環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、当該チェックシートを事業実施主体に提出すること。

(2) 事業実施主体は、自ら別紙様式第6号-3のチェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、構成員として本事業の取組に参加す

Ⅲ 花き

第3 事業の内容

(略)

(1) 設備導入 (別紙2の第2の1(2))については、転換先品目の生産や出荷等に新たにかつ直接必要と認められる農業設備及び機器であって、本体価格が50万円未満のものとし、原則として新品とする。

(2)～(4) (略)

第6 事業実施上の留意点

1～6 (略)

7 事業実施主体は、生産資材、農業設備等の購入先の選定にあたっては、一般競争入札等の実施又はAGMIRUの活用等を通じて、複数の業者から見積りを提出させること等により、事業費の低減に向けた取組を行うものとする。

(新設)

る農業者から（１）のチェックシートを収集し、当該農業者
が各取組を実施する旨を実施者リストに記載して、当該リス
トを地方農政局長等に提出するとともに、当該チェックシ
ートを保管すること。

別紙様式第 1 号

別紙様式第 1 号

別紙様式第1号

(事業実施主体→農林水産省農産局長^{注1})

園芸作物等の先導的取組支援(〇〇)

番 号
年 月 日

農林水産省農産局長^{注1} 殿

事業実施主体名
所在地
代表者氏名

令和〇年度産地生産基盤パワーアップ事業のうち園芸作物等の先導的取組支援(〇〇)の事業実施計画の(変更)協議について

産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱(令和4年12月12日付け4農産第3506号)別記1別紙2の第4の1の規定に基づき、関係書類^{注2}を添えて協議します。

注1: 茶または花きの場合は、事業実施主体の所在地を所管する地方農政局長等とすること。

注2: 関係書類として、別紙様式第1号-1及び第1号-2-1(茶にあっては第1号-2-2(※別紙2のⅡの第3の1の(3)のウに掲げる取組を行う場合を除く。)、花きにあっては第1号-2-3)を添付すること。また、茶にあっては、別紙2のⅡの第3の3に掲げる取組を実施する場合は、別紙様式第1号-2-2-3を、別紙2のⅡの第3の1の(3)のウに掲げる取組を実施する場合は、別紙様式第1号-2-2-4を併せて添付する。

別紙様式第1号-1

別紙様式第1号

(事業実施主体→農林水産省農産局長^{注1})

園芸作物等の先導的取組支援(〇〇)

番 号
年 月 日

農林水産省農産局長^{注1} 殿

事業実施主体名
所在地
代表者氏名

令和〇年度産地生産基盤パワーアップ事業のうち園芸作物等の先導的取組支援(〇〇)の事業実施計画の(変更)協議について

産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱(令和4年12月12日付け4農産第3506号)別記1別紙2の第4の1の規定に基づき、関係書類^{注2}を添えて協議します。

注 茶または花きの場合は、事業実施主体の所在地を所管する地方農政局長等とすること。

注 関係書類として、別紙様式第1号-1及び第1号-2-1(茶にあっては第1号-2-2、花きにあっては第1号-2-3)を添付すること。

別紙様式第1号-1

産地生産基盤パワーアップ事業のうち
園芸作物等の先導的取組支援（〇〇）
事業実施（変更）計画書（共通事項）

（産地生産基盤パワーアップ事業のうち
園芸作物等の先導的取組支援（〇〇）
事業実施状況報告書 兼 評価報告書）

事業実施年度： _____ 年度

事業実施主体名： _____

所在地： _____

産地生産基盤パワーアップ事業のうち
園芸作物等の先導的取組支援（〇〇）
事業実施（変更）計画書（共通事項）

（産地生産基盤パワーアップ事業のうち
園芸作物等の先導的取組支援（〇〇）
実施状況報告書 兼 評価報告書）

事業実施年度： _____ 年度

事業実施主体名： _____

所在地： _____

事業実施計画書（事業実施状況報告書兼評価報告書）

第1 事業概要

1. 事業実施主体の概要

事業実施主体名		
代表者	所属・役職	
	氏名	
担当者（事務局）	所属・役職	
	氏名	
	電話番号	
	E-mail	

※事業実施主体が協議会の場合は担当者の欄は協議会の事務局に選定された者又は団体の担当者を記載する。

2. 事業目的

--

3. 取組概要（第2の取組計画のうち実施するものについて記載）

取組項目	目的	内容 (手法、時期、対象者など)	活動指標 (箇所数など)

4. 事業実施体制

--

5. 事業の委託

委託する事業の内容及びそれに要する経費	委託先	委託理由

6. 成果目標

成果目標の具体的な内容	目標数値			実績 〇〇年	設定の考え方、検証の方法
	現状値（〇〇年）	目標値（〇〇年）	増減又は割合		

7. 成果目標の達成状況（本項目は評価報告書作成時に記載すること。）

目標値（目標年度）	実績値（〇〇年度）	達成度 (自己評価)	要因分析

※要因分析の欄には達成及び未達成の要因を分析して記載すること

事業実施計画書（事業実施状況報告書兼評価報告書）

第1 事業概要

1. 事業実施主体の概要

事業実施主体名		
代表者	所属・役職	
	氏名	
担当者（事務局）	所属・役職	
	氏名	
	電話番号	
	E-mail	

※事業実施主体が協議会の場合は担当者の欄は協議会の事務局に選定された者又は団体の担当者を記載する。

2. 事業目的

--

3. 取組概要（第2の取組計画のうち実施するものについて記載）

取組項目	目的	内容 (手法、時期、対象者など)	活動指標 (箇所数など)

4. 事業実施体制

--

5. 事業の委託

委託する事業の内容及びそれに要する経費	委託先	委託理由

6. 成果目標

成果目標の具体的な内容	目標数値			実績 〇〇年	設定の考え方、検証の方法
	現状値（〇〇年）	目標値（〇〇年）	増減又は割合		

7. 成果目標の達成状況（本項目は評価報告書作成時に記載すること。）

目標値（目標年度）	実績値（〇〇年度）	達成度 (自己評価)	要因分析

※要因分析の欄には達成及び未達成の要因を分析して記載すること

第2 本事業の取組計画(実施状況)

1. 現場条件整備

整備内容	整備時期	対象面積	整備の目的や必要性

2. 設備整備

導入する設備等	導入時期	対象面積	導入の目的や必要性

3. 品質向上

取組内容	実施時期	対象面積	実施の目的や必要性

4. 技術実証・展示

<p>※Ⅱ(茶)の第3の1の(3)の内に掲げる取組を行う場合は、右欄に☐を付すること。 また、別紙様式第1号-2-2-4茶エネルギー転換計画を添付すること。</p>			
			☐

5. 品目等転換検討・調査

① 品目等転換に必要な種苗等の導入計画(結果)

転換元品目		転換先品目		取組内容	備考(転換元品目の選定理由や栽培面積の根拠を記載)
品目名	面積	品目名	面積		

※ 品目転換取組実施者に複数の農家が含まれる場合は、品目転換実施者の欄に括弧書きで戸数を記載する。

② 需要調査等の実施計画

実施時期	調査地	調査内容	事業費の内訳	備考

6. 伐採・抜根・整地

取組内容	実施時期	対象面積	実施の目的や必要性

7. 栽培環境整備

転換元品目	転換先品目	対象面積	取組内容

代替圃地での生産性回復に係る取組 ※果樹のみ

区分	対象面積

8. 植栽(区分欄には樹形または取組内容を記載) ※果樹・茶のみ

区分	時期	対象面積	植栽の目的や必要性

第2 本事業の取組計画(実施状況)

1. 現場条件整備

整備内容	整備時期	対象面積	整備の目的や必要性

2. 設備導入

導入する設備等	導入時期	対象面積	導入の目的や必要性

3. 品質向上の取組

取組内容	実施時期	対象面積	実施の目的や必要性

4. 新技術導入の実証・展示ほの設置の取組

--	--	--	--

5. 品目等転換検討・調査

① 品目等転換に必要な種苗等の導入計画(結果)

転換元品目		転換先品目		取組内容	備考(転換元品目の選定理由や栽培面積の根拠を記載)
品目名	面積	品目名	面積		

※ 品目転換取組実施者に複数の農家が含まれる場合は、品目転換実施者の欄に括弧書きで戸数を記載する。

② 需要調査等の実施計画

実施時期	調査地	調査内容	事業費の内訳	備考

6. 伐採・抜根・整地の取組

取組内容	実施時期	対象面積	実施の目的や必要性

7. 栽培環境整備 ※品目転換時のみ

転換元品目	転換先品目	対象面積	取組内容

8. 植栽(区分欄には樹形または取組内容を記載) ※果樹・茶のみ

区分	時期	対象面積	植栽の目的や必要性

9. 未収益支援 ※果樹・茶のみ

区分	対象面積

10. 研修の開催等

① 研修会の開催

実施時期	開催場所	研修内容	事業費の内訳	備考

② その他必要な取組

実施時期	取組の目的及び内容	備考

11. 農業機械等のリース導入 ※茶のみ

※対象農業機械等が複数ある場合には、①から④までの各表を追加の上、それぞれの機械等ごとに記載。

① リースの内容

機械等名	仕様	台数	用途	金額	主として使用する者	保管・設置場所	リース予定時期

注：金額の欄は、農業機械等のリース料相当額を記入すること。また、リース契約内容の分かる資料を添付すること。

② リースを行う農業機械等の決定の根拠

機械等の種類・形成	リース物件価格（千円）	リースを行う農業機械等の選定理由及び規模決定の根拠	備考

注1：「リース物件価格（千円）」の欄は、リースする農業機械等の販売業者により設定されている小売希望価格（設定されていない場合は一般的な実勢価格（取扱価格））を記入すること。

注2：「リースを行う農業機械等の選定理由及び規模決定の根拠」の欄の「規模決定の根拠」は農業機械等の能力を決定（導入する機械の能力、台数、単価等）した計算過程をその根拠となる機械等の能力等の具体的な数値を用いて記入すること。

③ リース事業者に農業機械等を納入する業者の選定方法の計画

入札方法（いずれかに○をする）	指名業者選定の考え方	備考
一般競争入札 ・ 指名競争入札		

注：「指名業者選定の考え方」の欄は、一般競争入札以外の選定方法で業者を選定した場合、記入すること。

④ リース料助成額

農業機械等名（仕様）		備考
リース期間	開始日～終了日（※1）	（日）
	リース借受日から〇年間（※2）	（年）
リース物件取得予定価格（消費税抜き）	①	（円）
リース期間終了後の残存価格（消費税抜き）	②	（円）
リース料助成額（注2）	③	（円）
リース諸費用（消費税抜き）	④	（円）
消費税	⑤	（円）
事業者が主体負担リース料（消費税込み）	①-②-③+④+⑤	（円）

注1：※1及び※2については、いずれかを記入すること。

2：リース料助成額は、A、Bのいずれか小さい額を記入すること（千円未満は切り捨て）。□

A：①×（リース期間/法定耐用年数）×補助率

B：①-②×補助率

3：リース事業者の見積書の写し等を添付すること。□

12. 推進事務

取組内容	実施時期	実施理由

9. 未収益支援 ※果樹・茶のみ

区分	対象面積

10. 研修の開催等

① 研修会の開催

実施時期	開催場所	研修内容	事業費の内訳	備考

② その他必要な取組

実施時期	取組の目的及び内容	備考

11. 推進事務

取組内容	実施時期	実施理由

第3 事業実施経費

事業内容	金額 (円)	うち国庫補助金 (円)	備考 (経費の必要性等)
果樹・茶・花きの安定供給体制確保			
1 ほ場条件整備			
費目			
費目			
2 設備等導入			
費目			
費目			
3 品質向上			
費目			
費目			
4 技術実証・展示			
費目			
費目			
5 品目等転換検討・調査			
費目			
費目			
6 伐採・抜根・整地			
費目			
費目			
7 栽培環境整備			
費目			
費目			
8 植栽 ※果樹・茶のみ			
費目			
費目			
9 未収益支援 ※果樹・茶のみ			
費目			
費目			
10 研修の開催等			
費目			
費目			
11 農業機械等のリース導入 ※茶のみ			
費目			
費目			
12 推進事務			
費目			
費目			
合計			

注1：単価、人数等の根拠（資料名等）について具体的に備考欄に記載するか、必要事項が記載された別紙を添付すること。
 注2：「費目」欄には、交付等要綱別記1別紙2別表1に掲げる費目を記入すること。
 注3：適宜、行を追加して記入すること。

第3 事業実施経費

事業内容	金額 (円)	うち国庫補助金 (円)	備考 (経費の必要性等)
果樹・茶・花きの安定供給体制確保			
1 防災設備・ほ場条件整備			
費目			
費目			
2 設備導入			
費目			
費目			
3 品質向上の取組			
費目			
費目			
4 技術実証・展示			
費目			
費目			
5 品目等転換検討・調査			
費目			
費目			
6 伐採・抜根・整地			
費目			
費目			
7 栽培環境整備 ※品目転換時のみ			
費目			
費目			
8 植栽 ※果樹・茶のみ			
費目			
費目			
9 未収益支援 ※果樹・茶のみ			
費目			
費目			
10 研修の開催等			
費目			
費目			
11 推進事務			
費目			
費目			
合計			

注1：単価、人数等の根拠（資料名等）について具体的に備考欄に記載するか、必要事項が記載された別紙を添付すること。
 注2：「費目」欄には、交付等要綱別記1別紙2別表1に掲げる費目を記入すること。
 注3：適宜、行を追加して記入すること。

別紙様式第1号-2-1 事業実施計画書（果樹）（略）

別紙様式第1号-2-2 茶産地展開計画

別紙様式第1号-2-2 茶産地展開計画

※別記1別紙2第2（3）（6）（8）（9）のいずれかに取り組む場合は別紙様式第1号-2-2-1及び第1号-2-2-2も添付すること。

計画策定年度 年度 計画期間 ～ 年度 GFPコミュニティサイトへの登録 有 ・ 無 区域名

茶園生産者等と連携した新形態の大規模茶産地モデル形成（別紙1別紙2の目の第3の3）に取組む場合に○を記入 若くは茶産地展開計画の策定に取組む場合に○を記入 茶産地展開計画の策定に取組む場合に○を記入 フラッグシップ輸出産地の設定 有 ・ 無 有の場合輸出産地名 スマート農業技術活用促進法に基づく生産方式革新実施計画の策定（該当する場合に○を記入）

1 地域の農業生産の概要

2 地域の茶葉生産の現状と課題

現状（ 年）				
栽培農家戸数	栽培面積	荒茶生産量	生産額	荒茶加工施設数
戸	ha	t	千円	箇所
<input type="text"/>				

3 地域で生産する茶の需要の見込み

（略）

別紙様式第1号-2-2-1 茶生産者グループ別事業実施（変更）計画一覧表

別紙様式第1号-2-1 事業実施計画書（果樹）（略）

別紙様式第1号-2-2 茶産地展開計画

別紙様式第1号-2-2 茶産地展開計画

※別記1別紙2第2（3）（6）（8）（9）のいずれかに取り組む場合は別紙様式第1号-2-2-1及び第1号-2-2-2も添付すること。

計画策定年度 年度 計画期間 ～ 年度 GFPコミュニティサイトへの登録 有 ・ 無 区域名

1 地域の農業生産の概要

2 地域の茶葉生産の現状と課題

現状（ 年）				
栽培農家戸数	栽培面積	荒茶生産量	生産額	荒茶加工施設数
戸	ha	t	千円	箇所
<input type="text"/>				

3 地域で生産する茶の需要の見込み

（略）

別紙様式第1号-2-2-1 茶生産者グループ別事業実施（変更）計画一覧表

別紙様式第1号-2-2-3 大規模茶産地モデル形成プラン

(新設)

別紙様式第1号-2-2-3 大規模茶産地モデル形成プラン

- 1 主要課題の解決に向けて取り組む内容
 ア スマート農業技術導入等による飛躍的な生産性向上

現状と課題	
目標年度において 目指す姿	
取組内容（注1）	

○○○○○○○（注2）		設定の考え方（注3）	事後の検証方法
現状値（○年度）	目標値（○年度）		

- 注1：目標年度までの取組を可能な限り時系列に沿って記載すること。
 （例：事業実施年度に○○を行い、1年後に○○、2年後に○○を実施する等）
 注2：数値や数量、割合などで具体的に示すことができる定量的な目標を1つ以上設定すること。
 注3：現状を明らかにし、どのような取組を行うことにより、具体的にどの程度の効果が期待され、その結果としてどの程度計画を達成できるかを記入すること。
 注4：適宜、行を追加すること。

イ 茶関連産業等と連携した労働力確保

現状と課題	
目標年度において 目指す姿	
取組内容（注1）	

○○○○○○○（注2）		設定の考え方（注3）	事後の検証方法
現状値（○年度）	目標値（○年度）		

- 注1：目標年度までの取組を可能な限り時系列に沿って記載すること。
 （例：事業実施年度に○○を行い、1年後に○○、2年後に○○を実施する等）
 注2：数値や数量、割合などで具体的に示すことができる定量的な目標を1つ以上設定すること。
 注3：現状を明らかにし、どのような取組を行うことにより、具体的にどの程度の効果が期待され、その結果としてどの程度計画を達成できるかを記入すること。
 注4：適宜、行を追加すること。

ウ 茶工場の省エネルギー化

現状と課題	
目標年度において 目指す姿	
取組内容（注1）	

○○○○○○○（注2）		設定の考え方（注3）	事後の検証方法
現状値（○年度）	目標値（○年度）		

- 注1：目標年度までの取組を可能な限り時系列に沿って記載すること。
（例：事業実施年度に○○を行い、1年後に○○、2年後に○○を実施する等）
- 注2：数値や数量、割合などで具体的に示すことができる定量的な目標を1つ以上設定すること。
- 注3：現状を明らかにし、どのような取組を行うことにより、具体的にどの程度の効果が期待され、その結果としてどの程度計画を達成できるかを記入すること。
- 注4：適宜、行を追加すること。

2 目標年度における達成状況（自己評価。本項目は評価報告書作成時に記載すること。）

項目	目標値	実績値	自己評価	要因分析
ア スマート農業技術導入等による飛躍的な生産性向上				
イ 茶関連産業等と連携した労働力確保				
ウ 茶工場の省エネルギー化				

注：適宜、行を追加すること。

別紙様式第1号-2-2-4 茶エネルギー転換計画

（新設）

別紙様式第1号-2-2-4 茶エネルギー転換計画

1 現在の荒茶製造に用いる燃料使用の概況

--

注：荒茶工場の現在の設備の設置時期や、なぜ現在その燃料を使用しているか、また、これまで省エネルギーのために取り組んできた取組があれば記載すること。
さらに、荒茶工場の現在使用している設備や燃料に課題がある場合には記載すること。

栽培農家戸数	栽培面積	荒茶生産量 ()	現状 (年)			
			燃料使用量			
戸	a	kg	A重油 L	LPガス kg	LNG m ³	その他 ()

注：荒茶工場全体の概況を記載すること。
荒茶生産量を記載する際、煎茶、てん茶等茶種を記載すること。

2 検討会の開催

(1) 構成員

氏名	所属・役職名	備考

(2) 開催内容等

開催時期	開催場所	検討内容	備考

3 成果目標とその具体的な内容

(a) 実証技術導入前後の荒茶1kg当たりの燃料使用量の比較・分析

①導入する設備ごとの燃料転換効果

導入設備の内容	新燃料 ()	荒茶1kg当たりの燃料使用量			
		A重油	LPガス	LNG	その他
導入前	/	L	kg	m	()
導入後(見込み)	()	L	kg	m	()
導入前	/	L	kg	m	()
導入後(見込み)	()	L	kg	m	()

注：導入する設備・機械ごとに記入すること。
適宜、行を追加・削除して記入すること。

②製造設備全体での燃料転換効果

製造設備全体 (注1)	新燃料 ()	荒茶1kg当たりの燃料使用量			
		A重油	LPガス	LNG	その他
導入前	/	L	kg	m	()
導入後(見込み)	()	L	kg	m	()
化石燃料削減目標 (注2)	/	%	%	%	/

注1：①で導入する設備・機械により、荒茶工場又はこれに相当する製造設備全体の燃料使用量の变化を見積もること。
注2：化石燃料削減目標は、削減する燃料について10%以上とし、これに向けた技術の検討・実証を行うこと。

(b) 実証技術導入前後の荒茶品質の比較・分析

①荒茶品質分析の定性的・定量的分析

荒茶品質分析項目					
導入前					
導入後(見込み)					

注：荒茶品質分析項目には実証前後で変わらない項目も記載することし、定性的・定量的分析項目のいずれも可とする。(例：形状、色沢、香氣、水色、滋味、水分、全窒素)
申請時に導入前後の品質が正確に記載できない場合は、見込みで記載すること。
適宜、列を追加・削除して記入すること。

②実証技術導入後の品質に関する考察

注：検討会で検討した内容を評価報告作成時に記載すること。

(c) 新たな燃料(熱源)の確保に向けた課題や産地での普及見込みの検討

現状と課題	
産地の普及見込み	

注：申請時には、記載できる範囲で現状と課題を記載し、産地の普及見込みについては評価報告作成時に記載すること。

(d) 新たな燃料(熱源)を取り入れた場合の燃料コスト削減効果の考察

①各燃料に係るコスト

各燃料単価 (注1)	新燃料 ()	荒茶1kg当たりの燃料コスト			
		A重油	LPガス	LNG	その他
	()	円/L	円/kg	円/m	()
実施前	/	円	円	円	円
実施後(見込み)	()	円	円	円	円

注1：燃料単価は1年間の平均的な価格を記載すること。
注2：燃料コストは燃料使用量に燃料単価を掛けて求める。

②実証技術導入後の経営費に対する燃料コスト削減効果に関する考察

注：検討会で検討した内容を評価報告作成時に記載すること。

別紙様式第4号

別紙様式第4号 (事業実施主体→農林水産省農産局長※)

園芸作物等の先導的取組支援(〇〇)

番 号
年 月 日

農林水産省農産局長※ 殿

事業実施主体名
所在地
代表者氏名

令和〇年度産地生産基盤パワーアップ事業のうち園芸作物等の先導的取組支援(〇〇)の評価報告書について

産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱(令和4年12月12日付け4農産第3506号)別記1別紙2の第7の2の規定に基づき、関係書類を添えて提出します。

添付書類 評価報告書(様式は別紙様式第1号-1及び第1号-2-1(茶にあっては第1号-2-2(※別紙2のⅡの第3の1の(3)のウに掲げる取組を行う場合を除く。)、花きにあっては第1号-2-3)に準ずるものとする。)

〔茶の場合、別紙2のⅡの第3の3に掲げる取組を実施した場合は、別紙様式第1号-2-2-3を、別紙2のⅡの第3の1の(3)のウに掲げる取組を実施した場合は、別紙様式第1号-2-2-4を併せて添付する。〕

施行注意:茶または花きの場合は、※については事業実施主体の所在地を所管する地方農政局長等とする。

別紙様式第5号

別紙様式第4号

別紙様式第4号 (事業実施主体→農林水産省農産局長※)

園芸作物等の先導的取組支援(〇〇)

番 号
年 月 日

農林水産省農産局長※ 殿

事業実施主体名
所在地
代表者氏名

令和〇年度産地生産基盤パワーアップ事業のうち園芸作物等の先導的取組支援(〇〇)の評価報告書について

産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱(令和4年12月12日付け4農産第3506号)別記1別紙2の第7の2の規定に基づき、関係書類を添えて提出します。

添付書類 評価報告書(様式は別紙様式第1-1号別添1に準ずるものとする。)

施行注意:茶または花きの場合は、※については事業実施主体の所在地を所管する地方農政局長等とする。

別紙様式第5号

番 号
年 月 日

地方農政局長等 殿

事業実施主体名
所在地
代表者氏名

令和〇年度産地生産基盤パワーアップ事業のうち園芸作物等の先導的取組支援(茶)の
入札結果の報告について

産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱(令和4年12月12日付け4農産第3506号)別記1別紙2の(第4の3(5)又はⅡの第3の1の(1))^{*}の規定に基づき、下記のとおり入札結果を報告します。

記

対象事業	
業者選定方法	
入札執行年月日	
入札立会者の 所属・役職・氏名	
入札予定価格(税抜)	円
入札参加業者名及び 入札価格(税抜)	円
	円
	円
	円
	円
入札執行回数	
落札業者名(契約業者名)	
契約価格(税抜)	
契約年月日	
完了予定年月日	
備 考	令和〇年〇月〇日〇〇号 交付決定

注1:「入札予定価格」欄は、未公表の場合は未公表と記入する。不落札随意契約の場合は必ず記入する。

注2:「入札参加業者名及び入札価格」欄は、入札に参加した業者名を全て記入し、入札最終回の価格を記入する(途中棄権した業者がある場合は、当該業者の価格は空欄とする。)

注3:不落札随意契約の場合は、「入札執行回数」欄は入札執行回数及び不落札随意契約である旨を、また、「落札業者名」欄は契約業者名を記入する。

注4:「業者選定方法」が随意契約の場合は、「入札執行年月日」欄から「入札執行回数」欄まで記入不要とし、「落札業者名」欄に契約業者名を記入する。

注5:交付決定前に着工した場合、「備考」欄は交付決定前着工届の文書番号等を記入する。

注6:本報告に際しては、工程表を添付すること。

注7:事業が複数の契約からなる場合は、契約毎に上表を整理すること。

※:該当する規定を選択して記載する。

番 号
年 月 日

地方農政局長等 殿

事業実施主体名
所在地
代表者氏名

令和〇年度産地生産基盤パワーアップ事業のうち園芸作物等の先導的取組支援(茶)の
入札結果の報告について

産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱(令和4年12月12日付け4農産第3506号)別記1別紙2のⅡの第3の1の(1)の規定に基づき、下記のとおり入札結果を報告します。

記

対象事業	
業者選定方法	
入札執行年月日	
入札立会者の 所属・役職・氏名	
入札予定価格(税抜)	円
入札参加業者名及び 入札価格(税抜)	円
	円
	円
	円
	円
入札執行回数	
落札業者名(契約業者名)	
契約価格(税抜)	
契約年月日	
完了予定年月日	
備 考	令和〇年〇月〇日〇〇号 交付決定

注1:「入札予定価格」欄は、未公表の場合は未公表と記入する。不落札随意契約の場合は必ず記入す。

注2:「入札参加業者名及び入札価格」欄は、入札に参加した業者名を全て記入し、入札最終回の価格を記入する(途中棄権した業者がある場合は、当該業者の価格は空欄とする。)

注3:不落札随意契約の場合は、「入札執行回数」欄は入札執行回数及び不落札随意契約である旨を、また、「落札業者名」欄は契約業者名を記入する。

注4:「業者選定方法」が随意契約の場合は、「入札執行年月日」欄から「入札執行回数」欄まで記入不要とし、「落札業者名」欄に契約業者名を記入する。

注5:交付決定前に着工した場合、「備考」欄は交付決定前着工届の文書番号等を記入する。

注6:本報告に際しては、工程表を添付すること。

注7:事業が複数の契約からなる場合は、契約毎に上表を整理すること。

別紙様式第6号-1

別紙様式第6号-1

組織名又は法人名 _____ 年 月 日
 氏名（法人の場合は代表者名） _____

環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート（農業経営体向け）

下記の農林業に由来する環境負荷に総合的に配慮するための取組のうち、取り組む内容について、□欄に○を記入して下さい。
 該当しない場合は、□欄には／（斜線）を記入して下さい。

<p>(1) 適正な施肥</p> <p>① <input type="checkbox"/> 肥料の適正な保管</p> <p>② <input type="checkbox"/> 肥料の使用状況等の記録・保存に努める</p> <p>③ <input type="checkbox"/> 作物特性やデータに基づく施肥設計を検討</p> <p>④ <input type="checkbox"/> 有機物の適正な施用による土づくりを検討</p>	<p>(4) 悪臭及び害虫の発生防止</p> <p>⑫ <input type="checkbox"/> 悪臭・害虫の発生防止・低減に努める</p>
<p>(2) 適正な防除</p> <p>⑤ <input type="checkbox"/> 病害虫・雑草が発生しにくい生産条件の整備を検討</p> <p>⑥ <input type="checkbox"/> 病害虫・雑草の発生状況を把握した上で防除の要否及びタイミングの判断に努める</p> <p>⑦ <input type="checkbox"/> 多様な防除方法（防除資材、使用方法）を活用した防除を検討</p> <p>⑧ <input type="checkbox"/> 農業の適正な使用・保管</p> <p>⑨ <input type="checkbox"/> 農業の使用状況等の記録・保存</p>	<p>(5) 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分</p> <p>⑬ <input type="checkbox"/> プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理</p>
<p>(3) エネルギーの節減</p> <p>⑩ <input type="checkbox"/> 農機、ハウス等の電気・燃料の使用状況の記録・保全に努める</p> <p>⑪ <input type="checkbox"/> 省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める</p>	<p>(6) 生物多様性への悪影響の防止</p> <p>⑭ <input type="checkbox"/> 病害虫・雑草の発生状況を把握した上で防除の要否及びタイミングの判断に努める（再掲）</p> <p>⑮ <input type="checkbox"/> 多様な防除方法（防除資材、使用方法）を活用した防除を検討（再掲）</p>
	<p>(7) 環境関係法令の遵守等</p> <p>⑯ <input type="checkbox"/> みどりの食料システム戦略の理解</p> <p>⑰ <input type="checkbox"/> 関係法令の遵守</p> <p>⑱ <input type="checkbox"/> 農業機械等の設置・車両の適切な整備と管理の実施に努める</p> <p>⑲ <input type="checkbox"/> 正しい知識に基づく作業安全に努める</p>

別紙様式第6号-2

別紙様式第6号-2

組織名又は法人名 _____ 年 月 日
 氏名（法人の場合は代表者名） _____

環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート（食品事業者向け）

下記の農林業に由来する環境負荷に総合的に配慮するための取組のうち、取り組む内容について、□欄に○を記入して下さい。
 該当しない場合は、□欄には／（斜線）を記入して下さい。

<p>(1) 適正な施肥</p> <p>① <input type="checkbox"/> 環境負荷低減に配慮した原料等の調達を検討</p>	<p>(5) 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分</p> <p>⑦ <input type="checkbox"/> 食品ロスの削減に努める</p> <p>⑧ <input type="checkbox"/> プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理</p> <p>⑨ <input type="checkbox"/> 資源の再利用を検討</p>
<p>(2) 適正な防除</p> <p>② <input type="checkbox"/> 環境負荷低減に配慮した原料等の調達を検討（再掲）</p>	<p>(6) 生物多様性への悪影響の防止</p> <p>⑩ <input type="checkbox"/> 生物多様性に配慮した事業実施に努める</p> <p>⑪ <input type="checkbox"/> 排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守</p>
<p>(3) エネルギーの節減</p> <p>③ <input type="checkbox"/> 工場・倉庫・車両等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める</p> <p>④ <input type="checkbox"/> 省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないことを検討</p> <p>⑤ <input type="checkbox"/> 環境負荷低減に配慮した商品、原料等の調達を検討</p>	<p>(7) 環境関係法令の遵守等</p> <p>⑫ <input type="checkbox"/> みどりの食料システム戦略の理解</p> <p>⑬ <input type="checkbox"/> 関係法令の遵守</p> <p>⑭ <input type="checkbox"/> 環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努める</p> <p>⑮ <input type="checkbox"/> 機械等の適切な整備と管理に努める</p> <p>⑯ <input type="checkbox"/> 正しい知識に基づく作業安全に努める</p>
<p>(4) 悪臭及び害虫の発生防止</p> <p>⑥ <input type="checkbox"/> 悪臭・害虫の発生防止・低減に努める</p>	

(新設)

(新設)

別紙様式第 6 号 - 3

別紙様式第6号 - 3

組織名又は法人名 _____ 年 月 日
 氏名（法人の場合は代表者名） _____

環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート（民間事業者向け）

下記の農林業に由来する環境負荷に総合的に配慮するための取組のうち、取組内容について、□欄に✓を記入して下さい。
 該当しない場合は、□欄には／（斜線）を記入して下さい。

<p>(1) 適正な施肥</p> <p>① <input type="checkbox"/> 環境負荷低減に配慮した原料等の調達を検討</p>	<p>(5) 廃棄物の発生抑制、 適正な循環的な利用及び適正な処分</p> <p>⑦ <input type="checkbox"/> プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理</p> <p>⑧ <input type="checkbox"/> 資源の再利用を検討</p>
<p>(2) 適正な防除</p> <p>② <input type="checkbox"/> 環境負荷低減に配慮した原料等の調達を検討（再掲）</p>	<p>(6) 生物多様性への悪影響の防止</p> <p>⑨ <input type="checkbox"/> 生物多様性に配慮した事業実施に努める</p> <p>⑩ <input type="checkbox"/> 排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守</p>
<p>(3) エネルギーの節減</p> <p>③ <input type="checkbox"/> オフィスや車両・機械等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める。</p> <p>④ <input type="checkbox"/> 省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしない（照明、空調、ウォームビズ・クールビズ、燃費効率のよい機械の利用等）ように努める</p> <p>⑤ <input type="checkbox"/> 環境負荷低減に配慮した商品、原料等の調達を検討</p>	<p>(7) 環境関係法令の遵守等</p> <p>⑪ <input type="checkbox"/> みどりの食料システム戦略の理解</p> <p>⑫ <input type="checkbox"/> 関係法令の遵守</p> <p>⑬ <input type="checkbox"/> 環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努める</p> <p>⑭ <input type="checkbox"/> 機械等の適切な整備と管理に努める</p> <p>⑮ <input type="checkbox"/> 正しい知識に基づく作業安全に努める</p>
<p>(4) 悪臭及び害虫の発生防止</p> <p>⑥ <input type="checkbox"/> 悪臭・害虫の発生防止・低減に努める</p>	

別紙参考様式第 1 号

(新設)

別紙参考様式第 1 号

〇〇年度果樹先導的取組支援事業実施計画(兼実績報告)

都道府県名	産地協議会名
-------	--------

I 農業者の概要

農業者氏名	農業者住所	農業者の位置づけ	要件(第4(3))	地域計画の目標地域への位置づけ
		担い手 ・ その他	ア・イ・ウ	

注1: 生産者組織(特設団体も含む)が事業を実施する場合、「農業者氏名」の欄には代表者名を、「農業者住所」の欄には代表者等の住所を記入すること。
 注2: 農地中間管理機構が事業を実施する場合、「農業者」とあるのは、「農地中間管理機構」と読み替えるものとし、「農業者の氏名」の欄には当該農地中間管理機構の名称及び代表者名を、「農業者住所」の欄には、当該農地中間管理機構の所在地の住所をそれぞれ記入し、「農業者の位置づけ」の欄にはその他に「○」を付すこと。
 注3: 別紙2表及の1(7)「技能の実証の取組を数(1)から(9)の事業実施に当たり、当該園地が地域計画の区域内(地域計画の区域内に含まれることが確実な場合も含む。)*であり、目標地域に位置付けられている農又は位置付けられることが確実と見込まれる者が従来において事業を行なうことが確実な場合は「○」を記入。

II 果樹先導的取組支援の事業計画(実績)

園地番号	園地の所在地	転換元(現況)		転換先	事業内容	計画面積(実面積)	事業量	事業費	補助金	補助率	事業完了(予定)年月日	備考		
		品目(面積)	品目(面積)											
1	()	()	()	()	優良品目・品種への転換	()								
					()	()								
					()	()								
					()	()								
					()	()								
					()	()								
					()	()								
					()	()								
					()	()								
					()	()								
2	()	()	()	()	優良品目・品種への転換	()								
					()	()								
					()	()								
					()	()								
					()	()								
					()	()								
					()	()								
					()	()								
					()	()								
					()	()								

〇〇年度果樹先導的取組支援事業実施計画(兼実績報告)

都道府県名	産地協議会名
-------	--------

I 農業者の概要

農業者氏名	農業者住所	農業者の位置づけ	要件(第4(3))
		担い手 ・ その他	ア・イ・ウ

注1: 生産者組織(特設団体も含む)が事業を実施する場合、「農業者氏名」の欄には代表者名を、「農業者住所」の欄には代表者等の住所を記入すること。
 注2: 農地中間管理機構が事業を実施する場合、「農業者」とあるのは、「農地中間管理機構」と読み替えるものとし、「農業者の氏名」の欄には当該農地中間管理機構の名称及び代表者名を、「農業者住所」の欄には、当該農地中間管理機構の所在地の住所をそれぞれ記入し、「農業者の位置づけ」の欄にはその他に「○」を付すこと。

II 果樹先導的取組支援の事業計画(実績)

園地番号	園地の所在地	転換元(現況)		転換先	事業内容	計画面積(実面積)	事業量	事業費	補助金	補助率	事業完了(予定)年月日	備考	
		品目(面積)	品目(面積)										
1	()	()	()	()	優良品目・品種への転換	()							
					()	()							
					()	()							
					()	()							
					()	()							
					()	()							
					()	()							
					()	()							
					()	()							
					()	()							
2	()	()	()	()	優良品目・品種への転換	()							
					()	()							
					()	()							
					()	()							
					()	()							
					()	()							
					()	()							
					()	()							
					()	()							
					()	()							

合 計	事業実施園地数 (受益園地)	計画面積 (受益面積)	事業費	補助金
	「優良品目・品種への転換」	「優良品目・品種への転換」		
	「優良品目・品種への転換」	「優良品目・品種への転換」		
	「優良品目・品種への転換」	「優良品目・品種への転換」		
	「未収益期間の栽培管理」	「未収益期間の栽培管理」		
	「伝統園地での生産性回復に係る取組」	「伝統園地での生産性回復に係る取組」		
	「災害防止設備の設置」	「災害防止設備の設置」		
	「安定生産に資する設備等の設置」	「安定生産に資する設備等の設置」		
	「ほ場条件の整備」	「ほ場条件の整備」		
	「省力化種及び省力形ほ場の導入」	「省力化種及び省力形ほ場の導入」		
	「病害低減設備の設置」	「病害低減設備の設置」		

- 注1: 「転換元(現況)」、「転換先」の欄については、「事業内容」が優良品目・品種への転換又は優良品目・品種への転換と同時に災害防止設備の設置、安定生産に資する設備等の設置、ほ場条件の整備及び病害低減設備の設置を実施する場合、「転換元(現況)」、「転換先」の欄にそれぞれの品目及び品種を記入すること。災害防止設備の設置、安定生産に資する設備の設置、ほ場条件の整備及び病害低減設備の設置を実施する場合(優良品目・品種への転換と同時に実施しない場合は、「転換元(現況)」の欄にその品目及び品種を記入すること。なお、品目を記入する場合、うんしゅうみかんでは、超早生・早生・普通の別を、りんごでは普通栽培・わい化栽培の別を区分して記入すること。「改植」は別紙2第2の1(6)、「(8)」の取組、「新植」は別紙2第2の1(8)の取組、「災害防止設備の設置」及び「安定生産に資する設備等の設置」は別紙2第2の1(2)の取組とすること。
- 注2: 「事業内容」の欄については、災害防止設備の設置及び安定生産に資する設備等の設置を実施する場合は、()書で導入した設備や資材を記入すること。また、ほ場条件の整備を実施する場合は、()書で「園内道の整備」、「積料の緩和」、「土壌土層改良」、「排水路の整備」のいずれかを記入すること。
- 注3: 「事業内容」の[]書は、本事業により整備する(した)園地数を記入すること。
- 注4: 「事業完了(予定)年月日」の欄には、支援対象者が事業実施者に対して「果樹先導的取組支援事業実績報告書補助金支払請求書」を提出する年月日を記入すること。
- 注5: 「事業量」の欄については、優良品目・品種への転換(改植・新植)を実施する場合は、植栽する苗木の本数を、高接を実施する場合は、穂木の重量を、ほ場条件の整備(園内道の整備)を実施する場合は、延長、幅員を記入するなど、事業内容に応じた事業量を記入すること。また、「代替園地での生産性回復に係る取組」については、代替園地での敷設面積を記載するものとする。
- 注6: 「改植・新植に伴う未収益期間の栽培管理」の「事業費」の欄については、実施面積(受益面積)に4年間(農地中間管理機構が改植・新植を行った後に同機構により保全管理が行われた場合には、当該年数1年に満たない日数は、これを切り捨てて得た年数。)及び助成単価55円/mを乗じて得た額を記入すること。
- 注7: 1園地で複数の事業内容を実施し、現行の様式で行が不足する場合は、必要に応じて行を追加すること。
- 注8: 備考欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇円 うち補助金〇〇円」を、同額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合には小計及び合計の欄の備考欄に合計額(「除税額〇〇円 うち補助金〇〇円」)を記入すること。
- 注9: 計画を変更する場合又は計画と実績が異なる場合、変更前(計画)と変更後(実績)を対比できるように、数値が異なる部分についてのみ変更前(計画)を括弧書きで上段に記入するとともに、合計の欄において変更前(計画)の数値、変更後(実績)の数値及び差額をそれぞれ三段書きで記入する。
- 注10: 「改植」、「新植」、「災害防止設備の設置」及び「安定生産に資する設備等の設置」の取組は別紙様式第5号参照。

園地番号	園地の貸与・譲渡の状況		園地の所有者	特別農地	出作地
	時期	貸与・譲渡先(担い手)氏名			
	年 月				
	年 月				
	年 月				

- 注1: この表は、担い手以外の者が優良品目・品種への転換を実施する場合に記入すること。
- 注2: 「時期」の欄は、担い手に園地を貸与又は譲渡する場合、その予定時期を、「貸与・譲渡先氏名」の欄は貸与・譲渡先の担い手の氏名を記入すること。
- 注3: 事業を実施しようとする果樹園の所有者が、転換計画作成者となる場合は、所有者の氏名を「園地の所有者」欄に記入すること。
- 注4: 現在、植栽されている品目・品種を伐採する果樹園が、農地に係る相続税の納税猶予制度又は生前一括贈与に係る贈与税の納税猶予の適用を受けている農地である場合は「特別農地」の欄に〇印を記入すること。
- 注5: 農業者の住所地を管轄する産地協議会の区域外に当該果樹園がある場合、その所在地を管轄する産地協議会(生産出荷団体、市町村)の名称等を「出作地」の欄に記入すること。

Ⅲ 添付資料
 (1) 事業実施園地の配置図
 (2) 見積書(契約書)等

別紙参考様式第5号

合 計	事業実施園地数 (受益園地)	計画面積 (受益面積)	事業費	補助金
	「優良品目・品種への転換」	「優良品目・品種への転換」		
	「優良品目・品種への転換」	「優良品目・品種への転換」		
	「優良品目・品種への転換」	「優良品目・品種への転換」		
	「未収益期間の栽培管理」	「未収益期間の栽培管理」		
	「災害防止設備の設置」	「災害防止設備の設置」		
	「安定生産に資する設備等の設置」	「安定生産に資する設備等の設置」		
	「ほ場条件の整備」	「ほ場条件の整備」		
	「省力化種及び省力形ほ場の導入」	「省力化種及び省力形ほ場の導入」		
	「病害低減設備の設置」	「病害低減設備の設置」		

- 注1: 「転換元(現況)」、「転換先」の欄については、「事業内容」が優良品目・品種への転換又は優良品目・品種への転換と同時に災害防止設備の設置、安定生産に資する設備等の設置、ほ場条件の整備及び病害低減設備の設置を実施する場合、「転換元(現況)」、「転換先」の欄にそれぞれの品目及び品種を記入すること。災害防止設備の設置、安定生産に資する設備の設置、ほ場条件の整備及び病害低減設備の設置を実施する場合(優良品目・品種への転換と同時に実施しない場合は、「転換元(現況)」の欄にその品目及び品種を記入すること。なお、品目を記入する場合、うんしゅうみかんでは、超早生・早生・普通の別を、りんごでは普通栽培・わい化栽培の別を区分して記入すること。「改植」は別紙2第2の1(6)、「(8)」の取組、「新植」は別紙2第2の1(8)の取組、「災害防止設備の設置」及び「安定生産に資する設備等の設置」は別紙2第2の1(2)の取組とすること。
- 注2: 「事業内容」の欄については、災害防止設備の設置及び安定生産に資する設備等の設置を実施する場合は、()書で導入した設備や資材を記入すること。また、ほ場条件の整備を実施する場合は、()書で「園内道の整備」、「積料の緩和」、「土壌土層改良」、「排水路の整備」のいずれかを記入すること。
- 注3: 「事業内容」の[]書は、本事業により整備する(した)園地数を記入すること。
- 注4: 「事業完了(予定)年月日」の欄には、支援対象者が事業実施者に対して「果樹先導的取組支援事業実績報告書補助金支払請求書」を提出する年月日を記入すること。
- 注5: 「事業量」の欄については、優良品目・品種への転換(改植・新植)を実施する場合は、植栽する苗木の本数を、高接を実施する場合は、穂木の重量を、ほ場条件の整備(園内道の整備)を実施する場合は、延長、幅員を記入するなど、事業内容に応じた事業量を記入すること。
- 注6: 「改植・新植に伴う未収益期間の栽培管理」の「事業費」の欄については、実施面積(受益面積)に4年間(農地中間管理機構が改植・新植を行った後に同機構により保全管理が行われた場合には、当該年数1年に満たない日数は、これを切り捨てて得た年数。)及び助成単価55円/mを乗じて得た額を記入すること。
- 注7: 1園地で複数の事業内容を実施し、現行の様式で行が不足する場合は、必要に応じて行を追加すること。
- 注8: 備考欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇円 うち補助金〇〇円」を、同額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合には小計及び合計の欄の備考欄に合計額(「除税額〇〇円 うち補助金〇〇円」)を記入すること。
- 注9: 計画を変更する場合又は計画と実績が異なる場合、変更前(計画)と変更後(実績)を対比できるように、数値が異なる部分についてのみ変更前(計画)を括弧書きで上段に記入するとともに、合計の欄において変更前(計画)の数値、変更後(実績)の数値及び差額をそれぞれ三段書きで記入する。
- 注10: 「改植」、「新植」、「災害防止設備の設置」及び「安定生産に資する設備等の設置」の取組は別紙様式第5号参照。

園地番号	園地の貸与・譲渡の状況		園地の所有者	特別農地	出作地
	時期	貸与・譲渡先(担い手)氏名			
	年 月				
	年 月				
	年 月				

- 注1: この表は、担い手以外の者が優良品目・品種への転換を実施する場合に記入すること。
- 注2: 「時期」の欄は、担い手に園地を貸与又は譲渡する場合、その予定時期を、「貸与・譲渡先氏名」の欄は貸与・譲渡先の担い手の氏名を記入すること。
- 注3: 事業を実施しようとする果樹園の所有者が、転換計画作成者となる場合は、所有者の氏名を「園地の所有者」欄に記入すること。
- 注4: 現在、植栽されている品目・品種を伐採する果樹園が、農地に係る相続税の納税猶予制度又は生前一括贈与に係る贈与税の納税猶予の適用を受けている農地である場合は「特別農地」の欄に〇印を記入すること。
- 注5: 農業者の住所地を管轄する産地協議会の区域外に当該果樹園がある場合、その所在地を管轄する産地協議会(生産出荷団体、市町村)の名称等を「出作地」の欄に記入すること。

Ⅳ 添付資料
 (1) 事業実施園地の配置図
 (2) 見積書(契約書)等

別紙参考様式第5号

る取組主体は、別添参考様式 3 - 4 号により取組主体事業計画（収益性向上タイプのうち効果増進事業（伴走支援））を作成し、別紙様式第 5 号により地域協議会長等に提出するものとする。地域協議会長は、取組主体が策定する又は策定した取組主体事業計画（収益性向上対策のうち整備事業）との整合性を確認の上、別紙様式第 6 号により取組主体事業計画（収益性向上タイプのうち効果増進事業（伴走支援））を都道府県知事に提出するものとする。

5 都道府県事業計画

(1) 都道府県知事は、3 の産地パワーアップ計画及び 4 の (2) のうち取組主体事業計画（収益性向上タイプのうち効果増進事業（伴走支援））の提出を受けた場合は、その内容を審査し、都道府県事業計画の取組内容に位置付けるか否かを地域協議会長等に通知するとともに、別添参考様式 4 号により都道府県事業計画を作成し、別紙様式第 7 号により地方農政局長等に提出し、その妥当性について地方農政局長等と協議を行うものとする。

(2) (略)

(3) 都道府県知事は、地方農政局長等との都道府県事業計画の協議終了後に、当該都道府県事業計画に含まれている産地パワーアップ計画、取組主体事業計画（収益性向上タイプのうち効果増進事業（導入実証等支援））及び取組主体事業計画（収益性向上タイプのうち効果増進事業（伴走支援））を承認し、別紙様式第 8 号により、地域協議会長等に対して通知するものとする。

5 都道府県事業計画

(1) 都道府県知事は、3 の産地パワーアップ計画の提出を受けた場合は、その内容を審査し、都道府県事業計画の取組内容に位置付けるか否かを地域協議会長等に通知するとともに、別添参考様式 4 号により都道府県事業計画を作成し、別紙様式第 7 号により地方農政局長等に提出し、その妥当性について地方農政局長等と協議を行うものとする。

(2) (略)

(3) 都道府県知事は、地方農政局長等との都道府県事業計画の協議終了後に、当該都道府県事業計画に含まれている産地パワーアップ計画及び取組主体事業計画（収益性向上タイプのうち効果増進事業）を承認し、別紙様式第 8 号により、地域協議会長等に対して通知するものとする。

(4) (略)

(5) 地域協議会長等は、(3)により都道府県知事より産地パワーアップ計画及び取組主体事業計画(収益性向上タイプのうち効果増進事業(伴走支援))の承認を受けた場合は、承認を受けた産地パワーアップ計画の取組内容に含まれている取組主体事業計画及び取組主体事業計画(収益性向上タイプのうち効果増進事業(伴走支援))の承認を行うものとする。

6 (略)

第12 助成金の請求及び支払い

1 基金事業

(1) 取組主体助成金の請求

取組主体は、事業が完了した場合は、別紙様式第12号(収益性向上対策のうち効果増進事業(導入実証等支援))にあつては、別紙様式第13号)により取組主体助成金請求書を作成し、都道府県知事に提出するものとする。

(2)～(5) (略)

2 (略)

第15 事業実施状況報告書等

1 取組主体事業実施状況報告

取組主体は、事業実施年度から目標年度までの間、毎年度、別紙様式第18号により取組主体事業実施状況報告を作成し、翌年度の6月末日までに地域協議会長等(収益性向上対策のうち

(4) (略)

(5) 地域協議会長等は、(3)により都道府県知事より産地パワーアップ計画の承認を受けた場合は、承認を受けた産地パワーアップ計画の取組内容に含まれている取組主体事業計画の承認を行うものとする。

6 (略)

第12 助成金の請求及び支払い

1 基金事業

(1) 取組主体助成金の請求

取組主体は、事業が完了した場合は、別紙様式第12号(収益性向上対策のうち効果増進事業にあつては、別紙様式第13号)により取組主体助成金請求書を作成し、都道府県知事に提出するものとする。

(2)～(5) (略)

2 (略)

第15 事業実施状況報告書等

1 取組主体事業実施状況報告

取組主体は、事業実施年度から目標年度までの間、毎年度、別紙様式第18号により取組主体事業実施状況報告を作成し、翌年度の6月末日までに地域協議会長等(収益性向上対策のうち

効果増進事業（導入実証等支援）にあつては、別紙様式第 19 号により都道府県知事）に提出するものとする。

2 （略）

3 都道府県事業実施状況報告

都道府県知事は、1（収益性向上対策のうち効果増進事業（導入実証等支援）に限る。）及び2の地域協議会長等からの産地生産基盤パワーアップ事業実施状況報告の提出を受けた場合には、別紙様式第21号により、都道府県事業実施状況報告を作成し、報告が提出された年度の8月末日までに、地方農政局長等に提出するものとする。

また、都道府県知事は、産地生産基盤パワーアップ事業実施状況報告の内容について点検し、事業計画に定められた成果目標の達成が立ち遅れていると判断した場合等は、当該地域協議会及び取組主体に対して適切な措置を講ずるものとする。

地方農政局長等は、都道府県知事から提出のあった都道府県事業実施状況の報告について、別紙様式第22号により、遅滞なく基金管理団体に提出するものとする。地方農政局長等は、産地パワーアップ計画に定められた成果目標の達成や事業の適切な実施等に必要と認める場合は、当該都道府県知事に対し適切な措置を講ずるものとする。

4・5 （略）

第16 事業の評価

産地パワーアップ計画に定められた成果目標の達成状況について、次に掲げる方法で事業評価を行うものとする。

1 取組主体は、取組主体事業計画の目標年度の翌年度に、取組

効果増進事業にあつては、別紙様式第19号により都道府県知事）に提出するものとする。

2 （略）

3 都道府県事業実施状況報告

都道府県知事は、1（収益性向上対策のうち効果増進事業に限る。）及び2の地域協議会長等からの産地生産基盤パワーアップ事業実施状況報告の提出を受けた場合には、別紙様式第21号により、都道府県事業実施状況報告を作成し、報告が提出された年度の8月末日までに、地方農政局長等に提出するものとする。

また、都道府県知事は、産地生産基盤パワーアップ事業実施状況報告の内容について点検し、事業計画に定められた成果目標の達成が立ち遅れていると判断した場合等は、当該地域協議会及び取組主体に対して適切な措置を講ずるものとする。

地方農政局長等は、都道府県知事から提出のあった都道府県事業実施状況の報告について、別紙様式第22号により、遅滞なく基金管理団体に提出するものとする。地方農政局長等は、産地パワーアップ計画に定められた成果目標の達成や事業の適切な実施等に必要と認める場合は、当該都道府県知事に対し適切な措置を講ずるものとする。

4・5 （略）

第16 事業の評価

産地パワーアップ計画に定められた成果目標の達成状況について、次に掲げる方法で事業評価を行うものとする。

1 取組主体は、取組主体事業計画の目標年度の翌年度に、取組

主体事業計画に定められた目標年度における取組目標の達成状況について自ら評価を行い、その結果を目標年度の翌年度の6月末日までに、別紙様式第18号により地域協議会長等（収益性向上対策のうち効果増進事業（導入実証等支援）にあつては、別紙様式第19号により都道府県知事）に報告するものとする。

なお、都道府県知事が特に認める場合については、事業実施年度から4年度目に、果樹の改植については、事業実施年度から5年度目に、中間的な評価を実施するものとする。

2 （略）

3 都道府県知事は、1（収益性向上対策のうち効果増進事業（導入実証等支援）に限る。）及び2の地域協議会長等から事業評価の報告を受けた場合は、その内容を点検評価し、その結果を当該年度の8月末日までに、別紙様式第21号により地方農政局長等に報告するとともに、必要に応じこの評価結果を踏まえ、地域協議会長等及び取組主体を指導するものとする。

4～9 （略）

第17 評価結果の配分基準への反映

1 評価結果の反映は、都道府県ごとに第16に基づき農産局長が取りまとめた評価結果における産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）の各成果目標に対する達成率の過去5か年の平均値に基づき共通8及び共通9の配分基準の都道府県加算ポイントに反映するものとする。

2 評価結果を反映したポイントは、都道府県知事から提出のあった都道府県加算ポイントに、次の表の左欄に掲げる達成度の区分に応じ、それぞれ右欄に掲げるポイントとする。

主体事業計画に定められた目標年度における取組目標の達成状況について自ら評価を行い、その結果を目標年度の翌年度の6月末日までに、別紙様式第18号により地域協議会長等（収益性向上対策のうち効果増進事業にあつては、別紙様式第19号により都道府県知事）に報告するものとする。

なお、都道府県知事が特に認める場合については、事業実施年度から4年度目に、果樹の改植については、事業実施年度から5年度目に、中間的な評価を実施するものとする。

2 （略）

3 都道府県知事は、1（収益性向上対策のうち効果増進事業に限る。）及び2の地域協議会長等から事業評価の報告を受けた場合は、その内容を点検評価し、その結果を当該年度の8月末日までに、別紙様式第21号により地方農政局長等に報告するとともに、必要に応じこの評価結果を踏まえ、地域協議会長等及び取組主体を指導するものとする。

4～9 （略）

第17 評価結果の配分基準への反映

1 評価結果の反映は、都道府県ごとに第16に基づき農産局長が取りまとめた評価結果における産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）の各成果目標に対する達成率の過去5か年の平均値に基づき共通8及び共通9の配分基準の都道府県ポイントに反映するものとする。

2 評価結果を反映したポイントは、都道府県知事から提出のあった都道府県事業計画額に、次の表の左欄に掲げる達成度の区分に応じ、それぞれ右欄に掲げるポイントとする。

第19 その他

1～4 (略)

5 その他

(1)～(3) (略)

(4) 取組主体は、「自然災害リスクへの対応に係る取組の強化について」を踏まえ、ハザードマップの確認や、農業版事業継続計画 (Business Continuity Plan:BCP) の策定等により、事業実施地域の災害リスクを十分に認識するとともに、災害への備えに万全を期することで、災害時の被害の最小化が図られるよう努めるものとする。

(5) 都道府県は、取組主体に対し、取組主体が従業員の雇用等をしている場合にあつては、労働環境に関する改善等の対応に努めるよう働きかけるよう指導するものとする。

別紙1

収益性向上対策の事業内容

I 基金事業

1 生産支援事業

(1) (略)

(2) 取組主体

ア・イ (略)

ウ 本要綱別表2のIの1の(1)の取組主体欄の(5)の「農業者」は、農業者、農事組合法人及び農事組合法人以外の農地所有適格法人をいう。

第19 その他

1～4 (略)

5 その他

(1)～(3) (略)

(新設)

(新設)

別紙1

収益性向上対策の事業内容

I 基金事業

1 生産支援事業

(1) (略)

(2) 取組主体

ア・イ (略)

(新設)

エ 本要綱別表2のIの1の(1)の取組主体欄の(6)の「農業者の組織する団体」は、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体(農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人及び農事組合法人以外の農地所有適格法人、任意組織(集落営農組織、機械共同利用組織)等)をいう。

(3)・(4) (略)

(5) 農業機械等の導入及びリース導入に係る留意事項

ア 共通

(ア) 取組主体は、農業機械等の購入先の選定に当たっては、当該農業機械等の希望小売価格を確認するとともに、自ら、一般競争入札の実施又は複数の業者から見積もりを提出させること等により、事業費の低減に向けた取組を行うものとする。

(イ)～(キ) (略)

(ク) 農業用機械が取得する位置情報及び作業時間等に関するデータ(以下「農機データ」という。)について、農業者等が当該データを当該農業用機械メーカー以外のシステムでも利用できるようにするため、本事業を活用してトラクター、コンバイン又は田植機を導入又はリース導入する場合は、API※を自社のwebサイトや農業データ連携基盤での公開等を通じて、データを連携できる環境を整備しているメーカーのものを選定することを要件とする。

※ 1 API (Application Programming

(新設)

(3)・(4) (略)

(5) 農業機械等の導入及びリース導入に係る留意事項

ア 共通

(ア) 取組主体は、農業機械等の購入先の選定に当たっては、当該農業機械等の希望小売価格を確認するとともに、自ら、一般競争入札の実施又はAGMIRUの活用等を通じて複数の業者から見積もりを提出させること等により、事業費の低減に向けた取組を行うものとする。

(イ)～(キ) (略)

(ク) 農業用機械が取得する位置情報及び作業時間に関するデータ(以下「農機データ」という。)について、農業者等が当該データを当該農業用機械のメーカー以外のシステムでも利用できるようにするため、本対策を活用してトラクター、コンバイン又は田植機を導入又はリース導入する場合は、農機データを取得するシステムを備えた製品を製造していないメーカーのものを選定する必要がある場合を除き、Application Programming Interface (複数のアプリケーション等を接続(連携)するために必

Interface)とは、複数のアプリケーション等を接続(連携)するために必要な仕組みのこと。

※2 なお、トラクター、コンバイン、田植機のメーカーのうち、農機データを取得するシステムを備えた製品を製造していないメーカーについては、今回の要件の対象にあたらぬ。

(ケ) 本事業において、農業機械を導入する際は、「補助事業等によって導入する農業機械の選定について」の定めるところによるものとする。

イ 農業機械等を導入する場合

(ア)～(ウ) (略)

(エ) 取組主体は、農業機械等の導入を行った場合は、本要綱第25第3項に定める財産管理台帳の写しを、地域協議会長等に対しても提出するものとする。

地域協議会長等は、取組主体から提出のあった財産管理台帳の写しに基づき、財産処分制限期間中の農業機械等の利用状況を確認するとともに、本事業の適正かつ確実な実施の確保に努めるものとする。

(オ)・(カ) (略)

ウ (略)

(6) (略)

(7) 特別枠

ア (略)

イ 施設園芸エネルギー転換枠

(ア) 取組対象

施設園芸産地において、従来の燃料依存の経営から

要な仕組み。以下「API」という。)を自社のwebサイトや農業データ連携基盤への表示等を通じて、データを連携できる環境を既に整備している、又は令和4年度末までに整備する見込みであるメーカーのものを選定すること。

(新設)

イ 農業機械等を導入する場合

(ア)～(ウ) (略)

(エ) 取組主体は、農業機械等の導入を行った場合は、本要綱第31第2項に定める財産管理台帳の写しを、地域協議会長等に対しても提出するものとする。

地域協議会長等は、取組主体から提出のあった財産管理台帳の写しに基づき、財産処分制限期間中の農業機械等の利用状況を確認するとともに、本事業の適正かつ確実な実施の確保に努めるものとする。

(オ)・(カ) (略)

ウ (略)

(6) (略)

(7) 特別枠

ア (略)

イ 施設園芸エネルギー転換枠

(ア) 取組対象

施設園芸産地において、従来の燃油依存の経営から

脱却し、省エネルギー化を図るために必要となる省エネ機器等を導入することにより、経営力を強化する取組とする。

(イ) 取組内容

産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）において以下の成果目標を設定した場合、当該特別枠の予算の範囲内で、重油ボイラー等の化石燃料を使用する加温機を有するパイプハウス等へのヒートポンプ、木質バイオマスボイラー等の化石燃料を使用しない加温機（以下「省エネ機器」という。）及び循環扇等の内部設備の導入及びリース導入を支援する。

① （略）

② 燃料使用量の15%以上の低減

(ウ) （略）

(エ) 当該特別枠は施設園芸等燃料価格高騰対策に確実に加入する者を助成対象とする。

ウ （略）

エ 土地利用型作物種子枠

(ア) 取組対象

土地利用型作物（稲、麦（小麦、大麦及び裸麦をいう。以下同じ。）及び豆類の種子）の生産において、作業の効率化による労働負担の軽減や新規種子生産者の参入促進を図るために必要となる農業機械等を導入することにより、持続的な種子生産体制の構築や高温耐性・多収等のニーズに対応した種子の増産が見込まれ

脱却し、省エネルギー化を図るために必要となる省エネ機器等を導入することにより、経営力を強化する取組とする。

(イ) 取組内容

産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）において以下の成果目標を設定した場合、当該特別枠の予算の範囲内で、重油ボイラー等の化石燃料を使用する加温機を有するパイプハウス等へのヒートポンプ、木質バイオマスボイラー等の化石燃料を使用しない加温機（以下「省エネ機器」という。）及び循環扇等の内部設備の導入及びリース導入を支援する。

① （略）

② 燃油使用量の15%以上の低減

(ウ) （略）

(エ) 当該特別枠は施設園芸等燃油価格高騰対策に確実に加入する者を助成対象とする。

ウ （略）

（新設）

る取組とする。

(イ) 取組内容

産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）において以下の成果目標を設定した場合、予算の範囲内で、助成対象作物の農業機械等の導入及びリース導入を支援する。

- ① 種子の合格率を3ポイント以上向上
- ② 10a当たりの労働時間を10%以上削減
- ③ 新規種子生産者を1戸以上増加

なお、種子生産面積が35ha以上の取組主体については、新規種子生産者を2戸以上増加

- ④ 高温耐性品種・多収品種・米粉専用品種の種子の生産面積について
 - a 新規に作付けを行う場合は、0.5ha以上で実施
 - b 前年に作付けの実績がある場合は、0.5ha以上拡大又は5%以上拡大のどちらか拡大面積が大きい目標を選択
- ⑤ 基幹作業（播種・田植、収穫等）の外部化又は共同化の割合を10ポイント以上増加

(ウ) 産地パワーアップ計画における対象作物は、種子生産を目的とする稲、麦及び豆類とし、助成対象経費は、省力機械等の導入により持続的な種子生産体制を構築等するために必要となる農業機械等の導入及びリース導入に要する経費とする。

2 効果増進事業

2 効果増進事業

(1) 助成対象となる取組内容

本要綱別表2のIの1の(2)のアで助成対象となる取組は、事業計画の策定及び農業機械の導入実証とする。

本要綱別表2のIの1の(2)のイで助成対象となる取組は、収益向上対策で整備した又は整備する施設の安定的な運営に資する、資金の返済計画の策定・変更や、資金の借換等に係る相談・サポート等を行う専門家の招聘とする。なお、招聘する専門家は次のア及びイの要件を満たす者とする。

ア (ア) 及び (イ) のいずれかに該当し、かつ (ウ) を満たしていること。

(ア) 税理士、中小企業診断士、公認会計士等

(イ) 経営コンサルタント（経営学修士を取得した者に限る。）、農業経営アドバイザー等

(ウ) 以下のいずれかに該当すること。

a 各種の専門的かつ実践的な知識、技術、技能等（以下「技能等」という。）を活用した実務に10年以上従事した経験を有する者

b 技能等に関する公的資格を有し、かつ技能等を活用した実務に5年以上従事した経験を有する者

c 技能等に関する指導、教育、研究等に5年以上従事した経験を有する者

d 上記 a から c までに掲げる者と同等以上の技能等及び経験を有すると認められる者

イ 自らの専門的分野において農業経営者などへの支援実績があること。

(2)・(3) (略)

(1) 助成対象となる取組内容

本要綱別表2のIの1の(2)の効果増進事業に掲げる取組とする。

(新設)

(新設)

(2)・(3) (略)

(4) 助成対象経費

ア 本要綱別表2のIの1の(2)のアの助成対象経費は、次に掲げるものとする。

(ア) (略)

a (略)

b (略)

c (略)

d (略)

(イ) (略)

a (略)

(a) (略)

(b) (略)

b (略)

(ウ) (略)

a (略)

b (略)

c (略)

d (略)

e (略)

f (略)

イ 本要綱別表2のIの1の(2)のイの助成対象経費は、次に掲げるものとする。

(ア) 専門家旅費

招聘する専門家に対する旅費

(イ) 報奨金

招聘する専門家が行う、「産地生産基盤パワーアッ

(4) 助成対象経費

効果増進事業の助成対象経費は、次に掲げるものとする。

ア (略)

(ア) (略)

(イ) (略)

(ウ) (略)

(エ) (略)

イ (略)

(ア) (略)

a (略)

b (略)

(イ) (略)

ウ (略)

(ア) (略)

(イ) (略)

(ウ) (略)

(エ) (略)

(オ) (略)

(カ) (略)

(新設)

プ事業の収益向上対策で整備した又は整備する施設」の安定的な運営に資する、資金の返済計画の策定・変更や、資金の借換等に係る相談・サポート等に
必要な資料整理、補助、専門知識の提供等に対する報酬・謝礼等

(ウ) 助成対象としない経費

a 経費の根拠が不明確で履行確認ができない取組に係る経費

b 他の国の補助金を受けた（又は受ける予定の）経費

(5) 効果増進事業の留意事項

ア 本要綱別表2のIの1の(2)のアの事業の留意事項は、次に掲げるものとする。

(ア) (略)

(イ) (略)

イ 本要綱別表2のIの1の(2)のイの事業の留意事項は、次に掲げるものとする。

(ア) 1年度当たりの補助金等の上限額は30万円とする。

(イ) 都道府県知事は、本事業を活用しようとする者に対して、農業経営・就農支援体制整備推進事業実施要綱（平成27年4月9日付け26経営第3500号）別記1に規定する農業経営・就農サポート推進事業（以下「サポート推進事業」という。）の活用を促すものとする。なお、本事業に係る助成金の交付決定前においてサポート推進事業におけ

(5) 効果増進事業の留意事項
(新設)

ア (略)

イ (略)

(新設)

る重点支援対象者に選定された場合は、本事業を活用することができないものとする。

(ウ) 本事業によって行う取組と同一の内容の取組を行おうとするために、本事業以外の国等が助成する事業（補助金、委託費等。ただし、融資に関する利子助成措置を除く。）を活用する場合は、本事業の補助対象経費とすることはできないものとする。

II 整備事業

(1) (略)

(2) 取組主体

ア・イ (略)

(削る。)

ウ 同欄の(10)の都道府県知事が地方農政局長等と協議して認める団体は、次のいずれかに該当し、産地パワーアップ計画に中心的な経営体として位置付けられた者とする。

(ア)・(イ) (略)

II 整備事業

(1) (略)

(2) 取組主体

ア・イ (略)

ウ 同欄の(10)の「別記2に定める流通業者」は、運輸業者又は卸売業者であって、複数の生産者と一体となって対象品目の青果物の流通コストの低減に取り組むとともに、当該生産者との間に事業実施から3年以上を契約期間とする基本契約(対象品目の青果物の集出荷に係る書面による契約であって、対象となる品目、期間及び数量について約するものをいう。)を締結しており、産地パワーアップ計画に中心的な経営体として位置付けられた者とする。

エ 同欄の(11)の都道府県知事が地方農政局長等と協議して認める団体は、次のいずれかに該当し、産地パワーアップ計画に中心的な経営体として位置付けられた者とする。

(ア)・(イ) (略)

エ 同欄の(11)のコンソーシアムは、次に掲げる全ての要件を満たし、産地パワーアップ計画に中心的な経営体として位置付けられた者とする。

(ア)～(キ) (略)

(3)～(7) (略)

(8) 整備事業の実施に係る留意点

ア～キ (略)

ク 成果目標の達成に必要な新用途への改修又は増強のための設備導入と一体的に行う改修(耐震化工事、内部設備の撤去及び改修する中古施設(土地は含めないものとする。)の取得を含む。以下「改修等」という。)については、以下の条件を全て満たす場合に助成対象とすることができるものとする。

(ア)～(エ) (略)

(オ) 新基本計画実装・農業構造転換支援事業を活用し、再編・集約化を行った際に廃止した施設等を、本事業において中古施設として活用することはできないこととする。

ケ～ノ (略)

ハ 生産技術高度化施設のうち省エネルギーモデル温室、低コスト耐候性ハウス及び高度環境制御栽培施設並びに高度技術導入施設のうち施設園芸栽培技術高度化施設を整備する場合、事業完了年度内に整備ほ場を畑地化することとする。

ヒ 乾燥機(穀物用循環型)を内部設備として導入する際は、「補助事業等によって導入する農業機械の選定について」の

オ 同欄の(12)のコンソーシアムは、次に掲げる全ての要件を満たし、産地パワーアップ計画に中心的な経営体として位置付けられた者とする。

(ア)～(キ) (略)

(3)～(7) (略)

(8) 整備事業の実施に係る留意点

ア～キ (略)

ク 成果目標の達成に必要な新用途への改修(耐震化工事、内部設備の撤去及び改修する中古施設(土地は含めないものとする。)の取得を含む。以下「改修等」という。)については、以下の条件を全て満たす場合に助成対象とすることができるものとする。

(ア)～(エ) (略)

(新設)

ケ～ノ (略)

ハ 生産技術高度化施設のうち省エネルギーモデル温室、低コスト耐候性ハウス及び高度環境制御栽培施設並びに高度技術導入施設のうち施設園芸栽培技術高度化施設を整備する場合、事業完了後6年以内に整備ほ場を畑地化することとする。

(新設)

定めるところによるものとする。

(9) (略)

(10) 推進枠

ア・イ (略)

別紙2 生産基盤強化対策の事業内容等

I 基金事業

1～5 (略)

6 全国的な土づくりの展開

(1)～(4) (略)

(5) 事業の実施に係る留意点

ア 本事業において実証的に活用する堆肥等は、以下の条件を満たすものとする。

(ア) (略)

(イ) 堆肥及び土壌改良資材については、肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号。以下「肥料法」という。）第22条に基づき特殊肥料として届出がなされたもののほか、肥料法第4条に基づき混合堆肥複合肥料として登録がなされたもの、若しくは肥料法第16条の2に基づき指定混合肥料として届出がなされたもの（ただし、堆肥又は土壌改良資材を配合したものに限る。）、又は地力増進法（昭和59年法律第34号）第11条第1項の政令で定める種類の土壌改良資材として土壌改良資材品質表示基準（昭和59年10月1日農林水産省告示第2002号）に

(9) (略)

(10) 優先枠

ア・イ (略)

別紙2 生産基盤強化対策の事業内容等

I 基金事業

1～5 (略)

6 全国的な土づくりの展開

(1)～(4) (略)

(5) 事業の実施に係る留意点

ア 本事業において実証的に活用する堆肥等は、以下の条件を満たすものとする。

(ア) (略)

(イ) 堆肥及び土壌改良資材については、肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号。以下「肥料法」という。）第22条に基づき特殊肥料として届出がなされたもののほか、肥料法第4条に基づき混合堆肥複合肥料として登録がなされたもの、若しくは肥料法第16条の2に基づき指定混合肥料として届出がなされたもの（ただし、堆肥又は土壌改良資材を配合したものに限る。）、又は地力増進法（昭和59年法律第34号）第11条第1項の政令で定める種類の土壌改良資材として土壌改良資材品質表示基準（昭和59年10月1日農林水産省告示第2002号）に基づき適切な品質表示がな

基づき適切な品質表示がなされたものとする。ただし、混合堆肥複合肥料及び指定混合肥料については、地力の増進効果が認められるものとする。

(ウ) (略)

(エ) 緑肥については、対象作物の栽培前又は栽培後に播種・すき込み等まで行うものを対象とする。

(オ) (略)

イ・ウ (略)

エ 堆肥等の施用等に当たっては、以下に留意すること。

(ア)～(ウ) (略)

(エ) 緑肥の播種量は、種苗会社のカタログや都道府県の栽培技術指針等に示されている標準播種量を踏まえて設定するものとする。また、適正な栽培管理を行った上で、子実等の収穫は行わず、作物体^ニの全量すき込み等を行うこととする。

オ～キ (略)

ク (4) のイの堆肥等の購入費、運搬費、保管費については、交付決定前であっても、事業実施年度に散布する目的で前年度以降に発注したものについても対象とする。

(6)～(8) (略)

別添参考様式1号(別記2別紙様式第3号関係)

産地生産基盤パワーアップ事業(収益性向上対策・生産基盤強化対策)都道府県実施方針

されたものとする。ただし、混合堆肥複合肥料及び指定混合肥料については、地力の維持・増進効果が認められるものとする。

(ウ) (略)

(エ) 緑肥については、対象作物の栽培前又は栽培後に播種・すき込みまで行うものを対象とする。

(オ) (略)

イ・ウ (略)

エ 堆肥等の施用等に当たっては、以下に留意すること。

(ア)～(ウ) (略)

(エ) 緑肥の播種量は、種苗会社のカタログや都道府県の栽培技術指針等に示されている標準播種量を踏まえて設定するものとする。また、適正な栽培管理を行った上で、子実等の収穫は行わず、作物体を全てすき込むこととする。

オ～キ (略)

ク (4) のイの堆肥等の購入費、運搬費、保管費については、交付決定前であっても、事業実施年度に散布する目的で前年度に発注したものについても対象とする。

(6)～(8) (略)

別添参考様式1号(別記2別紙様式第3号関係)

産地生産基盤パワーアップ事業(収益性向上対策・生産基盤強化対策)都道府県実施方針

I (略)

1～3 (略)

4 取組要件

(1) 基金事業

①～③ (略)

(注1) 交付等要綱別表2のIの1の(2)のイのメニューに取り組む場合、対象作物は、整備事業で取り組んだ作物とする。

(注2) 助成対象経費及び取組要件については、交付等要綱別記2別紙1のIの1によるものとする。

別添参考様式2-1号(別記2別紙様式第4号関係)

1 産地パワーアップ計画

(1)～(4) (略)

(5) 計画の内容

ア～ケ (略)

コ 土地利用型作物種子枠

別添のとおり。

(注1)～(注12) (略)

(注13) 土地利用型作物種子枠を利用する計画の場合は、別添(土地利用型作物種子枠計画書(実施状況報告書兼評価報告書))を添付すること。

2 事業計画(実績)

I (略)

1～3 (略)

4 取組要件

(1) 基金事業

①～③ (略)

(新設)

(新設)

別添参考様式2-1号(別記2別紙様式第4号関係)

1 産地パワーアップ計画

(1)～(4) (略)

(5) 計画の内容

ア～ケ (略)

(新設)

(注1)～(注12) (略)

(新設)

2 事業計画(実績)

(1) 総括表

基金事業	母体別内訳			OO (有価証券) 年度			OO (有価証券) 年度			OO (有価証券) 年度		
	母体事業 (円)	母体事業 (円)	母体事業 (円)	母体事業 (円)	母体事業 (円)	母体事業 (円)	母体事業 (円)	母体事業 (円)	母体事業 (円)	母体事業 (円)	母体事業 (円)	
基金事業												
投資事業												
管理事業												
その他												
計												

ア 基金事業

(1) 総括表

基金事業	母体別内訳			OO (有価証券) 年度			OO (有価証券) 年度			OO (有価証券) 年度		
	母体事業 (円)	母体事業 (円)	母体事業 (円)	母体事業 (円)	母体事業 (円)	母体事業 (円)	母体事業 (円)	母体事業 (円)	母体事業 (円)	母体事業 (円)	母体事業 (円)	
基金事業												
投資事業												
管理事業												
その他												
計												

ア 基金事業

a・b (略)

(注1)～(注7) (略)

(注8) 整備事業で複数年計画として妥当性協議を終えた取組については、備考欄に複数年計画であることを明記すること。

c (略)

イ 整備事業

(略)

(注1)～(注5) (略)

(注6) 複数年計画として妥当性協議を終えた取組については、備考欄に複数年計画であることを明記すること。

別添(土地利用型作物種子枠)

a・b (略)

(注1)～(注7) (略)

(新設)

c (略)

イ 整備事業

(略)

(注1)～(注5) (略)

(新設)

(新設)

産地生産者協会のワーアップ事業
 産地ワーアップ計画書（創設意向とタイムのうまみ地産地消型作物種子校）
 産地生産者協会のワーアップ事業進捗状況報告書兼計画報告書

報告日 年 月 日

地区団体名称

設置番号

1. 産地ワーアップ計画

(1) 産地ワーアップ計画の目的・取組を要約する産地の概要

(2) 産地の特長的な産地系の確立に向けた取組内容

(注) 産地の現状の色に黒い文字で記入し、取組を要約する場合は、

(3) 産地概要の現状、課題と対応方針、取組により期待される効果、目標及びその達成のために地域の関係者が果たす役割

(4) 中心となる経営主体又は団体の名称及びその取組内容

地区別名称	所在地	取組内容	備考

(5) 計画の内容

ア 種子の供給を主とする計画

地区名	地区別内容	成果目標				地域協議会の設置	地域協議会の設置	目標の達成率
		達成	達成	達成	達成			

イ 地域たりの取組計画を以てした計画

地区名	地区別内容	成果目標				地域協議会の設置	地域協議会の設置	目標の達成率
		達成	達成	達成	達成			

別添参考様式3-1号(別記2別紙様式第5号関係)(収益性向上対策のうち基金事業(うち生産支援事業等)・整備事業)

1・2 (略)

3 事業計画(実績)

(1)・(2) (略)

ア 基金事業

a・b (略)

(注1)～(注8) (略)

(注9) 整備事業で複数年計画として妥当性協議を終えた取組については、備考欄に複数年計画であることを明記すること。

c (略)

イ 整備事業

(略)

(注1)～(注5) (略)

(注6) 複数年計画として妥当性協議を終えた取組については、備考欄に複数年計画であることを明記すること。

4・5 (略)

6 オープンAPIへの対応

トラクター、コンバイン又は田植機の導入又はリース導入を希望する場合は、以下の「参考」を御確認の上、導入を希望する農機のメーカーの状況についてチェックを入れてください。

・導入を希望する農機のメーカーが、自社webサイトや農業

別添参考様式3-1号(別記2別紙様式第5号関係)(収益性向上対策のうち基金事業(うち生産支援事業等)・整備事業)

1・2 (略)

3 事業計画(実績)

(1)・(2) (略)

ア 基金事業

a・b (略)

(注1)～(注8) (略)

(新設)

c (略)

イ 整備事業

(略)

(注1)～(注5) (略)

(新設)

4・5 (略)

6 オープンAPIへの対応

トラクター、コンバイン又は田植機の導入又はリース導入を希望する場合は、以下の「参考」を御確認の上、導入を希望する農機のメーカーの状況についてチェックを入れてください。

・導入を希望する農機のメーカーが、自社webサイトや農業

データ連携基盤への表示等を通じて、データを連携できる環境を

- 整備している
 整備していない

(参考) APIを自社webサイトや農業データ連携基盤への表示等を通じて、データを連携できる環境を整備している農機メーカー

(令和6年10月時点農林水産省調べ、五十音・アルファベット順で記載)

国内メーカー：井関農機株式会社、株式会社クボタ、三菱マヒンドラ農機株式会社、ヤンマーアグリ株式会社

海外メーカー：AGCO Corporation(Fendt、MASSEY FERGUSON、Valtra)、CLAAS KGaA mbH、CNH industrial N.V (Case IH、New Holland、Steyr)、Deere & Company(John Deere)、SDF group(SAME、DEUTZ-FAHR、Lamborghini)

※1 「整備していない」にチェックをした場合は、整備しているメーカーの農機に変更いただくか、導入を希望する農機でなければ事業目的を達成できない旨を別途証明いただく等の対応が必要になります。

※2 なお、「整備していない」にチェックをした場合でも、導入を希望されるトラクター、コンバイン、田植機のメーカーが農機データを取得するシステムを備えた製品を製造していない場合はメーカーの変更等の対応は不要です。

データ連携基盤への表示等を通じて、データを連携できる環境を

- 整備している (又は整備する見込みである)
 整備していない

(参考) APIを自社webサイトや農業データ連携基盤への表示等を通じて、データを連携できる環境を整備している、又は整備する見込みである農機メーカー

(令和4年11月1日時点農林水産省調べ、五十音・アルファベット順で記載)

国内メーカー：井関農機株式会社、株式会社クボタ、三菱マヒンドラ農機株式会社、ヤンマーアグリ株式会社

海外メーカー：AGCO Corporation(Fendt、MASSEY FERGUSON、Valtra)、CLAAS KGaA mbH、CNH industrial N.V (Case IH、New Holland、Steyr)、Deere & Company(John Deere)、SDF group(SAME、DEUTZ-FAHR、Lamborghini)

※ データの連携により自身の営農作業を一元的に閲覧・分析することができ、より効率的・効果的な営農につなげることができます。「整備していない」を選択した場合であってもデータを連携できる環境を整備しているメーカーの農機への変更ができないかご検討ください。導入状況によってはメーカーの選択理由を尋ねる場合がございます。

別添参考様式 3-3 号 (別記 2 別紙様式第 6 号関係) (基金事業うち効果増進事業 (導入実証等支援))

別添参考様式 3-4 号 (別記 2 別紙様式第 6 号関係) (基金事業うち効果増進事業 (伴走支援))

産地生産基盤パワーアップ事業
取組主体事業計画書
(取組主体事業実施状況報告書兼評価報告書)

事業実施年度 令和〇〇(西暦〇〇)~〇〇(西暦〇〇)年度

都道府県・市町村名 〇〇

取組主体名 〇〇
代表者 〇〇

産地生産基盤パワーアップ事業取組主体事業計画書
(取組主体事業実施状況報告書兼評価報告書)

1 取組主体の情報

地域協議会名	取組主体名	代表者氏名	区分
住居	〒	電話番号	

(注 1) 「区分」欄には、交付等要綱別表 2 に定める取組主体の区分を記入すること。

別添参考様式 3-3 号 (別記 2 別紙様式第 6 号関係) (基金事業うち効果増進事業)

(新設)

(注1)「地区名・施設名(年度)」欄には、交付等要綱別表2のⅠのメニュー欄の1の(2)で実施する取組の対象となる、当該年度又は過年度に実施した交付等要綱別表2のⅡのメニュー欄の1の地区名及び施設名を記載すること。また、()内には、その事業実施年度を記載すること。

(注2)「員数」欄には、招聘した専門官が行った作業数を「人月」「人日」「人時間」のいずれかで記載すること。

(注3)「単価」欄には、専門家に支出する報償費(報酬・謝金等)の、員数に対応した単価を記載すること。なお、添付資料として、その単価の証拠書類(契約書や依頼書、領収書等の写し)を添付すること。

(注4)備考欄には仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

別添参考様式4号(別記2別紙様式第7号関係)

(別添1)

ア 基金事業

内訳

a 整備事業

(略)

(注1) (略)

(注2) 複数年計画としての取組については、備考欄にその旨を明記すること。

別添参考様式4号(別記2別紙様式第7号関係)

(別添1)

ア 基金事業

内訳

a 整備事業

(略)

(注) (略)

(新設)

b～e (略)

f 効果増進事業

①・② (略)

③伴走支援に要する経費

地域協議 金策名	取組主体名	地区名・施設名 (年度)	事業内容	員数	単価	経費内訳					備考	
						(円)	国費	都道府県費	市町村費	その他		
社												
会社												

(注1) 「地区名・施設名(年度)」欄には、交付等要綱別表2のIのメニュー欄の1の(2)で実施する取組の対象となる、当該年度又は過年度に実施した交付等要綱別表2のIIのメニュー欄の1の地区名及び施設名を記載すること。また、()内には、その事業実施年度を記載すること。

(注2) 「員数」欄には、招聘した専門官が行った作業数を「人月」「人日」「人時間」のいずれかで記載すること。

(注3) 「単価」欄には、専門家に支出する報償費(報酬・謝金等)の、員数に対応した単価を記載すること。なお、添付資料として、その単価の証拠書類(契約書や依頼書、領収書等の写し)を添付すること。

(注4) 備考欄には仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円 うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

(別添2)

b～e (略)

f 効果増進事業

①・② (略)

(新設)

(別添2)

イ 整備事業

(ア) (略)

(注1)・(注2) (略)

(注3) 複数年計画としての取組については、備考欄にその旨を明記すること。

別紙様式第12号 (別記2第12の1関係)

(整備事業・生産支援事業・効果増進事業 (伴走支援))

別紙様式第13号

(効果増進事業 (導入実証等支援))

別紙様式第18号 (別記2第15の1、第16の1関係)

(整備事業・生産支援事業・効果増進事業 (伴走支援))
(略)

共通1

産地生産基盤パワーアップ事業の整備事業の上限事業費

整備事業の内容		上限事業費
育苗施設	水稻(種子用を除く。)育苗施設に限る。	育苗対象面積1haにつき 1,243千円 ただし、100ha未満の場合 は2,209千円
乾燥調製施設	種子用を除く。	計画処理量1トンにつき 563千円

イ 整備事業

(ア) (略)

(注1)・(注2) (略)

(新設)

別紙様式第12号 (別記2第12の1関係)

(整備事業・生産支援事業)

別紙様式第13号

(効果増進事業)

別紙様式第18号 (別記2第15の1、第16の1関係)

(整備事業・生産支援事業)
(略)

共通1

産地生産基盤パワーアップ事業の整備事業の上限事業費

整備事業の内容		上限事業費
育苗施設	水稻(種子用を除く。)育苗施設に限る。	育苗対象面積1haにつき 1,109千円 ただし、100ha未満の場合 は1,972千円
乾燥調製施設	種子用を除く。	計画処理量1トンにつき 502千円

穀類乾燥調製貯蔵施設	種子用を除く。	米にあつては計画処理量1トンにつき625千円 麦にあつては計画処理量1トンにつき610千円
農産物処理加工施設 (稲・麦・大豆)		計画処理量1トンにつき6,143千円
農産物処理加工施設 (茶)	仕上茶加工機(抹茶)を整備する場合を除く。	原料の計画処理量1トンにつき2,088千円
集出荷貯蔵施設 (りんご)		計画処理量1トンにつき525千円
	選果機(選果機のみを整備する場合を含む。また、外部品質センサーと内部品質センサーを同時に整備するラインを除く。)	計画処理量1トンにつき135千円
集出荷貯蔵施設 (なし)	外部品質センサーと内部品質センサーを同時に整備するラインを除く。	計画処理量1トンにつき373千円
集出荷貯蔵施設 (かんきつ)		計画処理量1トンにつき236千円
	選果機(選果機のみを整備する場合を含む。また、外部品質センサーと内部品質センサーを同時に整備するラインを除く。)	計画処理量1トンにつき90千円 ただし、計画処理量5千トン未満の場合は135千円
集出荷貯蔵施設 (野菜)	きゅうり、なす、トマト及びピーマンに限る。	計画処理量1トンにつき336千円、

穀類乾燥調製貯蔵施設	種子用を除く。	米にあつては計画処理量1トンにつき558千円 麦にあつては計画処理量1トンにつき544千円
農産物処理加工施設 (稲・麦・大豆)		計画処理量1トンにつき5,484千円
農産物処理加工施設 (茶)	仕上茶加工機(抹茶)を整備する場合を除く。	原料の計画処理量1トンにつき1,864千円
集出荷貯蔵施設 (りんご)		計画処理量1トンにつき468千円
	選果機(選果機のみを整備する場合を含む。また、外部品質センサーと内部品質センサーを同時に整備するラインを除く。)	計画処理量1トンにつき135千円
集出荷貯蔵施設 (なし)	外部品質センサーと内部品質センサーを同時に整備するラインを除く。	計画処理量1トンにつき333千円
集出荷貯蔵施設 (かんきつ)		計画処理量1トンにつき210千円
	選果機(選果機のみを整備する場合を含む。また、外部品質センサーと内部品質センサーを同時に整備するラインを除く。)	計画処理量1トンにつき90千円 ただし、計画処理量5千トン未満の場合は135千円
集出荷貯蔵施設 (野菜)	きゅうり、なす、トマト及びピーマンに限る。	計画処理量1トンにつき300千円、 ただし、150g未満のトマト

		ただし、150g未満のトマト にあつては計画処理量1ト ンにつき760千円
産地管理施設	色彩選別機	計画処理量1トンにつき90 千円
農作物被害防止 施設	防霜施設	8,833千円/ha
	防風施設	57,918千円/ha
生産技術高度化 施設	低コスト耐候性ハウス（軒高が 3.5m以上のものを除く。）	51千円/m ²
	ほ場内地下水水位制御システム	3,917千円/ha
	菌類栽培施設（マッシュルーム を除く。）	生産量1トンにつき3,979 千円
	菌床製造施設（マッシュルーム を除く。）	生産量1万個につき11,438 千円
種子種苗生産関 連施設 （稲・麦・大 豆）		計画処理量1トンにつき 1,385千円
種子種苗生産関 連施設 （野菜）	温室（軒高が3.5m以上のものを 除く。）	44千円/m ²
有機物処理利用 施設	堆肥等生産施設	計画処理量1トンにつき 664千円

共通 2

産地生産基盤パワーアップ事業の施設の基準

		にあつては計画処理量1ト ンにつき678千円
産地管理施設	色彩選別機	計画処理量1トンにつき90 千円
農作物被害防止施 設	防霜施設	7,886千円/ha
	防風施設	51,712千円/ha
生産技術高度化施 設	低コスト耐候性ハウス（軒高が 3.5m以上のものを除く。）	45千円/m ²
	ほ場内地下水水位制御システム	3,497千円/ha
	菌類栽培施設（マッシュルーム を除く。）	生産量1トンにつき3,552 千円
	菌床製造施設（マッシュルーム を除く。）	生産量1万個につき10,212 千円
種子種苗生産関連 施設 （稲・麦・大 豆）		計画処理量1トンにつき 1,236千円
種子種苗生産関連 施設 （野菜）	温室（軒高が3.5m以上のものを 除く。）	39千円/m ²
有機物処理利用施 設	堆肥等生産施設	計画処理量1トンにつき 592千円

共通 2

産地生産基盤パワーアップ事業の施設の基準

交付等要綱別表 1 及び 2 のⅡの事業の施設整備の補助対象基準は、次のとおりとする。

施設等	補助対象基準
耕種作物産地基幹施設整備	(略)
(略)	
(略)	
(略)	(略)
集出荷貯蔵施設	(略)
(略)	(略)
予冷施設	(削る。) (削る。)
貯蔵施設	・ (略) (削る。)

交付等要綱別表 1 及び 2 のⅡの事業の施設整備の補助対象基準は、次のとおりとする。

施設等	補助対象基準
耕種作物産地基幹施設整備	(略)
(略)	
(略)	
(略)	(略)
集出荷貯蔵施設	(略)
(略)	(略)
予冷施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>青果物広域流通システム構築の取組において移動式真空予冷装置を整備する場合は、真空予冷施設をトレーラーの寸法に納め、運搬・移動を可能とした装置とする。また、補助対象は真空予冷装置部のみとし、トレーラー本体は補助対象としないものとする。</u> ・ <u>青果物広域流通システム構築の取組において保冷コンテナを整備する場合は、トラック輸送から鉄道輸送等への転換を図り、効率的なコールドチェーンを構築するために必要な冷凍・冷蔵機能を有するものとする。</u>
貯蔵施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ (略) ・ <u>青果物広域流通システム構築の取組において、拠点保冷貯蔵施設として整備する場合、流通コストの低減に向けて、トラック輸送か</u>

	・ (略)
(略)	(略)
青果物流通拠点施設	・ (略) (削る。)
(略)	
通い容器関連施設	・ 通い容器の洗浄・保管等に必要な施設とし、 <u>国産原材料サプライチェーン構築の取組を行う場合に整備することができる。</u>
(略)	
(略)	(略)

共通 3

新市場対応に向けた拠点事業者の育成及び連携産地の体制強化、国産シェア拡大対策（園芸作物等）及び産地パワーアップ計画（収益性向上対策）の面積要件

	<u>ら鉄道輸送等への転換を図るため、交通の拠点等に設置することとし、農業振興地域以外にも設置できるものとする。ただし、この場合にあっても、当該施設に貯蔵されるものは、原則として、農業振興地域内で生産されたものに限るものとする。</u> ・ (略)
(略)	(略)
青果物流通拠点施設	・ (略) ・ <u>青果物広域流通システム構築の取組においては、産地間連携による複数産地の青果物の集出荷の拠点となる施設とし、流通業者に限り整備することができるものとする。</u>
(略)	
通い容器関連施設	・ 通い容器の洗浄・保管等に必要な施設とし、 <u>国産原材料サプライチェーンの構築及び青果物広域流通システムを構築する場合に整備することができる。</u>
(略)	
(略)	(略)

共通 3

新市場対応に向けた拠点事業者の育成及び連携産地の体制強化、国産シェア拡大対策（園芸作物等）及び産地パワーアップ計画（収益性向上対策）の面積要件

ア (略)

取組名	品目	面積要件	留意事項
(略)	(略)	(略)	(略)
畑作物・地域特産物	いも類	<u>ばれいしよ</u> 北海道：50ha (ただし、でん粉原料用については複数市町村にまたがる広域的な産地の場合は、構成する市町村数に、50ヘクタールを乗じた面積) 都府県：25ha (ただし、でん粉原料用については複数市町村にまたがる広域的な産地の場合は、構成する市町村数に、25haを乗じた面積)	
		<u>かんしょ</u> 25ha (ただし、でん粉原料用については複数市町村にまたがる広域的な産地の場合は、構成する市町村数に、25ヘクタールを乗じた面積)	
		<u>ばれいしよ</u> 北海道：25ha 都府県：10ha	

ア (略)

取組名	品目	面積要件	留意事項
(略)	(略)	(略)	(略)
畑作物・地域特産物	いも類 (新設)	北海道：50ha (複数市町村にまたがる広域的な産地の場合は、構成する市町村数に50ヘクタールを乗じた面積) 都府県：25ha (複数市町村にまたがる広域的な産地の場合は、構成する市町村数に25ヘクタールを乗じた面積)	
		(新設) (新設)	
		<u>ばれいしよ</u> 北海道：25ha 都府県：10ha	

			準備する場合とする。
		(削る。)	(削る。)

イ・ウ (略)

エ 交付等要綱別記2の別紙1のIの1(7)のイに規定する優先枠において、産地パワーアップ計画については、ア及びイの定めによらず、5戸以上の農業者が参加し、又は取組面積が1ha以上であることとする。

オ 別記2別紙1のII(10)アに規定する推進枠において、中山間地域所得向上計画又は中山間地域所得確保計画と連携する産地パワーアップ計画については、ア及びイの定めによらず、本事業に取り組むことができるものとする。

カ～ク (略)

共通5 基金管理団体の事務費の範囲

区分	内 容
旅 費	(略)

			る。
		かんし よ	50ha

イ・ウ (略)

(新設)

エ 別記2別紙1のII(10)アに規定する優先枠において、中山間地域所得向上計画又は中山間地域所得確保計画と連携する産地パワーアップ計画については、ア及びイの定めによらず、本事業に取り組むことができるものとする。

オ～キ (略)

共通5 基金管理団体の事務費の範囲

区分	内 容
旅 費	(略)

人件費	○業務に直接従事する者に支払う実働に応じた対価 (※)
賃 金	(略)
(略)	(略)

共通6 収益性向上対策・生産基盤強化対策の採択基準等について

I 整備事業

1・2 (略)

3 取組主体事業計画の採択に当たっては、交付等要綱に照らして適正であること並びに効果的・効率的な事業実施の確保について審査を行い、共通8の2から3までの合計ポイントが16ポイント以上の取組主体事業計画を選定するものとする。

4 (略)

5 各都道府県の取組主体事業計画の採択と併せて、都道府県附帯事務費を配分するものとする。

共通8 整備事業における配分基準について

1 (略)

(新設)	(新設)
賃 金	(略)
(略)	(略)

共通6 収益性向上対策・生産基盤強化対策の採択基準等について

I 整備事業

1・2 (略)

3 取組主体事業計画の採択に当たっては、交付等要綱に照らして適正であること並びに効果的・効率的な事業実施の確保について審査を行い、共通8の2から5までの合計ポイントが16ポイント以上の取組主体事業計画を選定するものとする。

4 (略)

5 各都道府県のポイントの一番高い取組主体事業計画の採択と併せて、都道府県附帯事務費を配分するものとする。

共通8 整備事業における配分基準について

1 (略)

メニュー	施設等	類別											
(略)	(略)												
(削る。)	(削る。)	(削る。)											
農畜産物輸出に向けた体制整備 (注) 4	耕種作物産地基幹施設整備	03	04	05									

(注) 1・2 (略)

3 新市場獲得対策のうち新市場対応に向けた拠点事業者の育成及び連携産地の体制強化の取組を実施する場合、「協働事業計画」の到達目標に「総出荷量に占める加工・業務向け出荷量の割合を年平均3ポイント以上増加」を設定している場合に限り、「国産原材料サプライチェーン構築」のメニューに掲げる成果目標から選択して成果目標を設定することができるものとする。

(削る。)

4 (略)

(削る。)

メニュー	施設等	類別											
(略)	(略)												
青果物広域流通システム構築 (注) 4	集出荷貯蔵施設	03											
農畜産物輸出に向けた体制整備 (注) 5	耕種作物産地基幹施設整備	04	05	06									

(注) 1・2 (略)

3 新市場獲得対策のうち新市場対応に向けた拠点事業者の育成及び連携産地の体制強化の取組を実施する場合、「協働事業計画」の到達目標に「総出荷量に占める加工・業務向け出荷量の割合を年平均3ポイント以上増加」を設定している場合に限り、「国産原材料サプライチェーン構築」又は「青果物広域流通システム構築」のメニューに掲げる成果目標から選択して成果目標を設定することができるものとする。

4 青果物広域流通システム構築の取組を行う場合は、類別03を必須とし、当該施設で取り扱う作物（野菜及び果樹）の成果目標から1つ、合計2つの成果目標を立てることができる。

5 (略)

6 中山間地域の体制整備の取組を行う場合は、対応するメニュー（土地利用型作物、畑作物・地域特産物、果樹、野菜及び花き）及び整備する施設に対応した成果目標から1つ、合計2つの成果目標を立てることができることに加え、5ポイントを加算することができる

5 共通メニュー（種別P1～P4）は、2つの成果目標のうちいずれか1つまで選択することができるものとする。

2 (略)

メニュー	類別	達成すべき成果目標基準及びポイント	成果目標に対する現況値ポイント
(略)			
(略)	(略)	(略)	
	(略)	(略)	(略)
花き	M7	<p>・当該品目の全出荷量に占める積載効率の向上等に資する出荷規格の割合を5ポイント増加。 20ポイント以上・・・・・・・・</p> <p>10ポイント</p> <p>16ポイント以上・・・・・・・・</p> <p>8ポイント</p> <p>13ポイント以上・・・・・・・・</p> <p>6ポイント</p> <p>9ポイント以上・・・・・・・・</p> <p>4ポイント</p> <p>5ポイント以上・・・・・・・・</p> <p>2ポイント</p>	<p>・現状の当該品目の全出荷量に占める積載効率の向上等に資する出荷規格の割合が、全国値に対して10%以上。 30%以上・・・・・・・・5ポイント</p> <p>ト</p> <p>25%以上・・・・・・・・4ポイント</p> <p>ト</p> <p>20%以上・・・・・・・・3ポイント</p> <p>ト</p> <p>15%以上・・・・・・・・2ポイント</p> <p>ト</p> <p>10%以上・・・・・・・・1ポイント</p> <p>ト</p>

る。

7 共通メニュー（種別P1～P3）は、2つの成果目標のうちいずれか1つまで選択することができるものとする。

2 (略)

メニュー	類別	達成すべき成果目標基準及びポイント	成果目標に対する現況値ポイント
(略)			
(略)	(略)	(略)	
	(略)	(略)	(略)
花き	M7	<p>・当該品目の全出荷量に占める湿式低温流通の割合を5ポイント増加。 40ポイント以上・・・・・・・・</p> <p>10ポイント</p> <p>30ポイント以上・・・・・・・・</p> <p>8ポイント</p> <p>20ポイント以上・・・・・・・・</p> <p>6ポイント</p> <p>10ポイント以上・・・・・・・・</p> <p>4ポイント</p> <p>5ポイント以上・・・・・・・・</p> <p>2ポイント</p>	<p>・現状の当該品目の全出荷量に占める湿式低温流通の割合が、全国値に対して3ポイント以上高い。 15ポイント以上・・・・・・・・5ポイント</p> <p>12ポイント以上・・・・・・・・4ポイント</p> <p>9ポイント以上・・・・・・・・3ポイント</p> <p>10ポイント以上・・・・・・・・</p> <p>6ポイント以上・・・・・・・・2ポイント</p> <p>3ポイント以上・・・・・・・・1ポイント</p> <p>ポイント</p>

(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)	青果物広域 流通システ ム構築	03	・流通コスト（単位数量当たり の集出荷・販売経費）を5%以 上削減。 20%以上・・・・・・・・・・ 10ポイント 16%以上・・・・・・・・・・ 8ポイント 13%以上・・・・・・・・・・ 6ポイント 9%以上・・・・・・・・・・ 4ポイント 5%以上・・・・・・・・・・ 2ポイント ※一つの取組において、本成果 目標を選択した場合は、類別K5 及び類別L4のうち「流通コス ト」の成果目標を選択すること はできない。	・生産者及び流通業者による一 体的な取組を行っている。 協議会を組織して取り組んでい る ・・・・・・・・・・ ・5ポイント ※なお、協議会とは、代表者、 組織及び運営についての会則が 策定されており、その事業内容 が成果物の流通コストの削減に 向けた取組であることとする。
農畜産物輸 出に向けた 体制整備	03	(略)	(略)	農畜産物輸 出に向けた 体制整備※	04	(略)	(略)
	04	(略)	(略)	本成果目標 中におい て、HAC	05	(略)	(略)
	05	(略)	(略)		06	(略)	(略)

				<u>CP等認定</u> <u>とは 食品</u> <u>の製造工程</u> <u>の管理の高度化</u> <u>に関する臨時措置</u> <u>法（平成10</u> <u>年法律第59</u> <u>号）に基づ</u> <u>く高度化計</u> <u>画及び高度</u> <u>化基盤整備</u> <u>計画の認定</u> <u>とする。</u>			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
共通	P1	生産コスト（※1）又は集出荷 コスト（※2）を6%以上削 減。 10%以上削減・・・・・・・・ 10ポイント 6%以上削減・・・・・・・・ 6ポイント （※1）単位面積又は重量当た りの全生産コストとする。 （※2）共同利用施設の運営コ ストとする。	(略)	共通	P1	生産コスト（※1）又は集出荷 コスト（※2）を6%以上削 減。 10%以上削減・・・・・・・・ 10ポイント 6%以上削減・・・・・・・・ 6ポイント （※1）単位面積又は重量当た りの全生産コストとする。 （※2）共同利用施設の運営コ ストとする。	(略)

		※成果目標に別記2の第4の5の(1)のアの①を設定する場合に選択できるものとする。	
(略)	(略)		(略)

3 (略)

4 都道府県加算ポイント
(略)

都道府県加算ポイントの内容
<p>整備事業を実施する取組主体が策定する取組主体事業計画のうち、都道府県において、特に重要性が高く優先的に事業を実施する必要があると判断したものについて、加算対象とする取組主体事業計画を選択できることとする。</p> <p>これらの取組主体事業計画については、各都道府県において加算するポイントの合計が年間2ポイント（北海道にあっては、3ポイント）に別記2の第17の1のポイントを増減したポイントを超えない範囲で、1又は2ポイントを加算できるものとする。</p>

(削る。)

		※成果目標に別記2の第4の5の(1)のアの②を設定する場合に選択できるものとする。	
(略)	(略)		(略)

3 (略)

4 都道府県加算ポイント
(略)

都道府県加算ポイントの内容
<p>整備事業の取組主体が策定する整備事業計画のうち、都道府県において、特に重要性が高く優先的に事業を実施する必要があると判断したものについて、加算対象とする取組主体事業計画を選択できることとする。</p> <p>これらの取組主体事業計画については、各都道府県において加算するポイントの合計が年間2ポイント（北海道にあっては、3ポイント）に別記2の第17の1のポイントを増減したポイントを超えない範囲で、1又は2ポイントを加算できるものとする。</p>

5 優先枠加算ポイント

2から4に定めるポイントに加え、以下の(1)又は(2)の取組を行う場合はポイントを加算できるものとする。ただし、2から5までのポイントの合計は37ポイントを上限とする。

優先枠加算ポイントの内容

5 特別加算ポイント

2から4までに定めるポイントに加え、以下の(1)及び(2)に該当する場合はポイントを加算できるものとする。

特別加算ポイントの内容

(1) 整備事業の受益者の過半数が、割当内示日までに、革新計画の認定を受けている又は当該認定を受けることが確実であって、取組主体事業計画の内容が当該革新計画の内容と合致している場合には、当該取組主体事業計画に1ポイント加算できるものとする。

地方農政局長等は、特別加算ポイントを与えられた取組主体事業計画が、当該ポイントに該当する配点基準の内容と異なる状況となったことで（地方農政局長等が自然災害等、やむを得ない事情があると認める場合を除く。）、当該事業の採択水準を満たすポイントを下回ることが明らかとなった場合において、事業申請者が自ら当該事業を取り下げ、中止又は廃止することについて、あらかじめ事業申請者から同意を得るものとする。

(2) 地域計画について、産地パワーアップ計画に定める産地が所在する市町村の過半以上において、以下のア及びイの要件を満たす地域計画（以下「将来像が明確化された地域計画」という。）を策定している場合は、当該取組主体事業計画に1ポイント加算できるものとする。

ア 農用地の利用の集積に関する目標

地域計画に記載する「将来の目標とする集積率」（以下「目標集積率」という。）について、次に掲げる基準を全て満たすものであること。

(ア) 目標集積率が、「現状の集積率」（以下「現状集積率」という。）を下回らないこと。

(イ) 目標集積率が8割以上であること。

ただし、都府県にあっては、農業地域類型（「農林統計に用いる地域区分の制定について」（平成13年11月30日付け13統計第956号農林水産省大臣官房統計情報部長通知）の農業地域類型区分別基準指標の分類をいう。以下同じ。）が、市町村を単位と

(1) 別記2の別紙1のIIの(10)のアに定める中山間地域の体制整備の取組に該当する取組主体事業計画については、優先枠の範囲内で5ポイントを加算できるものとする。

ただし、中山間地域所得向上計画又は中山間地域所得確保計画と連携する産地パワーアップ計画の合計が優先枠の範囲内に満たない場合には、中山間地域所得向上計画又は中山間地域所得確保計画と連携しない中山間地域の産地パワーアップ計画にも加算できるものとする。

(2) 別記2の別紙1のIIの(10)のイに定める農産物輸出に向けた体制整備の取組に該当する取組主体事業計画については、優先枠の範囲内で5ポイントを加算できるものとする。

(新設)

して中間農業地域又は山間農業地域である場合、目標集積率が次のいずれかを満たせば可とする。

- ① 現状集積率が5割未満の場合にあつては、6割以上であること
- ② 現状集積率が5割以上6割未満の場合にあつては、現状集積率から10ポイント以上増加するものであること
- ③ 現状集積率が6割以上の場合にあつては、6割以上であること

イ 農業を担う者が定められていない農用地等の面積の割合

地域計画に記載する「区域内の農用地等面積」から「地域内の農業を担う者一覧」に掲げる者の「10年後」における「経営面積」及び「作業受託面積」の合計を控除した面積の割合が、次に掲げる基準を満たすものであること。

(ア) 農業地域類型が都市的地域又は平地農業地域である場合にあつては、1割未満であること

(イ) 農業地域類型が中間農業地域又は山間農業地域である場合にあつては、2割未満であること

共通9 基金事業における配分基準

収益性向上対策の成果目標等に関するポイントの基準について、以下のとおり定める。

成果目標等に関するポイントの内容

○取組主体事業計画の目標値（以下の項目のうち、いずれか一つ選択すること。ただし、「燃料使用量の15%以上の低減」については、施設園芸エネルギー転換枠に限って選択できることとする。）

- ・ (略)
- ・ 燃料使用量の15%以上の低減
 - 60%以上・・・10ポイント
 - 50%以上・・・8ポイント
 - 40%以上・・・6ポイント
 - 30%以上・・・4ポイント
 - 15%以上・・・2ポイント

共通9 基金事業における配分基準

収益性向上対策の成果目標等に関するポイントの基準について、以下のとおり定める。

成果目標等に関するポイントの内容

○取組主体事業計画の目標値（以下の項目のうち、いずれか一つ選択すること。ただし、「燃油使用量の15%以上の低減」については、施設園芸エネルギー転換枠に限って選択できることとする。）

- ・ (略)
- ・ 燃油使用量の15%以上の低減
 - 60%以上・・・10ポイント
 - 50%以上・・・8ポイント
 - 40%以上・・・6ポイント
 - 30%以上・・・4ポイント
 - 15%以上・・・2ポイント

(削る。)	<u>○輸出優先枠との連携</u> <u>・整備事業の輸出優先枠の取組と連動した取組・・・5ポイント</u>
<u>○特別加算ポイント</u> <u>受益者の過半数が、都道府県事業計画の妥当性協議までに革新計画の認定を受けている又は当該認定を受けることが確実であって、取組主体事業計画の内容が当該革新計画の内容と合致している場合には、当該取組主体事業計画に1ポイント加算できるものとする。</u>	(新設)
(略)	(略)

附 則

- 1 この改正は、令和7年1月24日から施行する。
- 2 この通知による改正前の要綱に基づいて実施している事業については、なお従前の例による。